

# [研究ノート]

## カルテル経済から市場経済、そしてカルテル化市場経済へ

大 澤 一 雄

- 〈目 次〉
1. はじめに
  2. 第二次世界大戦直後から四カ国分割占領の成立まで
  3. 通貨改革の断行 [S.122]
  - 付論：西側における通貨改革の断行について [S.128]
  4. ドイツ連邦共和国の成立とその再軍備にいたるまで
    - 4-1 ドイツ連邦共和国成立のプロセス [S.133]
    - 4-2 通貨改革から朝鮮戦争まで [S.136]
    - 4-3 市場経済体制 [S.141]
    - 4-4 マーシャル・プランにおける「見返勘定」 [S.142]
    - 4-5 社会的市場経済と社会政策 [S.150]
  5. おわりに

## 1. はじめに

以下において、米英仏による当時のドイツの西側占領地域における、特に、1945年から通貨改革の断行(1948年6月20日)と、それ以降の「社会的市場経済」政策のもとで、第二次世界大戦にドイツ帝国において確立されていたカルテル経済が第二次世界大戦中にその役割を果たしており、そして、1958年1月1日から施行されるカルテル制限法についてみる。

## 2. 第二次世界大戦直後から四カ国分割占領の成立まで

「1945年5月8日、ついにナチス・ドイツが連合国に無条件降伏した<sup>01)</sup>。・・・(中略)・・・連合国は、ナチ党と集権的国家機構を解体し、軍国主義を根絶して社会を根底から民主化する、という点においては一致し・・・(中略)・・・実際、ポツダム協定はドイツを経済的統一体としてみなすこと<sup>02)</sup>を定めたが、占領手段としては占領地区に区割りされた分割方式<sup>03)</sup>を想定した<sup>04)</sup>ことに平島健司

01) この無条件降伏に至った当時のドイツの戦時下における状況に関して、グスタフ・シュトルパー(Gustav Stolper)\*は「第一次世界大戦の結末などとは殆ど比較にならない状態であった。・・・(中略)・・・ロシア軍が短期間東プロシアに侵入したことを除けば、・・・(中略)・・・敗戦と多大の領土喪失にも拘らず、ドイツ国家は存続し、・・・(中略)・・・人々は自分の町、自分の村、自分の家、自分の家族を再び見出すことができた。第二次世界大戦においては、ドイツは最後にみずから戦場になった。・・・(中略)・・・ドイツはいまや国家のない地域、・・・(中略)・・・自分の法律も裁判所もたず、行政も公的秩序もないままに、戦勝国に引き渡されたのである。・・・(中略)・・・領土はその四分の一を失い、人口の十分の一は死んでしまった。住民は飢えに晒され、数百万の人間が宿も財産もなかった。外国との連絡は断ち切られていた。鉄道、郵便、電話は不通、新聞は発行不能、ドイツは声を立てる術さえ失ってしまった」と述べている。

※本稿の以下において、グスタフ・シュトルパー(Gustav Stolper)については、G.シュトルパーと示す。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.194

また、鬼丸豊隆氏は「戦災によって破壊され、あるいは、賠償の一部として連合軍に解体撤去された工場を前にして、国民は、明日からの生活を立てていくため、さしあたって、働くための職場を確保することからはじめなければならなかった。一部では工場を復活させたのは、経営者ではなく、そこで働いていた労働者たちであった」ことに言及されている。

鬼丸豊隆著：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.6～7

02) ドイツの無条件降伏の後のポツダム協定に関して、鬼丸豊隆氏は「1945年6月5日、四カ国共同覚書をもってドイツ最高権限掌握を宣言するとともに、ドイツが1937年12月末日現在で保有していた領域を・・・(中略)・・・四地区に分割して米英仏ソ四カ国がそれぞれその占領を担当し、また、ベルリン地区も四つに分割することになった。・・・(中略)・・・ついで、45年7月17日、ポツダムで米英ソ三国主脳会談がおこなわれ、同年8月2日にいわゆる『ポツダム協定』が締結された。この協定の線にそって四カ国は協力した、最高権限の掌握、旧ドイツ軍隊の武装解除、軍事施設および軍需産業の非軍事化ならびにナチ組織の解体などの終戦処理を完了した」点を示されている。更に、鬼丸豊隆氏は「各占領軍当局は占領地域ごとに地方行政の再編成に着手し、州機関以下のドイツ人による行政組織を認めてこれに自治権をあたえ、戦後の混乱収拾にあたった。また、経済面においては、ドイツ工業の非軍事化とドイツ人に必要最小限度の生活を維持するに足る産業の保持を認め、ドイツを単一の経済単位として扱うものと仮定したうえでドイツに許容されるべき第一次工業水準を決定した」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.61～62

グスタフ・シュトルパー(Gustav Stolper)は「この目的のために、『特に、金融、交通、運輸、外国貿易および工業の分野で』連合国の監督の下に一つの中央官庁が新たに設置されることが定められた。『ドイツ全体』に関する問題は全て四カ国政府、即ち連合国管理理事会\*に委ねられた」ことに言及している。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.196～197

G.シュトルパーが述べている「管理理事会」に関して、平島健司氏は「ポツダム協定は、ドイツを経済的統一体としてみなすことを定めたが、占領手段としては占領地区に区割りされた分割占領方式を想定したのである。すなわち、ドイツの最高統治権力は、フランスを加えた連合国四カ国の最高司令官が構成する管理理事会に帰属する一方、四つの占領区においてはそれぞれの最高司令官が最終的決定権をもつ、と明記された。そのうえ、当初の方針に反して占領区ごとにドイツ側行政局の設置が認められ」ていたことに言及されている。

木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.336

03) この「占領地区に区割りされた分割方式」に関して、G.シュトルパー「住民が驚愕したことには、米軍は彼らが占領していたザクセン州とチューリンゲン州から撤退し、英軍もメクレンブルクの一部から退いて、そこを協定\*通りソ連軍に空け渡し、それに対しソ連軍は西ベルリンを西欧占領軍に引き渡した」点に言及している。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.195

ここでG.シュトルパーが「協定」と表現していることは、1945年8月2日のポツダム協定に先だって1945年2月にヤルタ協定の中で四つの占領地区が画定されており、1945年6月5日にドイツを分割占領した米英ソ仏の四大国がドイツに対する最高権力を引受けたことを布告した。その内容についてG.シュトルパーは「中央政府として連合国管理理事会が設置された。それはベルリン

氏は言及されている。

平島健司氏は「占領された側に目を転ずれば、そこには戦災によって瓦礫と化した社会があった。・・・(中略)・・・同じく損壊が著しかったのは寸断された輸送・交通システムであった。・・・(中略)・・・ソ連地区では、占領が開始するやいなや鉄道網も闇雲[やみくも]な押収の対象<sup>95)</sup>となり、複線が単線化されてしまった。押収がとだえたのちには、主要企業が『ソヴェト所有株式会社』<sup>96)</sup>とされ、それらの生産から賠償が確保された。しかし、ソ連地区での著しい押収<sup>97)</sup>は例外であり、生産設備が受けた被害はむしろ軽微であった。30年代なかばから旺盛な設備投資がおこなわれていたドイツ工業にはようやく終戦間際となって戦災がおよんだにすぎなかった」<sup>98)</sup>

点を指摘されている。

平島健司氏は「膨大な数のドイツ人『被追放民』の流入が、占領区に大きな課題を突きつけた。・・・(中略)・・・その総数は1,000万人以上におよんだとされる。都市部から農村部に疎開していた人々の期間の流れがこれに拍車を加えた。また、戦時中ポーランドをはじめとする周辺諸国から強制労働への従事を目的としてドイツ国内に移住を強いられた、800万から1,000万人に達する『難民』を故国に移送する問題も生じた。・・・(中略)・・・48年10月までには英米占領区の人口が36年の水準よりも四分の一程も増加した、といわれている。この結果、食糧<sup>99)</sup>と住居<sup>100)</sup>を確保し、社会困窮へ対処することが当面の課題となった」<sup>101)</sup>ことに言及している。

に置かれ、連合軍占領軍の四人の司令官と所属行政機関によって構成されていた。・・・(中略)・・・各国軍司令官は、管轄する地域について執行権を保持するとともに、その地域の唯一の責任者となった。・・・(中略)・・・各国軍司令官は、その軍隊が終戦時にまだ所定の地区に入っていない場合、あとから軍隊をそこに軍隊を心中させた」ことを示している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.195

- 04) この「占領地区に区割りされた分割方式」に関して、平島健司氏は「連合軍にとっては、食糧の供給や治安の維持など、差し迫った課題に対処するためにドイツ側から行政上の協力をえることが不可欠であった。地方レベルでは、非ナチ化に本格的に着手する前に旧体制の行政職員がそのまま用いられた」\* ことに言及され、更に、平島健司氏は「アメリカは、・・・(中略)・・・ドイツ側に広範な権限を委ねた。イギリスは、占領軍独自の中央官庁を設立し、ドイツ側の行政機関や州首相議会がこれに対峙した。・・・(中略)・・・ドイツ側行政がもっとも制限されたのはフランス地区であり、特別なかたちでザール地域がフランス本国に統合されたほか、三つの州が協力関係を制度化することは認められなかった。・・・(中略)・・・ソ連地区では・・・(中略)・・・州は早期に設立されたが、実質的な行政機能は州の上に設置された中央行政機関がはたした」点に言及されている。木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.335～336

\* 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.336

木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.337～338

また、分割統治されたそれぞれの占領地域に関して、当時、『ソ連がドイツの農業をイギリスが工業をとったのにたいして、アメリカは風景をとった』という風刺をもって表現された」ことに鬼丸豊隆氏は言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.62

- 05) G. シュトルパーは「ポツダム協定によって、ソ連は『自己の賠償分を以てポーランドの賠償要求をも満た』さなければならなかった。・・・(中略)・・・ソ連は直ちに工場施設の解体と搬出にとりかかった。それは徹底的に行われ、鉄道の線路や高圧線・電信線、住宅や官庁のガス水道設備にいたるまで、・・・(中略)・・・複線の鉄道路線は、その殆ど全てが、第二軌道を枕木と共に東方に運び去られた。単線の場合でさえ、線路を失って営業を停止せざるをえないものが二三あった」ことに言及している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.206

- 06) このソヴェト所有株式会社について、G. シュトルパーは「1947年以後には、物質的な解体に代わって、法律上の解体が行われた。重要な大工業企業は接収され、ソヴェト株式会社に改組された。・・・(中略)・・・最初のソヴェト株式会社は1946年 6月、軍政管理局の指令に基づいて設立された。それによって213の大企業と鉱山が無期限にソ連の所有に移された。その結果、地区の工業生産のほぼ30%がソ連の国家経済の支流になってしまった。・・・(中略)・・・1951年秋にソヴェト株式会社に働いていたドイツ人工業労働者の数は325,000人と見積もられたが、これは七人に一人という割合になろう」ということに言及している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.208

- 07) G. シュトルパーは「ソヴェト地区が実際に行った賠償給付がどの位の額になったか、それは正確には到底知られえない。ソ連邦政府の計算によれば、施設撤去とその他の賠償給付の価値は、1938年の世界市場価格で算定して42億9,200万ドルに上っている。西ドイツで行われた計算は、その三倍の金額に達している。賠償給付を時価で評価すれば、1953年までの8年間に、少なくとも400億から500億マルクが支払われたといえるであろう。その上150億マルクと評価された占領負担金は、上の計算には含まれていないのである。・・・(中略)・・・これほどの放血は、いかに努力したところで補充できるものではなかった。ソヴェト地区のドイツは後進性と貧困の宣告を受け、それがいつまで続くかみとおすこともできない」と指摘している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.209

- 08) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.338

- 09) 鬼丸豊隆氏は「ヨーロッパ(ロシアをのぞく)の小麦生産高をみると、1913年(第一次世界大戦前)の3,540万トンから21年(第一次

平島健司氏は「ドイツの経済的一体性をめぐって連合 国のあいだに方針の食い違い<sup>12)</sup>がやがて明らかになった。

大戦後)には3,310万トンに減少しているが、他面、世界全体(ロシアをのぞく)の生産高は、8,220万トンから8,460万トンに増加している。また、世界の米の生産高も、1913年の6,700万トンから21年～22年平均では8,600万トンと大幅に増加している。第一大戦中は、戦争による被害がヨーロッパのごくかぎられた地域にとどまったからである。したがって、食糧にかんするかぎり、ヨーロッパでもまたアジアでもほとんど困難な問題が派生するようにはなかった。ところでドイツでも第一次大戦のときは本土が戦場になることはなかったし、終戦時まで交戦国によって占領された地域もなかった。東ドイツ地域の余剰農産物によって全国民の食生活を一応維持することができた。・・・(中略)・・・第二次大戦後の食糧事情は、まったくその様相を一変してしまった。戦争が世界的な規模でおこなわれたこと、しかも激しい近代戦によって戦勝国・敗戦国の別なく交戦国の大半がひどい戦災を蒙ったことを主因として、工業生産はもちろん、農業生産もいちじるしく減退してしまっただからである。終戦の年である45年のヨーロッパにおける食用穀物(小麦・ライ麦)の収穫高は、34年～38年平均の45%減、飼育用穀物(からす麦・大麦・とうもろこし)は38%減という大幅な減少を示した。しかも、・・・(中略)・・・アジアの米産国の輸出が激減した。・・・(中略)・・・46年から47年にかけて、世界全体で4,200万トンの小麦を必要としたのに、過剰生産国の小麦在庫はわずか2,800万トンしかないというという心細い状態であった。・・・(中略)・・・ドイツでは、敗戦によって国家権力が地に落ちると同時に、戦時中ドイツ国内で農業に従事させられていた数百万にのぼる外国人労働者が一斉に作業を放棄し、あまつさえ、かれらにはその後国内で生産された農作物を優先的に提供しなければならないこととなった。一方、これにかわるべきドイツ人労働者は、当時まだ捕虜として国外に抑留されていたので、その補充ができないという状態であった。また、重要な輸送機関・食糧供給施設は戦争によって破壊され、しかも戦災をまぬがれたものも、ほとんど全部といってよいくらい連合国の軍用に供されなければならなかった。・・・(中略)・・・西ドイツの食糧難を決定的なものとした根本的な原因は、東西両ドイツの分割であった。戦前には、東ドイツは、・・・(中略)・・・農業を主とする重要な国内食糧補給基地であった。ところが、戦後はこの地域がソ連に占領され、鉄のカーテンによって遮断されたため、その余剰農産物はまったく入手できなくなったのである。しかも、この地域から西ドイツに流入してきた約1,000万人にのぼる引揚者と避難民をも、西ドイツ農業だけで養わなければならないこととなった」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.77～79

- 10) G. シュトルパーは「殆どドイツ国民の十分の一の命を犠牲にした放血があったにも拘らず、人口密度は、特に米英両地区において予想外の勢いで高まっていたのである。大都市では住宅の三分の二以上が灰燼に帰していたから、宿を失った家族は、農村と戦災を免れた小都市に送りこまれた。・・・(中略)・・・彼らの所持品は、大抵の場合、身にまとい手にさげたものだけであった。こうして例えば、主として農村から成るシュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州においては、難民や浮浪者の流入によって、住民が短期間に70%も増加し、最後には農村人口の三人に一人が、土地をもたずに迷い歩く他所者だという状況になった。他の家族を一世帯も同居させていないような農家は殆ど一軒もなかった。・・・(中略)・・・居住空間に関しても、いまや以前に増してきびしい割当制が行われた。もはや誰も住宅を一人占めにはできなかった。多くの大都市で、一人当たり12平方メートルが基準とされた。それが廊下であろうと、台所、居室或いは浴場であろうと、とにかく12平方メートルである【下線部分：本稿筆者追補】。ふくれ上がった役所の住宅課は、空部屋を見つけ次第それを徴発し、どの家族がどの家で間借りし、また又借りすればよかを決定した。多くの家族が防空壕や兵営や菜園小屋で暮らしていた。1949年になっても、難民四世帯のうちようやく一世帯が正式の借家人として自分の住処をもつことができるようになっただけであった」ことに言及している。

G. シュトルパー 他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.222～223

- 11) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.338～339

更に、平島健司氏は「大規模な人口移動は、ドイツ社会に激変をもたらした・・・(中略)・・・小都市や農村部において宗派別【カトリックとプロテスタントといったキリスト教における宗派の意味：本稿筆者追補】に形成されていた歴史的な地域共同体に終止符が打たれた」ことに言及されている。

木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.339

このように平島健司氏が指摘されている「歴史的な地域共同体」が崩れ去ることに関連しているものとして、G. シュトルパーは「故郷を追われた人々、故郷を失った人々が、地元の住民に同化しないままに、あたかも一つの独自の集団を形づくっているような観を呈した。古い社会階層を横切って、風俗習慣や方言や宗教を異にする『難民』と『地元民』、更に財産を所有する者と、空襲や追い立てを通じて無一物になった者、こういった新しい階級が生まれたかに見えたほどであった。戦争の盲目的恣意による物資の分配は公正であろうか、それは功績や業績と何の関係があるのだろうか、こういう問いを発する人も多かった。早くも『故郷を追われた者と権利を奪われた者』の政党がつくられようとした。しかし占領軍は、新たなラディカリズムの興隆を抑止するため、この種の政治的団体は一切禁止してしまっただからである。・・・(中略)・・・」ことに言及している。

G. シュトルパー 他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.223

- 12) それぞれの連合国の方針に関して、鬼丸豊隆氏は「イ. アメリカは第二次大戦中連合国側の中核として戦い、その戦意もきわめて旺盛であったが、それだけに終戦直後のドイツ管理にあたって強い敵対感情を露骨にあらわした。ことに44年9月のケベック会談のさい財務長官モーゲンソーが唱えたドイツの農業国化政策はそのまま実行されはしなかったものの、ほぼこれに近い方針が打ち出された。しかしこのような報復を意図する連合国の過酷な対独政策は、現実にはドイツの占領管理が進められていくにしたがい、だいたい反省がくわれられ、緩和されていった。ロ. 過去40年の間に二回もドイツの侵略を受け、その占領下に辛酸をなめたフランスが対独不信と憎悪にみちた占領政策をおこなったことは無理もないことであった。したがって、占領管理はきわめて冷厳で、たんに軍事力の破壊ばかりでなく、経済的には戦争潜在力としてのドイツ工業の徹底的な制限と、政治的には地方分権

アメリカは、占領費用の負担<sup>13)</sup>を軽減し、ヨーロッパ経済の復興を急ぐため、ドイツ経済を弱体化させる占領方

化をとらえた。ハ、イギリスの対独管理政策は、比較的生成できわめて現実的であった。アメリカの富と力とをもってする以外には、西欧民主主義とその国際社会の復興・防衛は不可能であるという見地に立ってアメリカの政策を支持した。また、アメリカとフランスとの間の妥協をはかって西欧側の足並みを整えることに努力した。ニ、ソ連はドイツを西欧共産化の基地とすることを目的とし、したがって、対独管理政策の目標もドイツをソヴィエト化すると同時に、これをソ連陣営内の強力な一翼とすることにおかれた。しかし、当初はヒトラー治下で徹底した反共教育を受けたドイツ人にたいし、ソ連はきわめて慎重な態度をもってのぞんだ。まず、早急な共産化をひかえてドイツ民衆の反共感情を緩和することにつとめ、他国に率先して管理を緩めて人心の収攬をはかり、他方、ドイツ共産党を育成してこれに主導権を握らせ、逐次ドイツ人自身の手で共産化を進めるといふ政策をとった」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.62

G.シュトルパーは「ドイツによる将来の危険に対する保障措置は、ドイツの産業に武器および戦争資材の製造を永久に不可能ならしめることであった。ポツダム協定は、今度どの工業施設がその利用を許され、またどれが許されないかについて、まだ詳しい指示をあたえてはなかった。しかしそこにはあらゆる『金属および化学製品の製造、機械の製造、また戦時経済に直接的に必要な品目の生産はきびしく統制する制限されるべし』という一条項があった。・・・(中略)・・・工業施設の解体撤去を、ドイツ国民は全く予期していなかった。彼ら【著者注：ドイツ国民】においても、敗戦後の過酷な運命に対する覚悟は出来ていた。しかし限りなく続く破壊の跡を眼前に見ては、無傷で残った僅かばかりの工業施設を運転させてはならないとか、ドイツ人が長く貧窮の中にとどめられることで誰かが利益を得るかもしれないとか、そんなことは彼ら【＝ドイツ国民：本稿筆者追補】の全く理解しえぬところであった。打ちひしがれた絶望が広まった。・・・(中略)・・・終戦後二年たった1947年5月に、フランスに抑留されていた捕虜の多くが釈放されたが、その際彼らの五分の一に当たる160,000人は、自由な労働者としてフランスにとどまった。・・・(中略)・・・全工場施設の解体は、西側の連合国にとって、ソ連の対独政策に協調することのできる一つの道であるように思われた。・・・(中略)・・・ソ連はその荒廃した経済の再建に当って切実に援助を求めていた。西側の連合国はソ連の要請に応え、ドイツの工業設備の相当な部分をソ連に提供することにした。・・・(中略)・・・ソ連は自分の占領地区で解体された工場の外、西側三地区で解体された施設の四分の一を受け取るようになった。もっとも、西側から譲渡されるべき解体施設の五分の三は、ソ連地区に比較的豊富にあった食糧および原料と引替えにされるはずであった。・・・(中略)・・・ドイツに経済的統一を保証するのに工場解体ほど不適当なものはない【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・西側の連合国には、工場解体が危険な政治的担保であることがわかって来たのである。工場解体は、ドイツ人がストライキやデモ行進によって抵抗した唯一の措置であり、またこの措置に関してだけは、それに何の意味あるのか、米英占領軍自身にも徐々に疑わしくなって来たのだった。その結果、工業力削減に関する【著者注：ポツダム協定】決議が、四占領地区で全く別様に実施されることになった」ことに言及している。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.197～198・204

- 13) この点に関して、鬼丸豊隆氏は「アメリカの占領地域は産業にみるべきものはなく、農業地帯といっても自給度が低い食糧は不足し、このためにアメリカは多額の占領費支出を余儀なくされた」ことを示されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.62

鬼丸豊隆氏は「第一次大戦前のドイツでは、農耕地面積一平方キロについて平均204人、第二次大戦前は240人(現在の西ドイツだけでみると270人)の人口が養われていたのであるが、戦後初期の数年間、西ドイツで310人ないし330人、53年には383人にふえている。・・・(中略)・・・西ドイツはドイツ全体の穀物の46%、馬鈴薯は40.6%、てん菜は32%しか生産しないのにたいして、東ドイツはそれぞれ53.6%、58.5%、68%となっている。これを人口割にすると、西ドイツでは100人について、穀物は27トン、馬鈴薯は49トン、てん菜は11トン、東ドイツではそれぞれ49トン、117トン、35トンとなる。・・・(中略)・・・東西ドイツの分割によってこのようなはなはだしい不均衡が生じ、しかも、こと農業にかんするかぎり、ことごとく西ドイツにとって不利であったので、終戦と同時に西ドイツは飢餓の脅威にさらされるにいたった。・・・(中略)・・・このような現実に直面したアメリカ・イギリス占領軍は自己防衛の立場上、騒乱と疾病の発生を防止するため、ただちに食糧の供給を開始した【下線部分：本稿筆者追補】。当初は両国の援助は別々におこなわれたが、46年12月に『ガリオア(占領地救済)資金勘定』として一本にまとめられ、その後は均等に配分されることとなった。一方、フランス占領地域ではほとんど援助があたえられず、連邦共和国成立後、ようやくこのガリオア計画に参加した。ともあれ、46年から50年までの5年間に16億2,020万ドルにのぼる援助が供与され【下線部分：本稿筆者追補】、これによって終戦直後の飢餓状態から脱し得たばかりでなく、民生も安定し、生産を再開する基礎があたえられた」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.79

G.シュトルパーは「ヨーロッパの復興に対する道義的な義務を真剣に受け取っていたアメリカでは、ドイツの永続的貧困化がアメリカ国民の道義観に反し、また賠償にも自国の利益にも役立たないことを、多くの人がいち早く見通したのであった。占領軍が、その支配下にあるヨーロッパの真ん中で人間を飢え死にさせ、或いは疫病に倒れさせたという汚名を着たくないならば、ドイツ国民の生きるのを助け、彼らを再び働けるようにしてやらなければならない【下線部分：本稿筆者追補】。米国軍政府はこの結論を既に1945年に引出し、それを食糧および原料のためのいわゆる『ガリオア資金』において具現化したのである。・・・(中略)・・・米英両占領地区は、住民数において最も富み、食糧の余裕において最も乏しかったから、ここでは住民の扶養問題が緊急に解決を迫られていた。両国占領軍の調査によれば、生活を維持させ、その地区の経済を、それが陥った麻痺状態に放置したおかないためには、年々約六億

針<sup>14)</sup>を転換する方向に傾き始めた<sup>15)</sup>ことに言及されている。

ドルを投入する必要があった【下線部分：本稿筆者追補】点に言及している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.218

14) 脚注12)におけるアメリカ・イギリス・フランス・ソ連のそれぞれの方針に関して、鬼丸豊隆氏が言及している点を参照されたい。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.62

また、G. シュトルパーは「米国防務省は1945年12月12日 - 産業計画発表の前 - に、ポツダム宣言を『解釈』し始めている。同省は、当時あまり一般の注目をひかなかった声明のなかで、賠償に関するポツダム協定の規定は利用しうる工業施設を評価するための『手引き』以上のものではないとし、また、ドイツの経済に対して恒久的な制限を推しつける意図のないことを明らかにしているのである。・・・(中略)・・・トルーマン大統領からその権限を与えられた国防長官ジェームズ・F・バーンズが、1946年 9月 6日、シュトゥットガルトに集まったドイツ各州首相に対して行った演説\*であった。・・・(中略)・・・ポツダム決議の意を体して発令されていた軍政府の訓令が、現実のドイツの経済を麻痺させるような影響をおよぼしていることがわかると、トルーマン大統領は1946年 - 47年の年の変わり目に次の一步を踏み出すことを決意し、彼【= トルーマン大統領：著者追補】は1947年 2月、元大統領のハーバート・フーヴァーを専門使節団(経済担当使節は G. シュトルパー)と共にドイツとオーストリアに派遣した。かれらの課題は、中欧の経済状態を研究し、『ドイツの産業、従ってその輸出がいかんにして振興されるか』について意見書を提出することであった。「それによって、ドイツの飢饉を防止するために米英両国の納税者が負わされている負担が軽減される。これらの問題はまた、ヨーロッパの経済的安定と平和にも関わっている」三部から成るフーヴァー報告書が迅速に提出され、そこに収められた詳細な答申が、トルーマンによってアメリカの政策の新しい原則\*\*として採用された。・・・(中略)・・・1947年 6月 5日、ハーヴァード大学でマーシャル・プランの概要が示された。7月15日、駐独米軍司令官ルシアス・D・クレイに対し、大幅に緩和された訓令が発せられた」ことに言及している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.219

※このバーンズ演説に関しては、16)における鬼丸豊隆氏が言及しているものを参照されたい。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.62

※※ 専門使節団のドイツ・オーストリアへの派遣・フーヴァー報告書のトルーマン大統領への提出というプロセスを経て、マーシャル・プランの公表というアメリカの対独政策の修正に関して、G. シュトルパーは「人道上の動機と並んで、更に二つの重大な考慮が働いていた。その一つはヨーロッパの経済復興に、他はヨーロッパの政治状況に関係していた」ことに言及している。そして「経済的理性は、ヨーロッパの隣国のためにもドイツの産業を破滅させてはならないと命じていた。とりわけルール地方は、平和時にはヨーロッパ他地域に対し、鉄鋼製品、機械、電機器具、化学製品、石炭その他多くの物資の供給の面で重要な役割をはたしていたのだった。ヨーロッパで戦火を蒙った諸国こそ、その最大の工場たるドイツの全産業が自給するだけの水準に突き落とされてしまわないことを、自分の利益ともしたに違いなかったのである。・・・(中略)・・・最初からの対独政策をそのまま続けていると、今度は共産主義の進出を助けることになるのではない—少なくとも西欧の多く観測者にはそのように思われたのであった」ことを示している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.220

鬼丸豊隆氏は「敗戦によって経済力を破壊された国が、もっぱら他国からの救援援助なしに戦後の経済再建をすすめることは、ほとんど不可能であることはいまでもないが、戦勝国であるイギリス、フランス、中国、その他の西欧諸国も、はげしい近代戦によって甚大な被害をこうむり、その再建にはやはり他国の援助を必要とした。・・・(中略)・・・この要請にこたえてくれたのがアメリカであった。アメリカは今次大戦中、国内ではほとんど戦争による被害を受けることなく、みずから『連合国にたいする兵器庫』の役割をもって任じ、・・・(中略)・・・積極的な対連合国援助によって世界最大の債権国たる地位を獲得した。そのうえアメリカ経済は、戦時中のいわゆる『戦争の豊饒』を満喫して、その生産力は農工業部門とも飛躍的に増大した。アメリカはこの急激に膨張した巨大な生産力と資本力をもって世界経済に君臨するにいたり、戦後はそれだけに、なおいっそう広く安定した世界経済を確保することが不可欠の条件となってきた【下線部分：本稿筆者追補】。この意味では、アメリカ経済の世界経済への依存度が増大したわけである。48年 4月にはじまったアメリカの対西欧復興援助、すなわち、マーシャル・プランは、政治的には西欧陣営の対ソ防衛力を強化しようとするものであったが、経済的にはアメリカ商品のはけ口をもとめ、市場の確保をはかろうとするものであったこと【下線部分：本稿筆者追補】を見のがすことができない」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.74

マーシャル・プランのヨーロッパ復興、特に、ドイツの経済面での影響に関して、G. シュトルパーは「それは食糧、原料および機械の供与 - その支払いは後日に延期された - を通じて広汎な援助を斡旋した。1949年中期までの一年間だけで、西ドイツは6億ドル以上に相当する物資を受け取った。西ドイツが得たものは全部で約15億ドルに上り、それは住民当たり29ドルになった。かつての敵に援助が与えられた【下線部分：本稿筆者追補】ということは、政治的に極めて大きな意味があり、それは、これまで専ら負担金の徴発をこととしていた戦後処理の歴史を変えるものであった。物質的な影響も大きかった。1948年には、ドイツの輸入の三分の二が商業輸入ではなく、外国の援助によるものであった。それが入って来なかったら、多くの物資、特に食糧、原料、また緊急に必要とされた特殊機械に欠乏と来したことであろう。・・・(中略)・・・当時米ドルといえば、その名目価値よりも、いわずや対ドイツ・マルク換算価値よりも遥かに大きな価値をもっていたのである。多大な出血で弱まっていた戦後のヨーロッパでは、アメリカ製品は貴重品に数えられ、それらの生産の多くの隘路が切り開かれるのを助けた」ことを示している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.258

平島健司氏は当時のドイツのアメリカ占領地区の最高司令官フレイが「占領地区の統合と効率的なドイツ側行政の構築を訴えた。・・・(中略)・・・アメリカ地区での工場の解体と生産設備の押収を中止し、フランスとソ連に

も占領方針を転換するようながしたのである。ドイツにたいする報復ではなく、その復興を助けるべし、と説いて他占領地区に経済的合意を呼びかけたバーンズ国務長官のシュトゥットガルト演説<sup>16)</sup>も同一線上にあった。

鬼丸豊隆氏自身とG.シュトルパーが言及している、ガリオア(占領地救済)資金勘定とマーシャル・プランとを比較して、鬼丸豊隆氏は「ガリオア援助が、もっぱら占領地の困窮状態の救済を目的とするものであったのにたいして、1948年にはじまったマーシャル・プランによる援助は、西ドイツを西欧陣営の一員とするための経済復興をその目的とするものであった。したがって、初年度(1948年～49年度)には、農産物が輸入総額の55%、工業原料が37%を占めていたが、第二年度にはいると、その比率は逆転し、その後は年を追って工業原料の輸入に重点が移っていった」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.81

平島健司氏が言及しているように「ドイツ経済を弱体化させる占領方針を転換する方向に傾き始めた」\* ことに関して、G.シュトルパーでは「西欧の陣営は、・・・(中略)・・・早くもポツダム協定の締結直後から、ヴェルサイユ政策の過ちを繰り返してはならないという、・・・(中略)・・・1919年当時、人々はドイツにあまりにも思い政治的・経済的条件を課し、その緩和を戦勝国が認めたのはようやく12年後、破局的な経済恐慌のさなかにおいてであった。今回は、ドイツとヨーロッパは1918年を更に遥かに上回る荒廃の中にあった。そしてまさにこの、ヨーロッパ大陸全域にわたるすさまじい荒廃が、特に米英両国の政治家をして、彼らの政策を前よりも慎重に考えさせた」として示されている。

※ 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.341

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.218

15) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.341

16) このバーンズ国務長官の演説に関して、鬼丸豊隆氏は「アメリカは、44年9月のケベック会談のさいに、財務長官モーゲンソーがとなえたドイツの農業国化政策\* はそのまま実行されはしなかったものの、ほぼこれに近い方針\*\* が打ちだされた。しかし、このような報復を意図する連合国のカ国な対独政策は、現実にドイツの占領管理が進められていくにしがたい、しだいに反省がくわえられ、緩和されていった。このようなアメリカの見解がはっきりしたかたちをとって明らかにされたのが1946年9月6日、シュトゥットガルトでおこなわれたアメリカ国務長官バーンズの演説である。すなわち、アメリカは敗戦国ドイツの国民にたいして、その将来に多大の疑念をいだいてはいたが、ドイツ国民が苦難を乗り越えて平和への道を開拓する意志があるならば、援助をあたえてもよい【下線部分：本稿筆者追補】という態度を表明した」ことに言及されている。

※ このドイツの農業国化政策について、G.シュトルパーは「米国大統領フランクリン・D・ルーズヴェルトと英国首相ウィンストン・チャーチルは、1944年9月のケベック会談においてモーゲンソー・プラン[当時の米国財務長官でルーズヴェルトの腹心たるヘンリー・モーゲンソーの名にちなむ]に同意したのだ。・・・(中略)・・・次のような下りがある。『それ故(戦争能力の根絶のために)必然的にルールおよびザールの工業は、その操業を停止し、閉鎖されなければならない。これらの地域は国際的機構に属する機関の監督下に置かれ、この機関は工業施設の解体を監視するとともに、それかいはなる口実によっても再建されえぬよう保証しなければならない。このプログラムが目標とするところは、ドイツを主として農業および畜産を営む国に転化させることである。』この米国および英国の戦後処理政策のプログラムに関しては、・・・(中略)・・・人々は名誉回復と賠償を期待していた」ことを示している。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.201

※※ すなわち、1945年8月2日のポツダム協定での第一次工業水準を指しているものと考えられる、その内容に関して、鬼丸豊隆氏は「この案は大まかにいって、ドイツ工業の生産水準を1938年の50%ないし55%とするものであった。なお、鉄鋼の年生産高は580万トン未満、生産能力は750万トンに制限された」点を示されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.62

※※ ここで指摘されているドイツ工業の生産水準に関して、G.シュトルパーは「連合国管理理事会は、・・・(中略)・・・ドイツの戦争能力を永遠に排除するための作業に着手した。そしてこの作業の成果が『賠償およびドイツ国民経済の能力に関する連合国管理理事会の計画』、略して1946年3月の産業計画であった。・・・(中略)・・・ドイツを農業経済に立ち返らせ、ドイツから工業国の性格を取り去ってしまおうとするモーゲンソー・プランの理念は、産業計画において既に弱められてはいた。・・・(中略)・・・工業生産の制限は、ドイツを極度の貧窮に陥れるか、さもなくば占領国の永続的な援助に頼らせることになったであろう。この計画は、ドイツの侵攻によって損害を蒙った隣接諸国にたいする配慮から、ドイツが『ヨーロッパ諸国(英国およびソヴィエト連邦を除く)の平均的生活水準』を決して越えてはならないと定めている。・・・(中略)・・・この産業計画によって、連合国はその政策の三大目的の同時達成を期していた。即ち第一に、ドイツは以後二度と再び軍備をもってはならなかった。第二に、ドイツ経済の性格は根底から変えられ、工業は最小限に制限されねばならなかった。第三に、戦争の被害を蒙った諸国は可能な限りドイツの国民財産から補償されるべきものとされた。この三つの目的に添って産業計画が打出した方針は、いくつかの部門の工業生産を原則的に禁止し、他のそれをきびしく制限し、しかる後残余の工業施設を賠償財として処分することであった」点を示している。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.201～202

占領区から輸出の拡大を求めたイギリス<sup>17)</sup>も、アメリカに同調した<sup>18)</sup>ことに言及している。

平島健司氏は「英米占領区の合同は、米ソ間の対立を

決定的なものとはしなかったが、ヨーロッパ全体では冷戦の輪郭が明らかになりつつあった。1947年3月、トルーマン大統領がソ連<sup>19)</sup>に対する『封じ込め』政策を打ち

しかしながら、ドイツから工業国の性格を取り去ってしまうことと工業の生産水準を低下させ、そしてその水準を上昇させることを阻止することを目的として、工場設備を撤去することの不合理さについて「大急ぎで解体撤去された機械や設備の多くが、速やかに適当な場所を得て再び組み立てられる代わりに、どこかに放置され、錆びつき、消え失せてしまった【下線部分：本稿筆者追補】ことは確実に推測しうるのである。数十年にわたって築き上げられた生産設備は、その原料、動力供給および輸送の条件、またその労働力の技術的養成と不可分であって、それ【＝工場：著者追補】が解体され、運び出され、そして新しい環境の下で再び始動させられうるためには、多くの恵まれた状況がそこに合流しなければならなかった【下線部分：本稿筆者追補】であろう」とG.シュトルパーは指摘している。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.206

- 17) 平島健司氏は「バーンズ演説のさらなる帰結は、翌年に成立した米英経済合同地区であった。バーンズの呼びかけがソ連にたいしても向けられたように、合同占領区は、分断国家成立への展開を決定づけるものではなかった。しかし、そこで形成されていた行政機構\*や共同決定の仕組み\*\*は、のちの連邦共和国の制度を先取りすることになった」ことを指摘されている。

木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.342

※つまり、平島健司氏は「英米の占領地区では、ドイツ側内閣、議会や個別の官庁に相当する機関が設置されていたが、それらは47年には経済評議会として整理され、さらにその翌年には権限を強化され、州の機関から明確に独立した組織にまで拡充された」点を指摘されている。

木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.342

※※ 共同決定の仕組みに関しては、平島健司氏は「47年から48年にかけて、イギリスがルールの鉄鋼業カルテルを接収し解体する過程において、従業員代表は、経営側と対等の立場で監査役会の決定に参加する権利を勝ちとった。・・・(中略)・・・この決定はのちの共同決定制度を準備するものとなった。個別企業的意思決定における従業員参加の仕組みとならび、労使双方の側に団体の形成が進んだ」ことを指摘されている。

木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.342

このアメリカに同調したイギリスが、「フランスとソ連が要求するルールの国際管理化を妨げるために、46年7月、旧プロイセンでは別々の行政単位に属していたラインラントとヴェストファーレンを統合し、ノルトライン・ヴェストファーレン州を設立させた」ことを平島健司氏は挙げられている。

木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.341

このイギリスとドイツの関わり合いに関して、鬼丸豊隆は「第二次世界大戦前の1930年代には、イギリスとドイツがヨーロッパ内貿易の二大支柱をなし、この二国だけでその商品取引の約三分の二を集中的に処理していた。もっとも、イギリスとドイツではそのはたしていた役割がまったく逆【下線部分：本稿筆者追補】で、イギリスはヨーロッパのほとんどすべての国にたいしてたえず輸入超過で、これを海外における投資利潤や海運収入によって埋め合わせていた。これに対してドイツは、逆に大多数のヨーロッパ諸国にたいして輸出超過を示し、一方これらの国々は、ドイツからの輸入超過をイギリスへの輸出超過による収入で決済していた。そして、ドイツ自身は、その収入を諸外国からの大量の原料輸入にあてていた。言い換えると、イギリスはヨーロッパ諸国にたいして物資の輸入に必要な支払手段を提供し、ドイツは主として工業製品をこれに提供して、ヨーロッパ内の物資交流が保証されていたのである。・・・(中略)・・・第二次世界大戦後、ヨーロッパ諸国間の物資交流は、戦前のような三角調整がほとんどおこなわれなくなったため、次のような三つの国家群が形成されるにいたった。第一のグループは絶対的債権国で、スイス、ベルギーがこれに属し、第二のグループは部分的債務国で、フランス、スウェーデン、ノルウェーおよびオランダがこれに属し、これらの国々は、第一のグループにたいして債務国であるが、第三のグループにたいしては債権国であることを特徴とした。第三のグループは絶対的債務国で、その代表的な国は戦前からの伝統的な輸入超過国イギリスであった」ことに言及されており、イギリスとドイツの関わり合いがここで指摘されているようにヨーロッパ内の物資交流と特徴づけている三角調整を構成する【下線部分：本稿筆者追補】ものであり、イギリスは物資に交流の面での関わり合いを持つことよりも三角調整を構成している諸国を通してドイツとの関わり合いを持つという位置にある【下線部分：本稿筆者追補】と考えることが可能であることを指摘されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.89～90

- 18) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.341

- 19) 英米占領区以外のソ連とフランスのそれぞれがこうしたマーシャル国務長官が提唱したマーシャル・プランに関して、「ソ連は、援助対象国として予定されたものの参加を拒否し、申し出に応じようとしていたチェコスロヴァキアにも参加を断念させた。・・・(中略)・・・ドイツの弱体化に固執するフランス\*にも軌道修正をうながした」点に言及している。

※このフランスに関して、平島健司氏は「フランスは、48年3月に締結されブリュッセル条約を、ドイツを仮想敵国とする軍事同盟にとどめおいたが、4月にはマーシャル・プランの受け皿機関として発足するヨーロッパ経済協力機構(OEEC)に、西側三地区を含める点を容認した」点に言及している。

木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.343



出したのに続き、6月、マーシャル国務長官は、ヨーロッパ経済を再建するためにアメリカが経済援助<sup>20)</sup>をおこなう用意があることを発表し、援助の受入れを希望する国々は、配分された援助を活用して生産を回復し、相互

に貿易を自由化し、支払いを円滑におこなうための体制を整えるように求めた<sup>21)</sup>ことに言及されている。

このアメリカが行おうとした経済援助であるマーシャル・プランに関して、鬼丸豊隆氏は「マーシャル・プラン援助は、西ドイツの復興にたいして二重の効果をもたらした。援助によって輸入された輸入された食糧や原材料は、直接国民の生活をささえ、企業の再建をうながしたが、これと同時に、その輸入食糧・原材料の国内売却代金はマルクで連邦中央原稿に積立てられ、いわゆる『ヨーロッパ復興計画(ERP)見返資金』を形成し、国民経済上重要な投資計画の資金源として活用された」ことに言及している。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.81～82

さらに、この「見返資金」に関して、鬼丸豊隆氏は「(一) 通貨・財政の安定、(二) 経済の再建の二つの目的に使用された」ことに言及し、(一) 通貨・財政の安定に関しては、「第二次大戦後、・・・(中略)・・・経済はインフレ的要素をもっていたので、通貨および財政の安定をはかることが、いずれの国でも当面の最大目標であったし、援助をあたえる側のアメリカもまた、とくにこの点を強く要望した。通貨および財政の安定がえられなければ、援助をどれほど注ぎ込んでも、一国経済の安定と復興を達成することは不可能であったからである。ところで、見返資金は、援助物資の払下げ代金として国内で吸収された資金【下線部分：本稿筆者追補】であったから、これを蓄積・留保して放出をおさえれば、反インフレないしデフレ的作用をもつこととなる。インフレーションが高進するおそれのある場合には、その使用[＝見返資金：著者追補]をおさえることによって通貨の増発を防止し、インフレ抑制の手段とすることができた。逆に、これ[＝見返資金：著者追補]を放出して使用すれば、デフレ的要素を緩和しながら資金の流通を増大することができた」ことに言及し、(二) 経済の再建に関しては、「この目的のために見返資金を運用する方法は、主として公私企業にたいする投融資である。・・・(中略)・・・復興のために巨額の投資を必要とした国では、・・・(中略)・・・通常の資金源だけでは、経済再建に必要な長期資金を調達することは困難であった。・・・(中略)・・・見返資金は援助物資の払下げ代金として連邦政府の手元に蓄積された資金であったから、国債発行や連邦中央銀行貸出のようにインフレ要因となる方法に訴えることなく、また租税負担に依存することもなく、しかも通常の資金源からは調達できないような用途への投資にあてることができた」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.82～83

- 20) このアメリカが行おうとした経済援助であるマーシャル・プランの実施が開始された1948年という時期に関して、G. シュトルパーは、「1948年には、世界の政治情勢がドイツの西側の地区に有利に変化していた。占領軍はドイツを敗戦国としてではなく、パートナーとして、最後には同盟国として扱い始めた。・・・(中略)・・・第二次大戦後のドイツの経済政策は、復興とその後の発展の課題によりよく対処する力を示した。原則上は自由市場経済を目指しつつ、その枠内で国家の干渉と援助を組み合わせていったことが、投資の規模と構造に影響をおよぼし、国際収支の均衡と、一時的には物価の安定をも保証したのである。・・・(中略)・・・失われた生活水準を取戻すために一生懸命働こうという気構えが一般にみなぎっていた。・・・(中略)・・・1948年におけるドイツの工業生産は、・・・(中略)・・・第一次大戦の直後に等しい状態であった。しかし、それ[＝ドイツ：著者追補]を取巻く条件が、かなり満足すべきものであった以上、この状態が長く続くはずはなかった。特に、復興がこれから展開されようとする局面にあっただけに、なおのこと急速な成長が期待されたのである。またこのためには、比較的僅かな資本が必要とされた【下線部分：本稿筆者追補】だけであった。あらゆる破壊にも拘らず、生産・分配機構の基本的な骨組みは残っていた。大体においてそれを修理し、部品を取替えさえすれば、全体を再び正常に利用することができたのである。全体としてみれば1948年の工業施設の生産能力は決して戦前を劣るものではなかった※。そして労働力は、1948年にはあり余っていたのである。工業生産がそれにも拘らず戦前の半分にしかならなかったとしても、その原因になっている欠陥は、本来速やかに取除きうるものであった」ことを指摘している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.243～244

※ この点に関して、G. シュトルパーは「こういう大雑把な観察は、破局的な破壊の現実を覆い隠してしまうだろう。特殊な工場施設が完全に欠如し、それが存在する生産能力の利用を妨げる隘路(あいろ)になっていた。また残存する施設も、その構造が時代遅れになり、大きく変わった新時代の要請に応えられなくなっていた。とはいえ、生産手段に関しては、相当な基礎的貯えが保存されていた。・・・(中略)・・・全てが適当に組み合わせられ、最初は重い負担だったものでさえその逆のものに転化する、その有様は、ドイツ人にとって一つの奇蹟であった【下線部分：本稿筆者追補】。例えば、難民の流入が他日経済成長の要因に数えられることになろうとは、1948年には殆ど何人も思いおぼえなかったところであろう。それ【＝難民の流入：著者追補】は最初のうち困窮を大きくするだけであった。より多くの食糧や住居が容易されねばならず、より多くの公共資金が社会政策に投ぜられなければならない、相対的に高い失業率が甘受されなければならない。しかし、それ【＝難民の流入：著者追補】に先立つ人的資源の損失の後を受けて、この人口増大は結局のところ連邦共和国に対し、労働意欲に満ちた熟練労働者を供給したのである。それ【＝難民の流入：本稿筆者追補】は経済成長にとって重要な意味をもつ人的資本の保有を高めた」ことを指摘している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.244～245

- 21) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.343

### 3. 通貨改革の断行

平島健司氏は「48年6月には配給制<sup>22)</sup>と闇市場の横行<sup>23)</sup>に終止符を打つべく西側三地区を対象に通貨改革が

22) 鬼丸豊隆氏は「ナチスは政権をとると直ちに完全雇用という看板をかかげて、労働振興と軍備拡張に乗り出したが、このために特別手形を発行して大規模な信用創造を行った。・・・(中略)・・・一方で貨幣の流通量を膨張させながら、他方ではこれにともなう発生するインフレーションを、価格・賃金・投資・為替の厳重な統制によって抑制してきた。この方法は自由市場の経済秩序を破壊し、最後には『集産主義的な秩序』に変貌して、集産主義とインフレーションとがからみ合うこととなった。すなわち、集産主義の浪費と無秩序を可能にしたのは、インフレーションであったし、価格・賃金・為替比率の奔騰をともなわないインフレーションを可能としたのは、集産主義であったわけである【下線部分：本稿筆者追補】。こうして、戦争が長期化するにつれて、この『抑圧されたインフレーション』は、ますますその圧力を増大し、終戦直前にすでにドイツ経済の秩序は崩壊の寸前であった。戦後、連合国は・・・(中略)・・・経済の領域においてはナチスの経済政策を継承して、割当・管理・統制といった制度をそのまま残した【下線部分：本稿筆者追補】」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.93～94

G. シュトルパーは「ナチズムは敗れ去ったが、それがあとに残した経済は、依然として国家偏在、国家万能の経済であった。殆ど全てが配給制で、国家の価格統制に服し、官庁によって割り当てられ、分配されていた【下線部分：本稿筆者追補】が、そうでありながらどの分野でも、最も基本的な品不足さえ解消されていなかった。・・・(中略)・・・1945年の段階では、連合国が差当りヒトラーの戦時経済体制を引継いだ【下線部分：本稿筆者追補】というのも、やむをえないところであった。・・・(中略)・・・連合国は当初、ドイツの経済的統一を維持する道を探し求めていたから、経済体制の改革を断行しうるのは、四占領地区全体で共同の行動がとれるようになってからのことと考えられていた。・・・(中略)・・・ナチズムの経済統制は、既に、ある種の原料が不足して来た1935年から始っていた【下線部分：本稿筆者追補】。その一年後【＝1936年：著者追補】には、一般賃金および物価の凍結が行われた【下線部分：本稿筆者追補】。この時から10年以上にわたって、物価は人工的に固定され、諸物資間の価格関係は不変のままに保たれた。占領軍政府はこれに修正を加えず、・・・(中略)・・・老若男女を問わず全ての消費者は、相変わらず四週間分ずつの食料品配給切符をもらい、それによって食糧を自分の分だけ、いつも変わらぬ値段で買うことができた。しかし大都市、例えば1946年9月のベルリンにおける通常消費者 - 事務ないし家事労働に従事する成人の公式の名称 - の一人当り一日分の配給量は、食肉40グラム、脂肪13グラム、パン300グラム、菜豆類43グラム、砂糖24グラム、馬鈴薯400グラム、脱脂乳44グラム、そして粉末コーヒー5グラムであった。チーズ、魚、鶏卵、果実、野菜は全く配給されなかった。衣類、燃料、家具等は、個人別に交付される購入券と引替えられることになっていたが、この購入券は減多に手に入らなかった。企業の場合も、その原料、補充部品その他の物品を購入券なしには調達しえなかった。このような経済は強大な管理機構【下線部分：本稿筆者追補】と必要とした。小さな農村でさえ、村長は購入券係を置かなければならなかった【下線部分：本稿筆者追補】のだ。ところが間もなく、この厄介な証書をつくるための紙が足りなくなってしまう。紙の生産もどん底だったからである。限なく監督の目を光らせても、せいぜいのところ不足を平等にするだけであって、不足を解消し、生産を刺激することはできなかった。この統制経済体制は、徐々にその不合理さを露呈せざるをえなかった。戦争のために作り出された中央統制経済体制は、戦争が終わるまでかなり良好に機能し続けた【下線部分：本稿筆者追補】。賃金率や物価、また大抵の人の収入まで固定されていたから、食糧、衣料、燃料等の配給が生活に足りている間は、統制経済もうまくいっていたのである。経済上の違反行為は第三帝国では厳重に処罰され、死刑に処せられることさえあった。この種の違反は、容易に国家に対する反逆に転化しえたからである。・・・(中略)・・・生産と販売はおおむね国家が定めた路線を動いていた」ことに言及している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.224～226

23) 通貨改革前の状況に関して、鬼丸豊隆氏は「戦争の進展にともなう、その戦費の調達を、主として公債発行・通貨増発に依存したのは交戦国のすべてが歩んだ道であり、・・・(中略)・・・通貨改革直前の通貨流通高は750億マルク、1,800億マルク、あるいは3,000億マルクともいわれ、正確な額は判明していないが、終戦時において、・・・(中略)・・・開戦の時にくらべて、公債発行残高は約13倍、銀行券流通高は約7倍に達していた。このような通貨状態にたいして、生産は振わず、終戦直後は一時、開戦時の5%程度にまで低下し、翌46年に入ってから、米英占領地区ではようやく30%ないし40%に回復をみた程度でしかなかった。その後、生産は徐々に回復していったが、通貨改革の前年(1947年)においても、なお、総合生産指数は1936年を100としてわずか68にしかすぎなかった。こうした事情のもとにおいて、物価・賃金などは強力な統制により戦前と大差ない水準に維持され、配給制度もつづけられていたが、大量の物資がヤミ市場に流れ、ヤミ市場価格は公定価格の50倍ないし100倍とも、あるいは120倍ないし240倍ともいわれる状態であった。通貨は、賃金・租税の支払い、配給物資の購入など限られた分野だけで使用され、物々交換が全取引の65%を占めるといった状態であった。このため、コーヒー・タバコなどが価値基準として利用され、いわゆる『貨幣なき経済』を現出していた」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.101～102

G. シュトルパーは「戦後の最初の数年間、ドイツの経済は単に不足の問題に悩んだばかりではなく、過剰の問題にも苦しんでいた。物資が絶望的に不足している反面、それに劣らず国民経済に有害な通貨だぶつきの現象【下線部分：本稿筆者追補】が見られたのである。誰もが金をもっていた。ともかく、食料品の配給と家賃と薪炭のために支払う以上にはもっていたのである。とすると、働いたところでそれだけ腹が減り、衣服と靴がすり減るだけのことならば、そして金だけあっても食糧も衣料も、家具その他何らか使いものになるものも、まるで何も買えないとしたら、一体何のために働くのであろうか。何しろ賃金は、闇市場の物価高に追いつきそうもないのである。タバコ一本が、大都市では3マルクから5マルクもした。バター1ポンドは150—300マルク

断行された]<sup>24)</sup>ことを以て、「分断された西側占領区の西側市場は、側陣営への経済的帰属が明白になった]<sup>25)</sup>ことを指摘され

であった。当時の賃金からすると、熟練工でもタバコ1本のために約3時間、バター1ポンドのためには2週間から3週間も働かなければならなかったのである。闇市場でタバコ1箱を売れば、その金で1人当りの食料品配給の1月分が楽に支払えたのである。闇取引によって、普通に働くよりもずっと容易に、しかもより多くの金をかせぐという誘惑に、ますます多くの人が陥っていった【下線部分：本稿筆者追補】。ライヒスマルクが交換手段として額面通りの働きをしなかったから、人々は代用通貨を求め、タバコ - 大抵はアメリカの - をそれに当てた。闇市場ではタバコが、価値を失ったライヒスマルクを追い出してしまった。・・・(中略)・・・ようやく国民は、第三帝国の財政術策の帰結を見せつけられた。事実、雇用創出や軍備拡張、また戦争は、年々の生産による民需物資がそれに対応していない補助通貨によって大幅に賄われていたのであった。塞き止められ、ますます嵩(かさ)を増していった通貨は、貯蓄も合わせれば終戦時には約3,000億ライヒスマルクにもなっていたが、この金は、第三帝国が没落してしまうと、もう長くは経済統制のダムに塞き止められることができなくなった。・・・(中略)・・・3,000億マルクの大部分は、なおかつ国民の手中、或いは銀行の口座に保有されていた。インフレ起動力をもったこの妖怪が、いまや捌け口を求めてドイツの経済界をうろつき回ったのである。合法的な市場は殆ど空っぽだったから、非合法のそれ【= 市場：著者追補】では物価が目も眩むような高みに昇っていった。そこ【= 非合法の市場：著者追補】で通用している20倍から50倍という値段は、当局の統制経済の非現実的な価格よりも物資の不足状況によりよく対応しており、従って闇値の方が、生産を必要な方向に導くのに適していた」ことに言及している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.227 ~ 229

続けて G. シュトルパーは当時のドイツの合法的な市場に関して「当局の統制と配給の目をくぐり抜ける生活必需品がますます多くなっていく一方、企業活動は規制外の副次的領域に移っていった。殆どどの街角にも、組織的な物々交換のための商店街が出来、デパートには『自由』経済の風変わりな製品が並んでいた。ランプの傘、絵入りの木製皿、灰皿、安全剃刀の研磨器、扉の緩衝器、ライター等々のこれほど奇妙な供給は、後にも先にもドイツの経験のしないところであった【下線部分：本稿筆者追補】。ボタン製造業は栄えたが、縫い針や髯番や釘や捻子は入手し難い貴重品になっていた。各占領地区の生産統計は、物資の生産が少しずつ上昇していることは示していた。しかし大量の需要がある民衆の生活必需品の供給は、よくなるどころか悪くなっていたのである」ことに言及している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.228

同様に闇市場が横行して闇の配給制度の状況に関して、鬼丸豊隆氏は「配給券ではとても品物は手にはいかない。配給券にかわる配給券でもあらわれてこないかぎり、一般市民は、新しいズボンはおろか靴下一足も買えない【下線部分：本稿筆者追補】、・・・(中略)・・・実際、商品の出回りはこの1,2週間ですべての三分の一の量に落ちてしまった。・・・(中略)・・・配給食糧は1,000カロリーに落ち、まったく餓死線をさまよっていたのである。110回目の配給リストから、今までのチーズの月間配給量62グラムが消されていた。純乳の脂の含有量はわずか2%半しかなかった。自転車をもとめているミュンヘンの人の数は5万人だったが、入手できた者はわずかに1,800人そこそこであった。ルール地方では2万足の靴の需要にたいして、配給されたのは880則でしかなかった。ベルリンでは、2,600人の赤ん坊が生まれたが、1,700人が乳がないために死んだ。ルール地方では、10万人の労働者が絶望のあまりストライキをおこした」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.103

鬼丸豊隆氏が言及されている当時のドイツの食糧事情とこの事情に関連して現れた闇市場と鬼丸豊隆氏が13)において言及され、そして G. シュトルパー自身が同じく13)において言及している、『ガリオア(占領地救済)』供与との関連に関して、G. シュトルパーも「連合軍の計画では、食糧の供給は1947年の夏に、一人当り一日1,550カロリーから1,800カロリーにふえるはずであった(労働する人間一人当りの標準的栄養価は3,000カロリー)。しかし実際には、その夏の食糧の配給は、ルールの大都市では900カロリー以下に下がってしまった。このような状況の下で、工場労働は食糧買出し旅行によってますます大きく阻害されるようになった。それが更に進むと、労働者の労働意欲を支えるために、経営者は労働者に対し、製品の一部を交換市【= 物々交換が行われる市場であり闇市場を意味するものではない：著者追補】に回すための現物給与として提供しなければならない事態になった。・・・(中略)・・・貨幣は価値の尺度としての、また生産の指針としての意味を失ってしまった。公定の価格とコストで計算され、金庫や銀行の口座に積み上げられるような企業利潤は、実は実質的損失を意味していた【下線部分：本稿筆者追補】のである。・・・(中略)・・・商業ルートによる輸入もまた僅少たらざるをえなかった。その貧弱な輸入のうち、自分【= ドイツ：著者追補】の方で支払われたのは、約三分の一に過ぎず、残りは外国の援助供与であった。・・・(中略)・・・このいわゆるガリオア供与(Government Appropriations for Relief in Occupied Areas)は、西側の外国から個人的に送られて来た無数の食料品包と共に、幾万もの家族を衰弱や病気や死から守ったのである。当時行われたガリオア援助の約三分の二は、1953年のロンドン債務協定によってドイツに贈与されることになった」ことに言及している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.228 ~ 229

- 24) 鬼丸豊隆氏は「ヤミ市での衣類の値段は、4,000マルク、一対の子供靴が400マルクと・・・(中略)・・・高騰していた。ベルリンでは、金の延棒がまるで煉瓦のように取引されている始末だった。新ドイツ・マルクが旧1,000ライヒスマルクにたいしてどのくらいになるのか、もとより誰一人知るものはなかったが、うまい稼ぎをしたものの間では、そろそろこの方面のさぐりもおこなわれ、二対八とふんで早くも時代の改革の空気がふれるもののできた。農民・工場主・商人たいは、新しい黄金時代にそなえて、その生産物資や手持物資を貯えはじめ、ヤミ商人さえが思惑の手控えの態度をとりはじめた。すべて生活の息がとまったような

状態で、契約などはもう何処にもおこなわれる気配さえなかった」という通貨改革が実施\*される直前の状況を示されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.103 ~ 104

※ 鬼丸豊隆氏は「実施」という表現ではなく「断行」という言葉を用いている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.104

G. シュトルパーは「1948年 6月 20日は、ドイツ人が長らく待ち望み、しかし前日まで秘密にしておかれた出来事が起こった日である。その記念すべき日曜日に、西側三地区の住民一人一人が、食糧配給通帳と一緒に、交換率一対一で、40ライヒスマルクと引き替えに40新ドイツ・マルクを手渡されたのであった。新通貨誕生とその日一日は、全ての人間が同じだけの金をもっていた。しかし早くも翌日には、この金額を経済行為によってふやそうとする努力が始まった。殆ど理解し難いことが生じた。文字通り一夜にして【下線部分：本稿筆者追補】、食料品店のガラガラの陳列窓に新鮮な野菜が現れた。靴や衣服や下着や、前の土曜日までは金を出しても手に入らなかった品物が、再び全て買えるようになった。市場における商品の供給と、市場のための生産が再び意味をもち、金と引替えの給付行為が再び報いられる仕事になった」ことに言及している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月 30日 P.231 ~ 232

鬼丸豊隆氏は「ついに 6月 19日、ドイツの放送局という放送局から、いっせいに軍政府の重要な布告が放送された。その日は土曜日で、月曜日にはドイツ貨幣制度の新秩序が、西ドイツ駐留軍政府の通貨法第61条によって有効となった。今までのライヒスマルク、レンテン・マルク、連合軍の軍票は無効となった。10対 1 の比率でドイツの新貨幣が唯一の通貨となったのである。・・・告示されてから24時間たつと、ショウウインドウや陳列台の上には、魔法のように前日とは違って商品がきらびやかに飾られていた。『この季節によくもまあ野菜が育つものだ』と新聞が皮肉ったほど、今まで荒廃をきわめていたミュンヘンの食糧品市場の月曜日には、かぶら菜・きうり・かぶら・えんどうから美しい色のさくらんぼうまでが、70ペニヒから80ペニヒの値段をつけて、どっと出廻った。また、手提鞆・電球・着色毛織物・魔法びん・眼覚時計・小説やオペラの楽譜にいたるまで、いちどきにどっと店頭にあらわれた。包装紙も薄手で良質なものであらわれ、商人と消費者との間が、昔のような間柄にもどることは早く、機をみるに敏な商人は、ていねいで愛想のよい態度ばかりでなく、商売本来のサービスぶりにかえっていった。新聞の広告欄に、商店・工場・出版社・その他の施設が『後につづかんことを！』という合言葉をかけると、『ヤミ市は勤労大衆の敵である。ヤミ行為を発見されたものは、無期限追放に処せられるだろう』ということをやカデカと書きたてた。・・・昨日まではそこで働くことが魅力だった PX の店先を、婦人たちは、今日は誇らしげな自覚をもってとおろすぎていった。警察は、メール通りからヤミ商人を一掃することを布告した。西ドイツの通貨改革法は、通貨改革第一次法(通貨法 — 1948・6・18公布、6・20施行)、同第二次法(発券法 — 1948・6・20公布、即日施行)および同第三次法(交換法 — 1948・6・27公布、即日施行)の三法令(米英仏三国軍司令官命令)からなっている」ことに言及している。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.105 ~ 106

さらに、鬼丸豊隆氏は、通貨改革第一次法(通貨法 — 1948・6・18公布、6・20施行)、同第二次法(発券法 — 1948・6・20公布、即日施行)および同第三次法(交換法 — 1948・6・27公布、即日施行)から構成されている西ドイツの通貨改革法の内容について、

通貨改革第一次法(通貨法 — 1948・6・18公布、6・20施行)	
(1)	すべてのライヒスマルク債務について 6月 26日までに支払猶予を認める。
(2)	6月 21日から、ドイツ・マルクを法定通貨として新設する。
(3)	旧通貨による取引は、6月 21日以後禁止し、旧通貨は 6月 26日までに金融機関に提出しなければならない。同日までに提出されなかったものは、一切の請求権を喪失する。
(4)	小額通貨の不足を補うため、1マルク以下の連合国軍票および旧通貨は、暫定的に 6月 21日以後においても法定通貨として認め、これらは 8月 31日までに回収する。
(5)	旧通貨の輸出入を禁止する。
(6)	連邦中央銀行は、直接または州中央銀行を経由して連邦鉄道および連邦郵便事業にたいし、連邦中央銀行は州およびその下部行政機関にたいして、これらの者の過去の収入実績に応じて相当額のドイツ・マルクを供給(当初割当)。
(7)	一定の企業にたいして、業務運営のための暫定的援助として、その従業員一人について 60ドイツ・マルクを金融機関が支払う。このドイツ・マルク支給額は、通貨交換から生ずる将来のドイツ・マルク請求額から控除する。
(8)	一人あたり 60ドイツ・マルクを同額の旧通貨と交換に支給するものとし、そのうち 40ドイツ・マルクまでは直ちに支払い、残額は二ヵ月以内に支払う。この 60ドイツ・マルクは、旧通貨との交換にともなう生ずるドイツ・マルク請求額から控除する。

通貨改革第二次法(発券法 — 1948・6・20公布、即日施行)	
(1)	西ドイツ中央銀行にたいして、西ドイツにおける独占的銀行券発行権を付与する。
(2)	西ドイツ中央銀行の銀行券発行限度は、100億ドイツ・マルクとし、限外発行最高額は 10億ドイツ・マルクとする。限外発行のためには、理事会の三分の一以上および六州以上の同意を必要とする。

通貨第三次法(交換法 — 1948・6・27公布、即日施行)	
(1)	西ドイツ領域内の金融機関にある一切のライヒスマルク通貨残高は、原則として、自然人の有するものは、5,000ライヒスマルク、法人の有するものは全額を交換のために解除する。この解除された貸方残高は、10ライヒスマルクについて 1ドイツ・マルクをもって貸記する。貸記額のうち、その半額はドイツ・マルク自由勘定に、他の半額はドイツ・マルク封鎖勘定に貸記する。ただし、金融機関相互間の貸方残高は、1948年 7月 1日に消滅し、旧ドイツ国、戦犯的団体などの有する旧通貨貸方残高は原則として消滅する。

(2)	西ドイツ中央銀行および州中央銀行は、旧通貨貸方残高の交換から生ずる金融機関の債務の保証として、この債務の一定額に相当する預り金勘定をおこなす。
(3)	金融機関の資産[上記(2)の預り金勘定に関連のある債権をふくむ]が、通貨改革から生じたその債務に足りないときは、その金融機関には年三分利付の平衡請求権があたえられる。平衡請求権の債務者は州とする。 州中央銀行は、平衡請求権を担保として貸付をおこない、または、これを買入れる権限を有し、金融機関にかぎり、平衡請求権を額面で売買することができる。
(4)	抵当証券その他これに類似する債務証券に表示された債務・保険契約にかんして生じた債務、その他一般債務は、10対1の割合でドイツ・マルクに切り換える。ただし、社会保険契約にかんして生じた債務・賃金・恩給・年金などの振替所得の支払で、1948年6月20日以後に支払日が到来するもの。売買契約または請求契約から生ずる債務。共同出資者・共同相続人などの相互間の債務。1948年6月19日または20日に生じた一切の債務は同額のドイツ・マルクに切り換える。
(5)	社会保険事業にたいしても平衡請求権があたえられる。
(6)	建築貸付組合における残高も、原則として、10対1の割合でドイツ・マルクに切り換えられるが、建築貸付組合契約は存続し、掛け金としては従来と同額を支払うべきものとする。
(7)	国債については、交換の規定は適用されない。上記の(1)、(3)および(5)の平衡請求権があたえられるかぎりにおいて、国債は新州債に交換されたものと解することができる。

以上の内容を詳しく示されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.106～107

そして、鬼丸豊隆氏は「西ドイツ通貨改革法は、この通貨改革によって、西ドイツの余剰通貨は除去されたのであるが、・・・(中略)・・・物的財産の所有者との間に負担の不均衡が生じた。この点について、通貨法の序文は『負担を均等化する任務は、1948年12月31日までに達成すべき最大の緊急事として、西ドイツ立法当局に課せられる』と規定し、この課題の解決はドイツ側にまかせられることとなった」点を指摘されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.107～108

G.シュトルパーはライヒスマルク、レンテン・マルクからドイツ・マルクへの切替えに関して、以下のように言及している、即ち、「頭割りの配分は、ライヒスマルクからドイツ・マルクへの切り替えの第一歩に過ぎなかった【下線部分：本稿筆者追補】。他の全ての私的債権はその価値を十分の一に切り下げられた。現金と銀行資産、特に後者[＝銀行資産：著者追補]にかんしては複雑な交換手続が定められた。小銭不足を生じさせないためには、差当り額面1ライヒスプツェニヒから1ライヒスマルクまでの旧硬貨が、その名目価値の十分の一でそのまま流通させられた【下線部分：本稿筆者追補】。他の全ての旧通貨は、それが交換されるためには、ひとまず銀行の口座に振り込まねばならなかった。銀行はそれを10対1の比率でドイツ・マルクに直して所有者の貸方に記入した\*」ことに言及している。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.232

※ この手続に関して、G.シュトルパー自身は「税務所が所得の合法性を検査した後に直ちに封鎖を解かれたのは、その半分、つまり、もとのライヒスマルクの額面の5%だけであった。この税務所の検査は、それによって事後的にであれ闇商人を摘発しようとしたものであったが、これはもちろん稀にしか成功しなかった。一時的に封鎖された十分の一の他の半分については、1948年10月にその20%が、後にもう一度10%が解除された。残りの70%は最終的に切り捨てられた。頭割りの60マルクを別にすれば、現金100ライヒスマルク結局6.5ドイツ・マルクになった。即ちライヒスマルクは、国内では、その名目価値を約十五分の一に切り下げられたのである」ことを指摘している。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.232

G.シュトルパーは「切替えの計算手続が最も複雑だったのは、銀行と保険会社の場合であった。その現金保有と並んで、それらが戦時中またはそれ以前に取得していたドイツ国に対する巨大な債権も全て無効になった\*」ことに言及している。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.232

※ このように債権が無効となったことは、銀行と保険会社を取引先とする自然人・法人と言った経済主体の債務が喪失することを意味するものと考えることが可能である。つまり、債権の無効は同時に債務の喪失を意味することとなり、こうした点に関して、G.シュトルパーは「それを相殺するために、これらの会社[＝銀行と保険会社：著者追補]に対しては、いわゆる和議債権が認められなければならなかった。その債務者は、差当り州であった。総額約210億ドイツ・マルクに上るこの比較的流動性に乏しい低利の債務証券は、実は、旧国債の破産団体に他ならなかった。第三帝国が残した巨額の国債は、こうして、国家破産下の通貨改革によって結末をつけられたのである。将来の国家その債務者とならなければならなかったこの和議債権を別とすれば、この国家は、殆ど何一つ負債を負うことなく【下線部分：本稿筆者追補】その財政業務に着手することができた」点を指摘している。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.232～233

平島健司氏は「ソ連は、通貨改革に対抗してソ連占領区でも新通貨\*を導入していたが西のドイツ・マルクが西ベルリンにも適用されたことを契機として、西ベルリンを封鎖し、陸の孤島とする挙に打って出た。すでにソ連は、西欧同盟の結成に抗議して管理理事会から脱退し、チェコスロヴァキアでは共産党クーデタを成功させて東側陣営を固めつつあった。しかし、アメリカも封鎖に対抗して空輸作戦を展開し、西側の結束を誇示した」ことに言及されている。

木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.343～344

※ G.シュトルパーは「ソヴェト地区においては、通貨改革は西側地区におけるほど差迫った必要ではないように思われた。

1945年に銀行が閉鎖※※され、銀行預金が大部分封鎖されたことによって、ソ連支配地域における通貨流通高は大幅に減少していた。・・・(中略)・・・西側の通貨改革によって、東の地区も急いで行動を起こす必要に迫られた。西側では既にその価値を切下げられていた現金が、東側では差当りその額面通りの価値で支払いに用いられるという事態になったからである。西側から波及するソヴェト地区のインフレ化を阻止すべく、ソ連の方も、僅か四日遅れただけで西側の例に倣い、その占領地区に対して、同じく新通貨、東ドイツ・マルクを導入した。・・・(中略)・・・ソ連がこの改革のための準備を殆どしていなかったことは、彼らが新しい紙幣を用意しなかったことからして明らかである。それ故、彼らは旧紙幣をそのまま用いざるをえず、ただ新紙幣の印として、旧紙幣に政府発行の証紙を貼りつけた【下線部分：本稿筆者追補】のである。1948年6月23日以後、この証紙マルクのみがソヴェト地区の法定通貨として通用した」に言及している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.234～235

また、G. シュトルパーは「1945年の措置によって、既におよそ700億ライヒスマルクが封鎖されていたから、改革は西側におけるほど激烈に作用することもなかった。一人当たり70ライヒスマルクが一对一の比率で新通貨と交換された。貯蓄預金についても、100ライヒスマルクまでを限度として同じく一对一の交換レートが適用された。1,000ライヒスマルクまでの銀行預金は五対一、それ以上の勘定は10対1の比率で東ドイツ・マルクに切り換えられた。10対1の交換レートは、原則的には他の銀行資産や貸借関係にも妥当した。しかし資産が5,000ライヒスマルク以上になると、これは全て特別な検査をうけることになったが、この検査を通るのは極めて稀であった。・・・(中略)・・・ソヴェト地区においても、新通貨は固有の発券銀行の設立を必要とした。1948年春、ドイツ諸州銀行と殆ど時を同じくして、東ベルリンにドイツ発券振替銀行がつくられた。これは通貨改革と同時にドイツ発券銀行の名を得たが、三年後にもう一度改名して、以後国立銀行と称するようになった。この銀行の第一の課題は、間に合わせの証紙マルクを、ドイツ発券銀行の名を帯びた新紙幣に代えることであった。・・・(中略)・・・東側では、通貨改革が行われたとはいえ、そこから経済体制の変更を期待することはできなかった。配給制度、計画経済、価格統制は差当り変わりなく行われ続けた。通貨数量はまさしく副次的な役割【下線部分：本稿筆者追補】しか演じなかった」ことに言及している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.234～235

G. シュトルパーは「新しい通貨は、それが官庁ないし国家による経済管理を排除し、生産の計画を再び市場の法則に委ねることに成功して、はじめてその課題【＝第一次世界大戦以降、ドイツ社会における配給制にみられる公定化された価格・賃金ではなく、企業努力によって価格を設定することと企業に雇用されている従業員の賃金を企業自身が決定することの意味であり、この点についてはG. シュトルパーの表現では『経済体制』でもって表されているものと思われる：本稿筆者追補】を満たすことができるのである。連合国は、新通貨導入の責任はみずから引き受けたものの、通貨改革と同時に断行されるべき経済体制の根本的な改造は、これをドイツ人にまかせたのであった。従って、改革が今度どういう結果をもたらすか、それは単に希望に満ちた期待であったのではなく、多くの点で大きな懸念でもあったのである。かくもドソ底に落こみ、国民を養うこともできないような経済が、新しい通貨と経済体制の改造を通じて、十分な商品供給を呼び起こすことができるようになるのだろうか。自由な価格形成が、生産を国民経済上望ましい方向に導くであろうか。統制経済体制から自己調整体制【下線部分：本稿筆者追補】に短期間に移行するというのは、一体当てになることであろうか。これからの当然リスクを伴う生産が、正しい生産方法と価格と数量を見出し、購買力と購買意欲を正しく予見するであろうか」と言った指摘をしている。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.233

鬼丸豊隆氏は「通貨改革によって、現金・預金・債権・債務といったようないわゆる貨幣的財産は、十分の一に切り下げられたが、物価ならびに賃金は別にその割合で価値の切り下げがおこなわれたわけではなかった。いかえると、流通通貨を十分の一に切り下げて大衆の購買力を切りすて、貨幣面からくるインフレーションの危険を防止すると同時に、物価と賃金をそのまま据置くことにより、その時以後【＝発券法である通貨改革第二次法に基づく通貨改革の公布がなされた1948年6月20日と同時に即日施行であることから1948年6月20日：著者追補】、国民も企業も、労働ないしは生産に従事しなければ、新たにドイツ・マルクによる所得を得ることができず、生活を維持していくことができない仕組み【下線部分：本稿筆者追補】にして、生産力を増強しようとしたのである。ここに、通貨改革以後の西ドイツ経済復興の鍵がかくされていたわけである。かくして、通貨の余剰部分が消滅するとともに、一切の労働力が生産のために動員され、生産増加への道が保証されて、インフレーションを完全に抑制することができた\*」ことを指摘されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.108

※ 鬼丸豊隆氏は「通貨改革によって通貨量は大幅に削減されたが、一部ではそのために大規模なデフレーションをひきおこし、失業者が増加して、数ヶ月間は産業は正常状態に復帰しえないであろうと予想された」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.108

G. シュトルパーは「この実験【＝通貨改革に基づいた統制経済体制から自己調整体制への移行を意味しているものと思われる：本稿筆者追補】が成功したことについては、その第一の功績は、勇気を奮い起こして貧困・配給・統制経済・生産停滞・貧困という不幸な循環を打ち破る責任を引き受けた一人の男、当時の統合経済地区経済行政長官ルートヴィヒ・エアハルトその人に帰する」と指摘している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.233

第二次大戦後のドイツの経済上の破局から、そして、米英仏ソの四か国に分割された占領地区の内、米英仏の三か国の地域から構成される西ドイツの経済を救済させるためには、統制経済体制の改革に関して、鬼丸豊隆氏は「一つは、過剰購買力を吸収してインフレーションの根源を断ち切る通貨改革であり、他の一つは、統制を解除して自由市場経済を復帰することであった。通

貨改革が実施されたのは、48年の6月20日であるが、その事前準備はすでにそれより二年ばかり前からはじめられていた。これ【＝通貨改革：本稿筆者追補】と平行して経済機構の改革についても、国内では活発な議論が戦わされていたのである。・・・(中略)・・・統制の解除、公定価格制の廃止が、ヤミ市をなくし、経済の正常な機能回復のきめ手であるということは、一部では主張されていたが、一方で、これ【＝統制の解除、公定価格制の廃止：本稿筆者追補】が賃金・物価・所得分配にどのような影響を及ぼすかということが確実につかめなかったことと、そのためにかえってインフレを高進させて賃金・物価の悪循環をひきおこすことになりかねないというおそれをいだく者が多かった・・・(中略)・・・占領軍当局は、通貨改革後も統制を持続すべきかどうかについて、最後の断を下さなければならないこととなってきた。当時、米英統合経済地域の労働組合や社会民主党は、厳重な統制をひきつづき実施するよう要求し、米英占領軍当局の関係者も、その大半がかれらの見解を支持するという有様であった。・・・通貨改革後、直ちに統制を解除するよう強く要望するグループがあった。そのグループの代表者こそ、現在【＝鬼丸豊隆氏が『ドイツ経済の二つの奇蹟』を著した時期の1958年当時の意味：本稿筆者追補】の連邦経済相ルートヴィヒ・エアハルト(Ludwig Erhard)\*にはかならない。当時、彼はフランクフルト・アム・マインにあった米英統合経済地域行政部経済審議会の経済長官として、通貨改革案の起草に従事していた。彼をもっとも強く支持したのは、審議会の諮問機関でありフライブルク学派に属する人びとで構成されていた『経済諮問委員会』で、この委員会は48年4月(通貨改革の二ヵ月前)に統制解除を要請する意見書を提出している」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.94～95

※ 鬼丸豊隆氏はエアハルトが「1949年8月14日に、戦後最初の西ドイツ総選挙がおこなわれることとなり、これに出馬することを決意し・・・(中略)・・・キリスト教民主同盟(CDU)に入党した。選挙の結果、同党を第一党とする連立内閣が組閣されると同時に、・・・(中略)・・・初代の連邦経財相に就任した。・・・(中略)・・・キリスト教民主同盟はキリスト教的社会観に立って、経済の職能は奉仕することにあると説く。個人も自主的な社会組織も、さらにまた国家も、すべて一体となって共同利益のために働くことを要求する。このようにして、キリスト教民主同盟は、全国民のために最大限の自由と社会保障とをつねに調和させることを政策の基本としているのである。この目標を達成する手段こそ社会的市場経済にはかならないとして、党の基本的目標とその経済政策の一致を強調している」点に言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.96～95

さらに、鬼丸豊隆氏は「産業界では統制解除を歓迎した。というのは、それが利潤の増大を約束するものであったからである。また、消費者大衆も物価騰貴を心配しではなかったが、戦前からの長い配給生活から一日も早く解放されることを切望していた」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.95

社会的市場経済の概念に関して、鬼丸豊隆氏は「このフライブルク学派\*のえがく世界は、けっして放任主義を理想とする古典的な自由主義の世界ではない。企業の自由が、市場の競争と安定を保証するという楽天的な仮説をはっきり否定している。・・・(中略)・・・放任主義は独占への途に通じ、また、このような自由主義経済は景気の周期的波動にほんろうされる。したがって、独占の形成を阻止し、自由競争を保証する限度において、政府の介入をみとめるとともに、経済の安定を持続するためには、政府が景気循環の波動をできるだけおさえるような方法をとることを要請する。もっとも、このような政府の経済安定政策については、それが専横な干渉とならないよう、経済の自動的な安定機能の活動を単に促進させる程度のものにとどめなければならないという。また、もし自由競争の結果、個人の収入に大きな不均衡が生ずるような場合には、所得にたいする累進課税の方法をもちいて、これを是正しなければならない。ただし、累進率は企業意欲を阻害しない程度のものであることを要する。・・・(中略)・・・もちろん、これにたいしては別の立場からいろいろな批判がなされている」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.95～97

※ フライブルク学派について、鬼丸豊隆氏は「戦前、ナチスの統制経済に反対して立ち上がった少数の学者グループがあった。その中心人物は、フライブルク大学のヴァルター・オイケン(Walter Eucken)で、かれらの信奉する学説が、・・・(中略)・・・ここにいう社会的市場経済学説である。したがって、この学派をフライブルク学派ともいう。この学派は全体主義に反対し、独裁・国家統制・私的独占に反対する。政府の計画や私的独占は、経済的能率にとっては最大の敵であるときめつけている。かれらによれば、正しい計画というものは、技術的に不可能であるし、また計画や統制は人間の活動意欲を阻害し、価格構造や資源・所得の配分をゆがめるものだという。さらにまた、公共部門たると民間部門たるとを問わず、その勢力の集中を阻止することは、政治的自由を維持するための最上の保障である」と説く。このような独裁・国家統制・私的独占を克服する手段が、すなわち自由競争市場であるという」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.95～96

こうしたフライブルク学派の市場経済の学説が、当時のドイツの米英仏の占領地区に受け入れられていく過程に関しては、G. シュトルパーが指摘している点は後述する脚注・・・を参照のこと。

G. シュトルパーは「彼【＝ルートヴィヒ・エアハルト：著者追補】はパン、ミルク、食肉、脂肪、穀物、石炭、電力、鉄、鋼鉄等、生活に直接必要な食糧や原料だけは今後とも公定価格で供給されるべきであるが、それほど基本的でない生産物は直ちに自由市場の気流に晒されなければならない、としたのであった。その一年前にイタリアでは、・・・(中略)・・・自由主義者であり経済学者であった後の首相ルイーヂ・エイナウディが同じ実験をやっていた。配給制度の廃止によって巨大なエネルギーが解放され、これが生産を促進し、また労使双方の刺激を与え、彼等が市場のために以前よりも多く働くようになることは、彼地においても経験されたところであった。生産がより豊富になり、収入が増加すれば、それによってやがて貧困は克服され、配給制も無

## 付論：西側における通貨改革の断行について

特に、ドイツにおける米英仏三国の占領地区における通貨改革が、その経済的な効果として、一定の交換ルートに基づくライヒスマルクと新ドイツマルクの交換に留まるものではなく、1918年のヴェルサイユ体制下での統制経済から市場経済への移行をも意図したものであること

ソ連占領地帯	テューリンゲン、ザクセン、ザクセン＝アンハルト、ブランデンブルク、メクレンブルクの五州。
イギリス占領地帯	シュレスヴィヒ＝ホルンシュタイン、ニールザクセン、ノルトライン＝ヴェストファーレン、ハンブルク(都市州)の四州
アメリカ占領地帯	ヘッセン、バイエルン、ヴュルテンベルク＝バーデン(のちにバーデン＝ヴュルテンベルクと改称)、プレーメン(都市州)の四州
フランス占領地帯	ラインラント＝プファルツ、バーデン、南ヴュルテンベルク＝ホーエンツォレルン(この二州はのちにバーデン＝ヴュルテンベルクに吸収される)の三州
これ以外に四国共同占領下におかれた首都ベルリンは都市州の扱いを受けた。また、フランス占領下におかれたザールは当初からフランスの特殊な領土関心の的となっていたので、事実上、他の占領地帯から分離されていた。	

これら諸州の新設はもっぱら占領政策上の都合に基づいていた・・・(中略)・・・州や占領地帯の境界線を越えて乏しい食糧や生活物資を相互に融通・供給しあうことは難しく、・・・(中略)・・・各州間、各占領地帯間で行政の一体性がそこなわれつつあったとき、逆にドイツ側の各州行政責任者たちは一体性回復の必要を強く訴える行動を示した。1947年6月の州首相ミュンヘン会談と呼ばれる事件がそれである<sup>25)</sup>点に言及されている。

佐瀬昌盛氏は「47年5月7日、バイエルン州首相エーハルトはドイツ全土の経済的困窮の打開を探るため州首相会議の開催を提唱し、四占領地帯のすべての州首相に招待状を送った。各占領軍政府が原則的には各州首相に同会議への参加許可を与えたため、ザール州を除いてすべての州の首相がミュンヘンに結集することになった<sup>26)</sup>ことを示され、そして、「同会議が開催されれば、それだけですでにドイツ人によるドイツ一体性維持の願望を表

とをこれまで検討した。更に、1948年6月20日に通貨改革がドイツの西側で断行・実施されるまでの経過を佐瀬昌盛氏が示されていることから検討する。

佐瀬昌盛氏は「占領統治に乗りだした四占領軍政府は、それぞれの占領地帯内で歴史的に成立していた行政単位を解体して整理統合し、新しく次のような州を設置していた。

明する行動として大きな意味をもつはずであった<sup>28)</sup>としている。また、佐瀬昌盛氏は「米軍副総督クレイ將軍は、この種の会合が政治的に利用されるのを懸念したため、同会談を許可するにあたって会談での議題に厳しい制限をつけた。フランス軍政府は同会談で政治的統一が議論されないことを条件に、フランス地帯の州首相の会談参加を許可した。ソ連地帯の州首相たちは、逆にまさに政治的統一を - しかも州首相のみでなく政党代表と労働組合代表をも加えて - 討議するよう同会談で提案すべく義務づけられたうえで、会談への出席許可を獲得していた。会談前夜【= 47年5月6日：本稿筆者追補】の予備折衝にはすべての州首相が一堂の会したが、正式会談での議題をめぐって交渉が決裂した。ソ連地帯の州首相たちはドイツ統一問題が議題となりえないことを不満とする声明を發したあと、同夜にミュンヘンから引き揚げ、翌日の会談に加わらなかった。6月6日、7日の正式会

用の長物となる・・・(中略)・・・。1948年の後半期だけで工業生産は約50%も急増し、次の年には、もう一度たっぷり25%は増加した。もはや購入券を求めて立ち並ぶ必要はなく、官庁との交渉に頭を悩ますこともなく、各人が自分自身の能力を頼みとすることができる、これによって誰にとっても救済と信じられた。その成果、即ち国家による後見の束縛からの解放は、ドイツ人に自分自身への信頼を取戻させ、この自由主義経済体制の正しさを、それが西側地区の大抵のドイツ人にとって一つの政治的信条となるほどに深く確信させた」と指摘している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.233～234

25) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.343

26) 林健太郎(編)：『ドイツ史』山川出版社 1978年 P.469～470 ※第I図参照のこと。

27)・28)・29)・30) 林健太郎(編)：『ドイツ史』山川出版社 1978年 P.470～471



談には結局、西側州首相が参加しただけにとどまった<sup>31)</sup>ことを示され、そして、「議題を限られながらもすべての州首相が会合し、ドイツ一体性維持の必要を示唆するという当初のねらいに照らせば、会談は失敗であった。この会談が事前に決裂したことは、東西ドイツへの実質的分割の危険がすでにどれほど深まっているかを暗示していた<sup>32)</sup>としている。

佐瀬昌盛氏は「州首相ミュンヘン会談と時を同じくして、マーシャル米国務長官がヨーロッパ復興援助のためのマーシャル・プランを発表していた。・・・(中略)・・・同プランの援助給与の対象領域には西ドイツも含まれていることが判明した<sup>33)</sup>ことに言及されており、その後の経過に関して、「四大国はモスクワ外相会議(1947年3月)とロンドン外相会議(1947年11月12日)でドイツ問題を討議したが、いずれも不調に終わった。このため西側三国はドイツ問題でこれ以上ソ連と交渉することを断念し、ベネルクス三国を誘って、1948年3月初旬、ロンドンに六カ国会議を開き、西ドイツ地域に連邦政体を創出する決意を固めた。ソ連はこの西側六カ国会議に反撥した。1948年3月20日、ドイツ管理理事会のソ連代表ソコロフスキー将軍は六カ国ロンドン会議にソ連が招かれなかったこと抗議して、同管理理事会を会議場から退場した。これ以後、ソ連代表は管理理事会に出席しなくなった。すでに実質的にマヒ状態に陥っていた管理理事会はこの日【= 1948年3月20日：本稿筆者追補】をもって機能を停止し、連合国のドイツ占領体制は名実とともに分裂した【下線部分：本稿筆者追補】。ドイツ管理理事会が機能を停止したことは、西側三国に西ドイツ地域だけの通貨改革の実行を促すことになった【下線部分：本稿筆者

追補】。当時、通貨としてはすでに無価値に近くなっていたライヒスマルクではあったが、それは東西ドイツの経済的一体性を象徴する最後の絆の役割を果たしていた。しかし、西側三国はいまやそれを犠牲にしても、西ドイツ地域の経済的回復を推進する方向にふみきったのである。1948年6月20日は日曜日であったが、この日、西側三国占領軍政府はライヒスマルクを廃止して新たにドイツマルクを発行する通貨改革令を出した。と同時に当時のフランクフルト経済評議会の経済長官ルートヴィヒ・エアハルトの指導の下に、西側地帯では統制経済から市場経済への大胆な転換を企てる措置がとられた【下線部分：本稿筆者追補】。基本食糧や生活必需原料を除いて、他のすべての物資は通貨改革をきっかけに自由価格制のもとにおかれた【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・西ドイツ地域の通貨改革から二日後【= 1948年6月22日：本稿筆者追補】、ソ連占領軍政府は東ドイツ地域で単独の通貨改革に踏み切った【下線部分：本稿筆者追補】。ここでも旧ライヒスマルクが廃止され、新たに(東)ドイツマルクが導入された。これ以後、ドイツは東西二つの通貨地域に分裂した【下線部分：本稿筆者追補】<sup>34)</sup>ことを指摘されている。

佐瀬昌盛氏は「ドイツの西と東でほとんど同時に別個の通貨改革が実施されたことは、首都ベルリンに複雑な波紋を生んだ<sup>35)</sup>ことを指摘され、そして、佐瀬昌盛氏は「四国共同占領下のベルリンではやがて東西二種類の新ドイツマルクが流通し、その購買力を競い合うことになったからである。そして東マルクの実質的劣勢がやがて判明しはじめると、ソ連軍当局は政治的措置<sup>36)</sup>をもってこれに対抗する必要があるようになった。」<sup>35)</sup>ことを指摘

31)・32) 林健太郎(編)：『ドイツ史』山川出版社 1978年 P.471～472

33)・34) 当時のベルリンの状況に関して、佐瀬昌盛氏は「四国占領下のベルリンでは統一的な市議会が成立していたが、ソ連軍当局が支援した SED【= ドイツ社会主義統一党：本稿筆者追補】は住民間に不人気であり、KPD【= 共産党：本稿筆者追補】との合同を拒否した西ベルリンの SPD【= 社会民主党：本稿筆者追補】が全市についても最強政党であった。SED 結成に抵抗した SPD には当然、反ソ、反共色が強かったが、1947年6月、SPD を第一党とする市議会が同党のエルススト＝ロイターを市長に選出すると、ソ連占領軍当局はロイターの就任を拒否した。その結果、連合国間だけでなくベルリンのドイツ人の政党勢力とソ連軍当局の間にも、緊張関係が生まれていた」ことを指摘されている。そして、ソ連軍当局は政治的措置に関して、佐瀬昌盛氏は「西側三占領軍当局が西マルクをベルリンに導入すると、ソ連側は西ドイツからベルリンへの出入路(鉄道、陸路、水路)を全面的に封鎖する強行措置をとるとともに、西側三国軍のベルリン撤退を要求した。・・・(中略)・・・いわゆるベルリン封鎖の開始である。・・・(中略)・・・米軍副総督クレイ将軍はソ連の封鎖措置に対抗して西ベルリンの三国占領軍と200万の住民のためいっさいの必要物資の空路輸送を決意、英仏も同調、48年6月末から15カ月以上にわたって西ドイツから西ベルリンへの『空中架橋』作戦が展開された。・・・(中略)・・・空輸便数は27万回を超え、総輸送量は183万トンに達した。このように西側三国がベルリン不放棄の強硬姿勢を示したため、やがてソ連は譲歩し、国連を舞台とする米ソ両国代表の交渉を経て1949年5月4日、四国間にニューヨーク協定が成立し、ベルリン封鎖は解かれた。・・・(中略)・・・封鎖解除以後のベルリンはもはや封鎖以前のベルリンではなかった【下線部分：本稿筆者追補】。封鎖中にベルリン市議会は東西に分裂し、48年末以後にはドイツの首都ベルリンに東西二つの

されている。

通貨改革以降のドイツ経済について、言い換えると、1948年6月末から15か月以上にわたったベルリン封鎖が1949年5月4日、四国間にニューヨーク協定が成立し、ベルリン封鎖は解かれたこととなる。そして、米英仏の占領地域において成立したドイツ連邦共和国で1949年8月14日に第1回連邦議会選挙行われた後の1950年頃までの情勢について、鬼丸豊隆氏は「加工工業部門・食糧品生産部門の一部ならびにこれらに直接関連する商業部門の統制が矢継ぎ早に、しかも、大幅に解除された。もっとも、若干の基礎資材・重要基本食料品・住宅・資本市場および対外分野においては、政治上・経済上の特殊事情によって、ひきつづき強力な管理統制が行われた。・・・(中略)・・・通貨改革直後には流通通貨および預金量は、わずかに100億マルクをやや上回る程度で、48年の国民総生産高450億マルクにくらべて約22%にしかすぎなかったため、極度のデフレーションの様相をおび、物価の急速な下落をあいまって企業の倒産が続出した<sup>36)</sup>。・・・(中略)・・・統合経済地域行政部は、勤労者の賃金・俸給支払日を月に2～3回にわけて通貨の流通速度をはやめる【下線部分：本稿筆者追補】とともに、購買力を供給しながら、企業の生産意欲に刺激をあたえて物資の絶対的不足を克服しようとした<sup>37)</sup>」ことに言及されてい

る。

鬼丸豊隆氏は、「旧ドイツマルクと新ドイツマルクとの交換がほぼ完了して、・・・(中略)・・・マーシャル・プランによる原材料の輸入が進んだことも手伝って、インフレ激化の傾向はしだいにおさまり、48年末には物価は全般的に低落した。しかし、当時の物価は統制は解除されたものの、一般に品不足がひどかったので、比較的高い水準で安定を保っていた。・・・(中略)・・・国民の一般生活水準は、通貨改革後、失業者は増加<sup>38)</sup>をみたものの、目にみえて急速に改善されていった。・・・(中略)・・・物価はかなり高かったが、商品は自由に、しかも良質のものが入手できるようになった<sup>39)</sup>」ことに言及されている。

1,000万人を超える引揚者・避難民の流入と通貨改革がどのように関連させられたかに関して、鬼丸豊隆氏は「1945年8月2日のポツダム協定によって、米英ソ三国は・・・(中略)・・・東部地域をはじめ、その他の外国に居住していたドイツ人にたいして大量引揚を宣言した。・・・(中略)・・・約1,650万人のドイツ人が、ほとんど無一文の状態では住居を追われたのであるが、引揚の途中で250万人が死亡し、あるいは傷ついたといわれている。・・・(中略)・・・その大半が青壮年層を戦場に送り出して後に残された婦女子・高齢者であったため、これら引揚者・避難民の救済は重大な社会的・政治的問題とな

---

市政府が存在することになった。なお、同じころベルリンの大学機構も分裂し、東西ベルリンはそれぞれの大学をもつことになった。しかし、ベルリン封鎖のさなかで進行したのは、首都ベルリンの分裂だけではなかった。このころ、西ドイツ地域とソ連占領地帯ではそれぞれ部分的ドイツ国家設立への道が模索されていたのである【下線部分：本稿筆者追補】ことに言及されている。

林健太郎(編)：『ドイツ史』山川出版社 1978年 P.472～474

35) 林健太郎(編)：『ドイツ史』山川出版社 1978年 P.469～470 ※第Ⅱ図参照のこと。

36) 「当時、生産は急速に回復しつつあったものの、国民の消費財にたいする需要がほとんど無制限であったので、需給間のアンバランスから、たちまち、インフレ化の危険に見舞われるにいたった。このため、ドイツ労働総同盟は、統制の復活をとらえ、ゼネストをもって彼【＝エアハルト：本稿筆者追補】の退陣を要求した。しかし、彼【＝エアハルトのことであり、この時期連邦経財相に任にあった：本稿筆者追補】は明春には物価はかならず下がると予言し、頑として政策をかえようとはしなかった」ことに鬼丸豊隆氏は言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月5日 P.240

37) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月5日 P.98：連邦経財相ルートヴィヒ・エアハルト(Ludwig Erhard)

38) この失業者の増加に関して、鬼丸豊隆氏は、「失業者数は、通貨改革直後から50年の2月頃まではたえず増加をつづけたが、これは主として潜在労働力が経済の正常化によって表面化してきたことによるものであった。すなわち、通貨改革前に一定の職業をもたなかった者や、あるいは外見上働いているように見せかけてきた者が、通貨改革断行後は通貨がその本来の機能を回復するにいたったため、何か定職にありつこうと奔走するようになったのである。また、通貨改革の断行によって流通通貨量が削減されたため購買力が減退して、一部の生産物が売れなくなり、その結果、職を失う者が出てきた。そのうえ、1,000万人を超える引揚者・避難民の流入があったことは、労働市場をいっそう狭隘にした。かくして48年6月現在で約45万人にすぎなかった失業者数が、49年6月には128万人に、さらに50年6月には154万人と急激に増加していった」ことを指摘されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月5日 P.242

39) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月5日 P.242

った。・(中略)・土地・建物・機械といったいわゆる物的財産もっていたものは、別に価値の切り下げがおこなわれなかったため、その高い価値のままでこれを保有することとなり、通貨改革によってかえって大きな利益を得るといった結果になった。西ドイツ側は、最初から通貨改革と同時に、債務者とか物的財産所有者の取得する利益を税金として吸収し、その税金をもって引揚者・戦災者に新しい生活の基礎をあたえ、かつ、失った財産の補償を考えていた。したがって、通貨改革の準備がはじまると同時に、連合側に対して負担の調整措置をおり込むように提案したが、連合側では、負担調整の問題は西ドイツのたんなる内政上の問題にすぎないと理由でこれを拒否した。・(中略)・1948年9月2日に、『負担調整にたいする請求権の確定に関する法律』を可決し、その他の関係法案とともに同年12月、これを軍政府

に提出してその承認をもとめた。翌49年8月8日になってようやく軍政府の修正があったのち、負担調整の暫定法として、いわゆる『即時援助法』<sup>40)</sup>の公布をみるにいたった。・(中略)・かくして、49年度から即時援助基金が廃止された51年度までの三会計年度間に、収入総額は57億7,900万マルク、支出総額は55億8,100万マルクに達し、とくに同法【= 即時援助法：本稿筆者追補】によって建築された被害者用住宅は35万戸におよんだ。・(中略)・その後、1949年2月に連邦共和国が樹立されてから、連邦下院は負担調整にかんする特別委員会をもうけ、『終局的負担調整』の草案作成に着手した。連邦政府もまた、これと歩調を合わせてその準備を開始し、ようやく52年8月14日に即時援助法にかわる『負担調整法』<sup>41)</sup>が公布されるにいたった<sup>42)</sup>ことに言及されている。

以上のような通貨改革が断行された時期の、米英仏の

40) 「即時援助法」の内容について、鬼丸豊隆氏は以下のように言及している、即ち、「即時援助法の内容：1948年6月21日を基準日として、資産の再評価をおこない、3,000ドイツマルクを超える動産および不動産にたいして、最高20%の特別財産税を賦課し、その税金は即時援助基金に繰り入れられた。なお、この財産税は、即時援助一般税と即時援助特別税からなり、同基金の財源としては、このほかに交換土地税の税金があった。・(中略)・引揚者・戦災者・通貨改革による被害者および政治的被害者にたいして、これらの被害者を正常な経済過程に編入する必要性を考慮して、同基金から給付がなされた。その給付の態様としては、損壊家屋の再建・新設などの生産的給付と生活補助のような補償的給付とがある」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.113

41) 「負担調整法」に関して、鬼丸豊隆氏は、以下のような詳細な内容を示されている。即ち、「負担調整法の内容：◎調整給付の対象となった損害 = 負担調整法は、「戦時および戦後の引揚および戦災による損害の補償および西ベルリンをふくむ基本的適用地域における新通貨制度による冷遇の緩和」を目的とするものであって、次のような損害をその対象とする。

(1) 引揚損害—引揚者、すなわち、東部地域または旧ドイツ領域外の地域に住所を有していたドイツ人で、戦争の結果、その住所を失った者について、これらの地域における引揚措置または戦闘により生じた損害をいう。その損害は、引揚者が退去した国の領域に有していた一定の財産について生じたものでなければならない。現金・ぜいたく品・収集品などについて生じた損害は引揚損害とはならない。

(2) 戦争物的損害—戦時中 [1939・8・26 ~ 1945・7・31] に基本法適用地域、または(西)ベルリンにおいておこなわれた戦闘行為により一定の財産について直接生じたすべての損害をいう。爆撃および地上戦による損害のみならず、略奪による損害・拿捕を免れるためになされた船舶の自沈による損害もふくまれ、間接的損害はふくまれない。

(3) 東部損害—引揚者でない者で、1944年12月31日に旧ドイツ領域に住所を有していたものが、一定の財産について戦争と関連して東部地域において蒙った損害をいう。したがって、ソ連占領地域からの避難民が東部地域において蒙った財産損害は東部損害となる。

(4) 預金者損害—通貨改革により生じた貯蓄性投資の額面の減少をいう。貯蓄性投資とは、すべての金銭債権をさすのではなく投資的性格をもつものだけを意味し、金融機関の預金・抵当証券・社債などはこれにはいるが、当座預金はふくまれない。本法においては、高齢者および生計無能力者の預金者損害についてのみ、調整給付(戦争損害年金)が供与される。

◎負担調整基金 = 調整給付の財源は、調整税(調整財産税・抵当権利得税および信用利得税)の税金および財産税(州税)の税金から、その100分の4を控除して得た金額の繰入らびに連邦および州予算からの繰入金からなる。この財源は、連邦の一般会計から独立して、連邦負担調整庁長官により運営され、「負担調整基金」という。調整給付はすべて調整基金からなされ、その行政費は同基金または被害者の負担において支弁することは許されず、すべて一般会計で負担される。

◎調整給付 = 原則として、貨幣をもってなされるが、例外的には貨幣以外の現物をもってなされる。

◎調整税 = 調整税は、調整給付の財源を確保するとともに、戦時、戦後を通じて生じた経済的混乱の調整および通貨改革の際に生じた負担の不均衡是正を目的とする。これらの目的を達成するために、調整財産税・抵当権利得税および信用利得税を徴収する。この三税の共通点は、通貨改革基準日 [1948・6・21] に連邦領域および西ベルリン地区に居住していた自然人・法人の財産状態にもとづいて徴収される一回かぎりの財産税であるということである。

(イ) 調整財産税 戦災を受けなかった5,000マルク以上の土地所有者にたいして課税される。税率は、一律50%とし、即時払または

占領地域に限らず、ソ連の占領地域をも含めた第二次世界大戦が勃発した直後のドイツ帝国の領域に当てはまるものとして、G. シュトルパーは「通貨改革後の最初の数年間は、復興に捧げられた。破壊された生産手段や住宅、また空襲や避難に際して失われた消費財 - 家具や衣類等 - が新たに調達されねばならなかった。既に戦前からそうであったが、特に戦時中や戦後間もない頃には、消耗品の補充は、しようとしてもできないことが多かった。僅かに所持されたものは使い古されてしまった。あらゆる物資に対する激烈な飢餓状態が見られた。・・・(中略)・・・残っていた生産施設は、それを何とか動かすことができる場合でも、ひどく効率が悪かった。長年のみじめな供給のしわ寄せが、市場に押寄せる需要となってあ

らわれた。需要の向かうところは投資財あり消費財あり、また国内製品もあり輸入に頼らざるをえない商品もあった。復興の至難な課題【下線部分：本稿筆者追補】は、現在の生産能力を明らかに上回るこれら全ての需要を順次満足させながら、何よりもまず経済の給付能力の上昇をはからなければならないという点にあった。これは大規模な投資を必要とした。それがどのように行われたか、常に国民総生産の22パーセント以上を投資に振り向けることがどのようにして成功したか、その様相を探ることは、戦後の経済的発展を扱う際の中心問題の一つである。復興期の第二の中心問題【下線部分：本稿筆者追補】は、ドイツの貿易収支の惨憺たる状況に関するものであった。当時、必要欠くべからざる輸入品が購入でき

分割払とする。分割払の場合は、1949年4月1日から1979年3月31日までの30ヵ年とし、毎四半期に利益をふくめて納付する。すでに納付済みの即時援助税については差し引かれる。

(ロ) 抵当権利得税 不動産を担保とする債務者が、通貨改革によって得た利得にたいして課税される。

(ハ) 信用利得税 商業帳簿の記帳義務を負う商人の債務者利得にたいして課税される。

なお、抵当権利得税と信用利得税は、原則として、ライヒスマルク債務とその債務が通貨改革によって切り替えられたあとのドイツマルク債務の額面との差額、すなわち通貨改革の対象となったライヒスマルク債務の10分の九に相当する額を税額とする。

◎調整給付 = 負担調整法に基づく給付に関しては、以下の損害との関係を鬼丸豊隆氏は、以下のような表を示されている。

	引揚損害	戦争物的損害	東部損害	預金者損害	その他の損害
主要損害賠償	○	○	○		
整備貸付	○	○			
戦争損害年金	○	○	○	○	
家具損害賠償	○	○	○		
住居補助	○	○			
冷遇基金給付					○
その他の保護措置	○	○	○	○	○
引揚者預金に対する通貨調整	○				

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.115 ~ 117

その後、この負担調整基金が、鬼丸豊隆氏は引揚者・被災者の生活再建に大きな効果を発揮したことを指摘されており、「連邦政府は、『この制度こそ被災者と非被災者の間で、経済的に可能なかぎりの被災共同負担を実現しようとする画期的な試みであり、向う20年間に、一般物的損害約200億マルクと東部地域からの引揚者の喪失財産約220億マルクは、完全に補償することができる』といている」ことに言及され、加えて、「さて、1,000万人というぼう大な数の引揚者・避難民が西ドイツ領域内に流入してきたことは、敗戦直後の西ドイツにとっては、たしかに社会的・経済的に大きな負担であったが、一面、経済が再建への第一歩をふみ出してからは、豊富で安価な労働力の供給源となって復興に大きな役割をはたした。すなわち、1950年までに350万人(総労働人口の約15%)の追加労働力が生産過程に導入された。引揚者・被災者の経営ならびに技術上の豊富な経験は、とくに電気・光学・窯業などの諸産業を東部から西部に移すのに重要な役割をはたし、農業・建築業・繊維工業などにも非熟練労働者として吸収され、これらの部門の復興ならびに生産拡張に少なからず寄与した」ことを指摘されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.118

G. シュトルパーも「難民の流入・・・(中略)・・・は最初のうち困窮を大きくするだけであった。より多くの食糧や住居が用意されねばならず、より多くの公共資金【= ここでは G. シュトルパーは復興資金を意味しているものと考えることが可能であるが、負担調整として振り替えられた部分は、即時援助法・負担調整法の制定がなされていない場合には、異なる復興計画に振り分けられる可能性があったものと考えることが可能である。：本稿筆者追補】が社会政策に投ぜられなければならない、相対的に高い失業率が甘受されねばならなかった。しかし、それに先立つ人的資源の損失の後を受けて、この人口増大は結局のところ連邦共和国に対し、労働意欲に満ちた熟練労働者を供給したものである。それは経済成長にとっては重要な意味をもつ人的資本の保有を高めたのだ。必要な物的資本は用意することはできたから、ベルリンの壁がつくられるまで続いた人口の流入はまさに歓迎すべきことになった。それは経済発展を最も強力に刺激した要因の一つだった」ことを指摘している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.244 ~ 245

42) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.111 ~ 115

たのは、全く外国の援助のお蔭であった。輸出の方は、1951年まで、到底支払いをカバーするに足りなかった。生産機構がその能力において戦前を凌駕し、それとほぼ時を同じくして、連邦共和国が輸入の支払いを自分ですることができるようになった時、はじめて復興が成就した。そしてこれを以て経済的躍進の第一の局面が終わるのである【下線部分：本稿筆者追補】<sup>43)</sup>ことと指摘している。

さらに、G. シュトルパーは「復興とは以前にあったものの復旧ではない【下線部分：本稿筆者追補】。建設の仕方の中に、既にその後の経済成長の先触れが見られた。破壊された機械を入替える場合、当然のことながら、旧式の機械が据えられたのではなかった。新しい設備はその大部分が古いものよりも優れていて、工場の生産能力を以前の水準以上に高めるか、或いは以前よりもコストの低い生産を可能にしたのである。東部やベルリンから西側の地区に移転した工場も、近代的な設備を備えるよ

うになった。早くも復興の局面において、ドイツは新しい能力を身につけ、大幅に技術水準の近代化を成し遂げた<sup>44)</sup>ことに言及している。

#### 4. ドイツ連邦共和国の成立とその再軍備にいたるまで

##### 4-1. ドイツ連邦共和国の成立過程

ドイツ連邦共和国の成立の経過に関して、平島健司氏は「英米仏にベネルクス三国をまじえたロンドン会議における協議を踏まえ、48年7月、西側三地区の長官は、州首相にたいして建国の準備に着手するよう勧告した<sup>45)</sup>。・・(中略)・・基本法の成立を受けて、8月、連邦議会選挙がおこなわれた<sup>46)</sup>点に言及されている。

佐瀬昌盛氏は、「1949年8月14日、第1回連邦議会選挙行われた。投票は普通・直接・自由・平等・秘密の選挙権に基づき、選挙制度は比例代表制と小選挙区制を混

43) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.247

44) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.247～248

45) この勧告の内容に関して、平島健司氏は「フランクフルト文書の内容は連邦主義ののちって民主的國家を規定する憲法を制定し、州境界の改訂を検討し、さらに占領規約を起草することを求めるものであった。将来の國家統一に含みを残したいドイツ側は、連合軍がこの占領規約によって一定の権限を留保し、その結果、主権が完全には回復されないことを理由として、制憲会議開催による通常の憲法制定手続きをとることは難色を示した。そこで、『議会評議会』による『基本法』の採択、すなわち、州議会から党派別に選出された議員が構成する議会評議会が基本法を起草し、国民投票ではなく州議会が草案を承認する、という形式が選ばれた。・・(中略)・・ボンで開催された議会評議会では、CDU(キリスト教民主同盟)のアデナウアーが全体の議長を、SPD(ドイツ社会民主党)のカルロ・シュミットが専門委員会の議長を務めた。・・(中略)・・基本法は49年5月に公布の運びとなった」点に言及されている。

木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.344～346

同じくこの勧告の内容に関して、佐瀬昌盛氏も「1948年6月の西側六カ国外相ロンドン会議が西ドイツ地域での直接占領統治に終止符を打つ旨を確認すると、米英仏・三占領軍政府は、7月1日、西ドイツ11州の州首相をフランクフルト会議に召集し、いわゆるフランクフルト三文書を与えた。それは、西ドイツ諸州に①憲法制定議会招集の権限を与え、②各州の境界を改訂し、③きたるべき西ドイツ政府と三占領軍との関係を規定する三文書であった」ことに言及されている。

林健太郎(編)：『ドイツ史』山川出版社 1978年 P.474

さらに佐瀬昌盛氏は、この勧告の内容を記しているフランクフルト三文書に対する当時、米英仏の占領地域であったドイツ西部地域の受けとめ方に関して、「西ドイツ各州首相の反応は複雑であった。西側地帯のドイツ人だけで憲法制定作業を開始するのは将来の国家的分裂につながるのではないかと、彼らは懸念したのである。そこで彼らは、設立される統治機構があくまで暫定的性格のものであることを確認しようとし、部分的西ドイツ國家の建設を急ごうとする西側三国に消極的抵抗を試みた。・・(中略)・・基本法【基本法は三国占領軍政府の承認と西ドイツ各州の批准とを経て、1949年5月23日に発効した。西ドイツ11州中バイエルンだけは基本法を承認しなかったが、それは基本法の発効を妨げなかった点について、佐瀬昌盛氏の言及がある。[林健太郎(編)：『ドイツ史』山川出版社 1978年 P.475]；本稿筆者追補】の制定作業は、専門委員たちによるヘレンヒムゼー会議のあと、ボンで議院評議会によって進められた。議院評議会は、各州議会から選出された65人の議員によって構成され、CDU【=キリスト教民主同盟：本稿筆者追補】/CSU【=キリスト教社会同盟：本稿筆者追補】とSPD【=社会民主党：本稿筆者追補】がそのうちそれぞれ27議席を占めた。議長には戦前ケルン市長であった72歳のコンラート・アデナウアー【コンラート・アデナウアーが戦後ドイツの有力政治家とはかならずしも目されていなかったが、議院評議会の運営に際して絶大な政治指導力を発揮し、1949年5月に基本法制定作業が終了してみると、疑いもなくCDU/CSUの最高指導者にのしあがっていたことに佐瀬昌盛氏が言及している。[林健太郎(編)：『ドイツ史』山川出版社 1978年 P.475]；本稿筆者追補】が就任した」ことに言及されている

林健太郎(編)：『ドイツ史』山川出版社 1978年 P.474～475

46) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.344～346

和して西ドイツ独自のものであった。・・・(中略)・・・戦後に新結成された CDU【= キリスト教民主同盟：本稿筆者追補】/CSU【= キリスト教社会同盟：本稿筆者追補】が伝統を誇るSPD【= 社会民主党：本稿筆者追補】を抑えて第1党となった。また、この二党は他の群小政党を圧する存在であることが判明し、戦後の西ドイツ政治はドイツ議会政治史の伝統とはかなり異質の二大政党制の傾向をしめすことになった。ついで9月12日、連邦集会在テオール＝ホイスを初代の大統領に選出した。・・・(中略)・・・三日後の9月15日、連邦議会は CDU【= キリスト教民主同盟：本稿筆者追補】総裁のアデナウアーを1票差の過半数【下線部分：本稿筆者追補】で初代の連邦首相に選出した。・・・(中略)・・・アデナウアーは自党内にもかなり支持のあった SPD【= 社会民主党：本稿筆者追補】との大連立の道を選ばず、FDP【= 自民党：本稿筆者追補】、DP【= ドイツ党：本稿筆者追補】とのいわゆる小連立を選んだ【下線部分：本稿筆者追補】<sup>47)</sup>ことに言及されている。

同じく、この連邦議会選挙に関して、平島健司氏は「計画経済と社会化を唱えた SPD【= 社会民主党：本稿筆者追補】【下線部分：本稿筆者追補】にたいし、デュッセルドルフ指針で掲げられた『社会的市場経済』を対峙させる CDU【= キリスト教民主同盟：本稿筆者追補】が僅差で SPD【= 社会民主党：本稿筆者追補】を制した結果、アデナウアー首相が FDP【= 自民党：本稿筆者追補】と DP【= ドイツ党：本稿筆者追補】を加えた連合政権を率いることになった」<sup>48)</sup>点に言及されている。

鬼丸豊隆氏は CDU【= キリスト教民主同盟：本稿筆者追補】が発表している「デュッセルドルフ綱領」の中で、ルートヴィヒ・エアハルト(Ludwig Erhard)がその経済政策について述べていることを次のように示している、つまり「社会的市場経済とは、自由な人間の労働を統合し、かつ、経済的効用と社会的正義を最大限に発揮できるような秩序に適合する経済の社会的組織である。したがって、社会的市場経済は、政府の指導・干渉といったような計画経済には極力反対する。・・・(中略)・・・社会的市場経済は、政治的ならびに社会的権力を最小限

度に行使して、消費者と共同社会のもとする真の希望にそうように、もっとも低廉な物資の供給を保障する制度である【下線部分：本稿筆者追補】。われわれは、この制度の中にこそ真の自由に到達しうる経済的秩序を見いだすものである。自由をもとする者は、みずから競争に臨まなければならない。市場において権力を濫用する者は、真の自由を得ることができない<sup>49)</sup>と。そして、鬼丸豊隆氏自身は「経済上の生産諸要素は、純粋な能率競争によって展開するのであった、その場合、国家はただ社会的便益を提供するにすぎない。したがって、このような経済政策は、また同時に、最良の社会政策でもある。また、生産者または消費者の決心の自由を制約し、もしくは、経済的権力や政治的権力の集中化をもたらすような考え方は、絶対に受け入れることができない<sup>50)</sup>ことを示していると指摘されている。

平島健司氏は「初代連邦首相アデナウアーが選んだ対外政策は、・・・(中略)・・・対等の立場を回復しながら西ドイツを西欧諸国との緊密な同盟を結びつけることであった。連邦共和国成立後、ルールを国際的に管理する機関への西ドイツの参加を条件として、・・・(中略)・・・アデナウアーは、ザールラントの石炭を求めるフランスの利害を配慮し、ザールラントとならんで西ドイツがヨーロッパ評議会に参加する(準加盟)決定を勝ちとった。この決定を歓迎してフランス側から示された歩みよりが・・・(中略)・・・シューマン・プランの発表であった。・・・(中略)・・・アメリカは、ヨーロッパにおける軍事的介入にたいして消極化し、同盟国としての西ドイツの貢献に期待をいだくにいたった。・・・(中略)・・・西ドイツはこうして占領規約を解消し、連合国がドイツ全体にかんして留保する権利などを除き主権国家としての体裁を整えることができたのである(外務省に続く国防省の設置)<sup>51)</sup>に言及されている。

アデナウアーが、ザールラントの石炭を求めるフランスの利害を配慮している点に関して、G. シュトルパーは、「フランスは占領と侵略に苦しみ抜かなければならなかったから、いまや、それをできるだけ償わせようとしたのである。・・・(中略)・・・失礼なことにフランスは他

47) 林健太郎(編)：『ドイツ史』山川出版社 1978年 P.477～478

48) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.346

49)・50) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.96～97

51) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.344～346

の三占領国によってポツダムに招聘されず、従ってポツダム協定の共同署名国にもなっていなかったから、同協定の規定にしばられることもないと感じたのだ。フランスは難民や、その他無用の人間が自分の地区に入るのを拒絶し、・・・(中略)・・・【G. シュトルパーはフランスが占領した西南ドイツ諸州の大部分が農・林業地帯であることを指摘している：本稿筆者追補】豊かな森林資源が占領軍に木材を供給し、その木材はフランス或いはスイスに運ばれて、外貨の源泉として役立てられたのである。・・・(中略)・・・フランスにとって最も重要な賠償物件は、もちろんザール地方であった。第一次大戦後と同じく、今回もフランス政府は、地理的には広大ならず、しかもそれだけに経済的にはなおさら重要なこの地方の併合を要求した。・・・(中略)・・・ドイツの絶望的な状況を目にし、また、占領軍からの懇請や約束や脅迫の圧力をかけられて、ザールの住民は1947年、政治的には自治、経済的にはフランスとの連携を決定した。これによってザールラントの【ドイツからの：本稿筆者追補】離脱は必至(ひっし)であるように思われた。かくしてザールの工業、中でもロェヒリング製鉄所は解体を免れ、ザールの石炭に対するフランスの需要は、ザールラントの経済を戦後間もなく再びフル回転させるのに寄与した<sup>52)</sup>ことに言及している。

鬼丸豊隆氏自身も「面積わずか2,500平方キロあまり、人口も100万たらずの欧州中央部に位置する小地域である。しかし、石炭・鉄鋼生産高では欧州有数の地位を占め、その経済的な重要性はきわめて大きい。・・・(中略)・・・ザールの住民は95%までがドイツ語を話すドイツ系であるので、本来はドイツに属するのが自然であるといわれている。それだけにこのザールの帰属をめぐる独仏間に幾度か深刻な抗争がつけられ、これが長い間両国の友好をはばみ、ひいては欧州の安全をおびやかすガンとまでいわれてきた。・・・(中略)・・・第一次世界大戦後のヴェルサイユ条約によって、ドイツから引き離された。1935年、ナチス時代に、国際連盟の管理のもとに住民投票が行われ、圧倒的多数でドイツに復帰し、・・・(中略)・・・第二次世界大戦後、フランスの占領

下<sup>53)</sup>となったことに言及されている。

G. シュトルパーは「1948年には、世界の情勢がドイツの西側の地区に有利に変化していた。占領軍はドイツを敗戦国としてではなく、パートナーとして、最後には同盟国として扱い始めた。第一次大戦後とは大いに異なって、彼ら【= 占領軍：本稿筆者追補】はドイツの経済に大幅は援助を与え、ドイツが再び自由な世界経済の一員となるための準備を整えた。そのうえこの世界経済自体が、第一次大戦後におけるよりも遥かに恵まれた発展を遂げていた。第一次大戦後、世界の貿易量が戦前の水準を回復したのは1924年のことであったが、第二次大戦後は、それ【= 世界の貿易量：本稿筆者追補】は1950年に早くも30年代の水準を大幅に上回り、その後も景気の変動に大きく左右されることもなく増大していったのである。これは、ドイツの輸出業者が改めて世界市場に地歩を占めるのを容易ならしめるものであった。・・・(中略)・・・第二次大戦後のドイツの経済政策は、復興とその後の発展の課題によりよく対処する力のあることを示した、原則上は自由市場経済を目指しつつ、その枠内で国家の干渉と援助を組み合わせること【下線部分：本稿筆者追補】が、投資の規模と構造に影響をおよぼし、国際収支の均衡と、一時的には物価の安定をも保証したのである。このことと、また他の事情も加わって、国民の知性と勤労意欲を利用するに好都合な前提が作り出された。失われた生活水準を取戻すために一生懸命働こうという気構えが一般にみなぎっていた【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・平均生活水準は1953年頃に戦前の状態を回復したが、その間に所得を更に増加させた西欧諸国と比べれば、それ【= ドイツの平均生活水準：本稿筆者追補】は依然として著しく立ち遅れていた【下線部分：本稿筆者追補】<sup>54)</sup>ことに言及している。

G. シュトルパーは「1948年におけるドイツの工業生産は、世紀の変わり目ないし第一次大戦の直後に等しい状態であった【下線部分：本稿筆者追補】。しかし、それを取巻く条件がかなり満足すべきものであった以上、なおこのこと急速な成長<sup>55)</sup>が期待されたのである。またこの【= 急速な成長：本稿筆者追補】ためには、比較的僅か

52) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.209～210

53) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.71

54) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.243

55) 参考まで、G. シュトルパー自身の経済発展に関する考えは「1948年から1965年までの期間は、経済上の観点からこれを三つの時期

な資本が必要とされただけであった【下線部分：本稿筆者追補】。あらゆる破壊にも拘らず、生産・分配機構の基本的な骨組は残っていた【下線部分：本稿筆者追補】。大体においてそれを修理し、部品を取替えさえすれば、全体を再び正常に利用することができたのである。・・・(中略)・・・1948年の工業施設の生産能力は決して戦前に劣るものではなかった【下線部分：本稿筆者追補】。なぜならば、設備破壊の規模は、おおむね1939-44年の間の設備新設の規模に等しかったからである。なるほど、こういう大ざっぱな観察は、破局的な破壊の現実を覆い隠してしまうだろう。特殊な工場施設が完全に欠如し、それが、存在する生産能力の利用を妨げる隘路になっていた。また残存する施設も、その構造が時代遅れになり、大きく変わった新時代の要請に応えられなくなっていた。・・・(中略)・・・生産手段に関しては、相当な基礎的貯えが保存されていたのである。・・・(中略)・・・労働力は、1948年にはあり余っていたのである【下線部分：本稿筆者追補】。工業生産がそれにも拘らず戦前の半分にしかならなかったとしても、その原因になっている欠陥は、本来速やかに取除きうるものであったに違いない。この欠陥が除去された後、経済が急速に回復に向かった<sup>56)</sup>ことに言及している。

#### 4-2. 通貨改革から朝鮮戦争まで

通貨改革を断行したことによって、米英仏のドイツ西側占領地域の経済状況が安定したということでないこと

をG.シュトルパーは、「通貨改革は連合国の仕事であった【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・ドイツの官庁がやろうとしても多分できることではなかったであろう。・・・(中略)・・・同じ時点で始まった統制経済から市場経済への移行は、占領軍の黙認の下でドイツ当局の仕事であった【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・『通貨改革後の統制および物価政策の要綱』に関する法律が、その機の熟した経済部門ではできるだけ早く国家統制を廃止しようとする連合地区経済会議の意志を宣明した。1948年7月【=即ち、通貨改革が施行された1948年6月20日から時を移さず：本稿筆者追補】には当時行われていた物価統制の90パーセントが廃止され、1936年以来の一般的物価凍結が廃棄された【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・それによって国家による物価の統制と物資の分配の全てが終わったわけではない。特に重要な分野では、従来との関係がそのまま残ったのである。しかし以上の統制解除だけでも、経済の気流を一変させるに十分であった。・・・(中略)・・・しかしまた物価も値上りした。全ての物価がこれまでと同じ水準にとどまるわけにはないだろうということは予期されていたところであった。何と云っても生産量が1936年以来各商品毎に違って来ていたのだ。しかし物価の上昇は、物価構造がその間に変化し関係に適応するというだけにとどまらなかった。物価水準全体が上がり、生計費が高騰した。・・・(中略)・・・物価の騰貴は、生産費が上がったというだけで説明できるものではなかった【下線部

に分けることができる。1948年から1951年までの第一期【下線部分：本稿筆者追補】は、狭義の復興の時期であった。それは市場経済の実験にとって試練の年間であった。マーシャル・プランの主要援助給付が行われ、国際収支が健全化したのはこの時期である。連邦共和国は欧州経済協力機構(OEEC)の一員となったが、それは未だ固有の主権をもたない国であった。1951年に、ようやく施設撤去が終了した。1952年から1958年までの第二期【下線部分：本稿筆者追補】に連邦共和国は諸外国との同権を獲得したが、同時に、たったいま獲得したばかりの主権の一部を、様々な超国家的機構 - 欧州石炭鉄鋼共同体(モンタン・ユニオン)、北大西洋条約機構(NATO)、最後に欧州経済共同体(EEC、ドイツ語ではEWC) - に委譲した。世界貿易を行政の統制から解放しようとする国際的な努力は、1958年、ドイツ・マルクの完全交換性への移行によって有終の美を飾った。長い討議の末に自由競争制限禁止法が成立し、1958年に施行された。1957年以降は事実上完全雇用状態が支配し、これは1958年にアメリカの景気後退の影響が西ドイツにおよび、経済の成長が幾分停滞した時にも変わらなかった。第三期【下線部分：本稿筆者追補】は1959年、新たな景気の上昇とともに始まり、これは1960年に再び国民総生産の輝かしい成長率(9パーセント)をもたらした。しかし労働予備軍はもはや存在せず、むしろ『超完全雇用』の状態が生じていたから、物価は以前よりも急速に上昇した。国内の物価水準にとって極めて危険な存在であるように思われた国際収支剰余を減らすために1961年3月にはドイツ・マルクの平価切下げが行われた。事実それによって以後2,3年の間は、輸出と投資需要が以前ほどには伸びなくなり、国際収支もはじめて赤字になった。1963年まで経済成長率は全体として3パーセントに低下した。しかし1964年になると、景気は改めて力強く上昇し始めた。連邦共和国はもうずっと前から再び富める国の仲間に入っていて、この第三期には国際的な低開発国援助にも参加することになった。10年前には外国の炎上に乗っていたドイツが、いまやその返礼の機会を得たのである。いまのところまだ、西ドイツの経済成長の第三期が終わったというはっきりした徴候は見られない【下線部分：本稿筆者追補】。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.245 ~ 246

56) G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.244



分：本稿筆者追補】。確かに賃金は上がっていた。特に賃金凍結の廃止後はそうであった。また原料も値上りしていた。・・・(中略)・・・生産費の上昇は物価の騰貴に追いつかなかった。まさしく需要が供給を上回っていたのである【下線部分：本稿筆者追補】。通貨の切捨てが購買力を十分に弱めるほどではなかったのか、それとも通貨数量がその後あまりにも早く増大したためか、恐らく両者が共に作用していたのである。供給不足の結果、少なからぬ企業利潤が生じた【下線部分：本稿筆者追補】。市場経済にとって、それは危機の数ヶ月であった。長所と短所が同時に現れ、そのどちらを重視すべきか、それが問題であった【下線部分：本稿筆者追補】。長所は、企業家に対して生産拡大の刺激を与えた点にあり、短所は、明らかに不当な所得分配にあった。1948年11月12日【＝即ち、通貨改革が施行された1948年6月20日から時をほぼ半年が経過時点：本稿筆者追補】には連合地区でゼネストが起これ、その際労働組合は、経済的非常事態の宣言と物価委員の任命を要求したが、連合地区政府はこの提案を受け入れなかった。

しかし、物価がこの上更に上昇することにブレーキがかけられねばならないことは明らかであった。物価騰貴が、ある関係ではいかに有益であったにしても、である。即ち、そこから生ずる巨大な利潤が、企業家に生産拡大のための資金を供給していたのである<sup>57)</sup>ことに言及している。

そして、G. シュトルパーは「利潤を以て投資を賄うことは、復興のために極めて大きな役割を果たした。それは通貨改革後はじめて大々的に可能になった【下線部分：本稿筆者追補】。実際、消費者の方は買換えに追われ、十分な貯蓄などする気もなかったし、またできもしなかった。しかし投資資金はそれ以外にどうして調達されえただろうか。当時の状況からして、貯蓄者や投資家たりえたのは国家と企業だけであった【下線部分：本稿筆者追補】。国家は税金を通じて資本を得、企業の方は、生産費と比較して不釣り合いに高い価格を通じてそれ【＝資本：本稿筆者追補】を獲得した。どちらの場合も消費者の家計を圧迫するものであった。それ【＝消費者の家計を圧迫するもの、即ち、税金と不釣り合いな価格：本稿筆者追補】

は、消費者の自由な決断による家計切詰めではなく、強いられる切詰めであった。その上国家は、租税政策を通じて企業利潤の発生を助けるとともに、企業に租税特権を与えることによって、利潤のできるだけ多くの部分を投資に振向けさせようとしたのだった【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・占領軍は1946年に異常に高率の所得税を導入していた。・・・(中略)・・・独身者が月々2,000マルクを稼いでいる場合、彼はそこから殆ど1,000マルクを国家に差出さなければならなかった。彼の月収が830マルクの場合、たとえ所得がふえても、納税者の手に残るのは、その増収分の半分以下であった。これでは一体誰が敢えてリスクをおかし、奮励努力しようとするだろうか。しかしいまは、まさにそうすることが必要なのであった。人々はこの所得没収的な税率を切下げようとした。・・・(中略)・・・彼ら【＝連合国：本稿筆者追補】は、ドイツ人が赤字予算を通じて、せつかくの通貨改革をあとから台無しにしてしまうのではないかと恐れたのである【下線部分：本稿筆者追補】。そこでドイツ当局は一連の抜け道を講ずる【下線部分：本稿筆者追補】ことにした。企業経営者は設備と設備損耗を評価する際に帳簿に種々のからくりをほどこし、それによって規定の課税利潤を少なくすることができた【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・計上された利潤をそのまま企業運営資金に回すならば、納税額は更に少なくなるのであった。・・・(中略)・・・自己金融【下線部分：本稿筆者追補】が大幅に助長された。1951年、つまり復興期の終わりまで【下線部分：本稿筆者追補】、実際これが租税政策の一つの眼目になっていたのである。・・・(中略)・・・高額の税金をまず第一に納めるべき立場にある者が逆に保護されるという、社会政策上の矛盾など気にしていられなかった【下線部分：本稿筆者追補】。この年間には、働く大衆がまだ儉しく暮らしていたというのに、企業家や株式会社は早くも莫大な資産を積上げることができた。しかし最後には全ての人の生活を向上させるために、これ以外には方策がないと考えられたのである。この時代に社会的平和が保たれていたのは、恐らく、生活水準の向上と、労働組合の自生と社会政策上の救護措置によるものであろう<sup>58)</sup>ことに言及している。

57) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.248～249

58) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.249～250

同様の企業の投資の源泉としての資本蓄積と当時の租税政策に関して、鬼丸豊隆氏は「西ドイツの第二次大戦後における資本蓄積のもっとも著しい特徴は、財政資金・国民の預貯金および企業の自己資金による投資が大きな役割を果たしてきた【下線部分：本稿筆者追補】ことである。・・・(中略)・・・通貨改革後から1952年までのいわゆる復興の最盛期には、財政投融资(見返資金からの投資を含む)【＝見返勘定口座との関わり合いにおいて検討している【脚注：『純設備投資の資金構成比』を参照のこと】：本稿筆者追補】と企業の自己資金による投資がいずれも純設備投資総額のほぼ40%を占めてい

る。・・・(中略)・・・この間における預貯金の増加もいちじるしいものがあった【下線部分：本稿筆者追補】。民間預金の総額(金融機関相互の預金と公共預金を除き郵便貯金をふくむ)は、48年末の70億マルクから52年末には214億マルクと、この4年間に144億マルク＝184%という大幅な増加を示し、とくに、このうちでも貯蓄預金は、48年末の16億マルクから52年末には74億マルクと約58億マルク＝262%という著しい増加ぶりをみせている。・・・(中略)・・・反面、資本市場における資本調達(銀行の長期貸付・建築貯蓄組合の貸付・生命保険・社会保険の投資、その他の増資・起債など)は、不振をつづけてきた<sup>59)</sup>

59) 資本市場が振るわなかった原因に関して、鬼丸豊隆氏は「(1) 財政投資と貯蓄奨励 通貨改革の前には、国民の自発的貯蓄活動が低調であったのにたいして、復興のための緊急資本需要はきわめて大きかったので、投資インフレの誘発を回避しながら復興を進めていくためには、・・・(中略)・・・強制貯蓄ともいうべき税金による投資、すなわち財政投資に大きく依存せざるをえなかったのである。・・・(中略)・・・預貯金の増加をはかるために税法上の特別の配慮がくわえられた。すなわち有価証券の配当・利子には25%の資本収益税が課せられたのにたいして、預貯金利子は一般所得と総合して課税するにとどめるという取扱をする」とも、とくに三年間の据置貯金には税法上、一定額の所得控除を認める特別な優遇措置\*が講じられた。

(2) 自己投資の奨励 企業の自己投資が奨励されたのは、・・・(中略)・・・企業が設備の再建ないし近代化・合理化を進めるにあたって、自己投資によるときは全く金利の負担を負わなくてすむので、それだけコストの引下げをおこなうことができる点に着目し、これによって西ドイツ製品の国際競争力を高めて輸出の増大をはかることをねらったのである。このためにとられたのが株式の配当支払にたいする制限であった。・・・(中略)・・・今次大戦後のように甚だしい民間の資本の欠乏を補い、損害の大きかった産業をできるだけ速やかに回復させるのに、非常に大きな効果をもたらした【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・企業は内部蓄積に専念し、資本の利益が配当のかたちで企業の外部に流出するのを防ぎ、・・・(中略)・・・自己投資をおこなう前提としての利益を確保することができたのである【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・この配当制限措置は、当然の帰結として『配当されなかった利益』ないしは、その利益によってまかなわれた設備支出にたいする課税上の優遇による実質的な奨励をともなった。すなわち、通常の償却のほか、さらに進んで設備投資にたいする特別償却置\*\*が認められた。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社1958年3月5日P.126～127

(3) 資本市場の育成 自己投資の奨励は、やがて過剰・過誤投資の弊害を生み、また、基幹産業の資本不足を引き起こした。・・・(中略)・・・復興が進捗するにつれて民間の資本蓄積も増えたが、・・・(中略)・・・企業の自己金融には頭打ちの状態が現れてきたので、長期にわたってとられてきた資本市場抑圧政策は、・・・(中略)・・・転機を迫られるにいたった。・・・(中略)・・・弱体化した資本市場を再建するために、1952年12月に三つの法律が施行された。①「資本市場育成にかんする第一次法」固定利付有価証券の利子所得にたいして、一律に25%の資本収益税を課していたのを改めて、無税・30%課税・60%課税の三種とし、無税のばあいはもちろん、そのほかのばあいにも課税は利子だけで総合所得には繰り入れない【下線部分：本稿筆者追補】こととなった。その結果、無税の証券【＝有価証券：本稿筆者追補】のばあいは、預金より有利となり、これまで銀行預金になっていた資金が有価証券投資に向かいやすくなった。②「資本取引にかんする法律」証券【＝有価証券：本稿筆者追補】利率など発行条件の認可権限を政府にあたえ、これによって金利体系の面から資本市場の金利水準を調整【下線部分：本稿筆者追補】し、不当な利率競争による市場の混乱を防止しようとするものであった。③「配当支払制限令の廃止にかんする法律」1941年いらいの6%配当制限を撤廃することを規定したもので、これまで西ドイツが配当制限を実施して株主にたいする資本利益の配分よりも企業の内部蓄積を重視し奨励して自己投資を促進してきたのを、このとき以後、はっきりと株式市場の育成にふみ切ったことを示す重要な法律であった」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社1958年3月5日P.128

ここで鬼丸豊隆氏が指摘されている「一定額の所得控除を認める特別な優遇措置」に関して、より詳細に鬼丸豊隆氏自身が、以下のように言及されている、「敗戦の結果、西ドイツの資本市場はほとんど崩壊し、資本市場を通じて調達される資金の割合は、戦前(1936～1938)の56%に対して、通貨改革直後の一年間はわずかに1.6%にすぎない状態であった。・・・(中略)・・・終戦後の復興期における投資資金は財政資金と企業の内部留保資金、いわゆる自己資金に依存せざるをえなかった。・・・(中略)・・・そこで、連邦政府は企業の内部留保を促進する措置をとる一方、資本市場育成の基礎を固めるために貯蓄預金にたいする優遇利率の設定、預金利子課税にたいする優遇とならんで所得控除による貯蓄奨励策を講じた。この措置は、・・・(中略)・・・民間預金総額は49年以降56年末までに4.7倍の増加を示したが、このうち、貯蓄預金だけでは8倍、なかでも減税預金は実に32倍と大幅な増加ぶりをみせた。このように国民の預貯金が急速にしかもいちじるしく増加したことが一方では、インフレを阻止する一因ともなったし、他方では、生産設備の近代化・合理化投資を促進する一助ともなったのである。・・・(中略)・・・西ドイツの減税預金制度の概要」

【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・純設備投資総額に占める割合をみると、平均20%程度で、財政投資、企業の自己投資のその半分にすぎない。このように資本市場が振るわなかった原因としては、・・・(中略)・・・戦争によって民間の貯蓄資本が破壊され、全般的に投資余力が低下したことのほかに、通貨改革の際に公社債が冷遇されたこと、利率を抑制し配当支払を制限する政策がとられたこと、資産再評価にともなう企業の組替バランス開設が遅れたこと、所得税・法人税の負担が過重であったこと<sup>60)</sup>に言及されている。

G. シュトルパーは「1949年初頭には、自由経済の最初の危機 - 新たなインフレーションの危険 - は乗り越え

られたように思われた。その間【通貨改革が断行された1948年6月20日から1949年初頭までのおよそ半年間：本稿筆者追補】に供給は需要に追いついていった【下線部分：本稿筆者追補】。ドイツ諸州銀行はこれに先立ってインフレーションの源を塞ぎ始めていた。同行はなかなく一種の金融引締め措置を講じ、それによって銀行信用を一定の水準に抑えようとした。また同行は諸銀行に対し、各自の最低準備金を増額するよう要請したが、これもやはり各銀行の信用供与の枠を押下げるものであった。連合地区政府はイギリスの例に倣って『効用計画』を実施し、割引された消費財を市場に出そうとした。しかしこの措置が効果をあらわす前に景気の風向きが変り、

について、以下のことを示されている。

つまり、「一、控除の対象となる預貯金等 つぎにかかせる預貯金の預入、または有価証券の購入のための支出、ただし、両建預金など、借入と関連するものを除く。(一) 預入期間三年以上の預貯金、(二) 積立期間三年以上の積立預金(据置期間一年以上)(三) 償還期間三年以上の国民経済上重要な命令で定める債券(ただし、記名式または金融機関預かりのものにかぎり、かつ最初の取得の場合にかぎる)

(注) 据置期間は、1948年当初以来三年であったが、55年1月1日から、56年10月6日までは10年(預金者が老齢の場合には7年)となり、さらに57年1月以降はふたたび三年に修正された。

二、控除の方法 (一) 特別支出として課税所得から控除する。

(二) 控除限度は、次のとおりである。

(イ) 年額1,000マルクまでは全額控除、配偶者があるばあいには、1,000マルク、扶養控除を認められる子女があるばあいには一人につき500マルクがそれぞれ【= 控除される額が：本稿筆者追補】増額される。

(ロ) 満50歳以上に達した納税制者については、(イ)の金額はそれぞれ倍額に増額される。

(ハ) 特別支出の金額が(イ)および(ロ)の限度をこえる場合には、その超過額の二分の一を控除する。ただし、(イ)および(ロ)にかかせる限度額の二分の一を限度とする。

(ニ) 特定の住宅建築または長期農業金融にあてる預貯金または債券については、前記のほか6,000マルクを限度としてその支出額の二分の一を控除する。

(注) この措置は、臨時のもので56年10月6日から57年3月31日までに取得されたものにかざられる。

(三) 特別支出として控除されるものは、このほかに生命保険料、社会保険料などがあり、前記の控除限度は、これらの特別支出の金額の全体を対象として定められる。(したがって、他の特別支出の控除があるばあいには、預貯金などの控除はそれだけ少なくなる。)

(注) なお、特別支出控除には給与者624マルク、その他200マルクの概算控除が認められる。

三、手続その他 (一) 一にかかせる預貯金などの預入、有価証券の取得は、金融機関の証明書により税務署に証明する必要がある。

(二) 据置期限前に預貯金の償還、有価証券の譲渡、これらの担保提供があったときは追加課税をおこなう。

(三) 前記の事実があったときは、金融機関はその旨を税務署に通知しなければならない。

四、適用期限 1958年末までとする。

(注) この制度は当初、54年末をもって廃止の予定であったが、その後57年末、58年末と順次延長されてきている」と。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.285～286

※※ この特別償却に関して、鬼丸豊隆氏は租税上の資本蓄積策として、「①機械・装置などの可動資産：普通償却のほか、取得の年およびその翌年に取得価格の50% (一企業につき10万マルクまで) もしくはその二年間に15%ずつ合計30%のうち、どちらかの特別償却、②新築工場・農業用建物・倉庫：普通償却のほか、建築した年とその翌年にそれぞれ10%ずつ合計20%の特別償却、③新造船：普通償却のほか、取得または建造の年とその翌年にそれぞれ15%ずつ合計30%の特別償却、④新築住宅：普通償却のほか、建築の年とその翌年にそれぞれ10%ずつ合計20%、その後10年間は各3%の特別償却、⑤企業の内部留保益金による社宅建築：普通償却のほか、一戸につき7,000マルクを課税所得から控除、⑥企業もしくは個人の自己資金による住宅建築・造船のための出資・無利子貸付：普通償却のほか、その出資・貸付金額に相当する額を課税所得から控除」に言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.127～128

60) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 3月5日 P.126

生計費指数は再び少し下がり始めた。・・・(中略)・・・新しい危険が姿を現した。失業者の数が増加して来たのである【下線部分：本稿筆者追補】。通貨改革以前には失業というものは殆ど存在しなかった。少なくとも公然たる失業はなかった。それは通貨の氾濫によって覆いかくされていたのである。実際のところ当時経営者は厳密な計算をしてはならなかった【下線部分：本稿筆者追補】。誰でも働いてくれさえすれば何かの役にはたったのである。それ故、通貨改革後失業が増加する【下線部分：本稿筆者追補】だろうということは予期されなければならなかった。しかしそれにしても、失業の規模は予想外の大きさであった。失業者は月々その数を増し、1950年初頭には通貨改革当日の四倍になった。労働者に職がなかったばかりではない。十分な操業が行われていない工場もあったのである。市場経済はもう一度試練の時を迎えた【下線部分：本稿筆者追補】。失業の責任を市場経済に帰し、改めて統制経済に救いを求めようとする者も少なくなかった。もちろん、解決がそこに求められないことは、見識ある人にとっては明らかなことであった。占領軍の監督機関と、ドイツ人の中でも静観政策に批判的な人々は、責任当局に対し、需要振興の措置をとるよう進言した。それによって物価が再び少々あがることになろうとも、中央銀行は、公私の支出計画に対して融資を行うべきである。緊急の場合には完全雇用の目的が通貨安定のそれに優先しなければならない【下線部分：本稿筆者追補】、というのであった。・・・(中略)・・・失業者の数は生産が更に拡大される可能性のあることを指し示すものと思われたから、物価が大きな危険に晒されているとは、実は誰も信じていなかったのである。中央銀行と連邦経財相は、それとは意見を異にした。現在問題となっている失業は、- 1929年以後の世界恐慌におけるのとは異なって - その本質上、景気循環によるものではなく、構造上の問題である【下線部分：本稿筆者追補】。依然として続いている難民の流入、また彼らが不幸にして就業の可能性の少ない地域に集中したこと、ここにこそ第一の問題がある。これが彼ら【= 中央銀行と連邦経財相：本稿筆者追補】のとった見解であった。・・・(中略)・・・失業は工業密集地帯においては、シュレスヴィヒ=ホルシュタインやニーダーザクセン或いはバイエルン(いずれも農業地

帯)よりもずっと少なかった。工業は、全体として労働者を解雇しておらず、その生産に更に拡大することができたのである。このような状況の下で、追加的需要のために融資の枠をゆるめたならば、それはおそらく物価を跳ね上げ、それによって、この時代の第二の問題であった国際収支の均衡を著しく困難にしたこと<sup>61)</sup>と指摘している。

G. シュトルパーは「西ドイツは1949年に『欧州経済協力機構(OEEC)』に加盟した。これは復興を促進し、このため特に加盟国間における通商の自由化を実現しようとするものであった【下線部分：本稿筆者追補】。他のヨーロッパ諸国と同様に、西側の三地区【= 第二次大戦後にドイツを占領した米英仏のそれぞれの軍政府によって統治された地区のこと：本稿筆者追補】は輸入の数量制限を部分的に撤廃した。輸入の水門が開かれるや否や、商品の流れは直ちにその川幅を広げて流れこんで来た。・・・(中略)・・・もし国内の物価が上がっていたならば、輸入は更に大きくなったであろうし、同時に輸出の方は、値段が高すぎるというので交替しなければならなかったであろう。もともと輸出は輸入全体の支払いに足りず、アメリカの援助を得てようやく必要な輸入をカバーしていたのだから、ドイツは全く物価騰貴に冒され易い状態にあったのである【下線部分：本稿筆者追補】。1949年秋、ドイツマルクの平価切下げが行われた【下線部分：本稿筆者追補】。連合国によって定められていた3.3対1の対ドル・レートは、輸出にとって極めて不利なことが証明されていた。1ドル=4.20マルクという新レートは、外国でドイツ商品を安くし、輸入品は逆に高くなった【下線部分：本稿筆者追補】。しかし時を同じくして、世界市場でドイツと競争している多くの国もおなじようにその通貨の平価を切下げ、しかも一部ではドイツ以上に切下げを行ったから、これらの国に対しては、事態は悪化させしたのであった。1949年の年末には国際収支の赤字が大きくなり、それがドイツ当局をして、失業に対する国内政策上の強力な措置をとることを尻込みさせたのである【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・1950年初頭には終わったように思われた。なるほど、生計費指数は再び通貨改革当時の水準にもどり、この点では事態は好転していた。しかし誕生後間もない

61) G. シュトルパー 他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.250～251

連邦政府は、大量失業のもつ社会的政治的危険に無抵抗に身を晒しているわけにはいかなかった。雇用創出計画と住宅建設計画が立案され、このために中央銀行が融資することも計画に入れられた【下線部分：本稿筆者追補】。しかし計画が実行に移される前に景気が回復した。もともと春に生産が伸びるのは普通のことであるが、それ以上の速度で生産が増進した。・・・(中略)・・・短期間に事態を大幅にかえることは到底できなかつたであろう。ところが実際にはそうになった。そしてそれは全く別の、予見しえなかつた出来事、つまり1950年6月の朝鮮戦争勃発【下線部分：本稿筆者追補】のお蔭であった。強烈な俄景気が湧き起こった。それは最初、原料に対する投機的需要に支えられ、需要の手は次いで投資財、食料、繊維にも伸びていった。国の内外を問わず、人々は何でも買えるものを買ひ溜めた。物価はどんどん上がったから、早く買えば買うほどいいのであつた」<sup>62)</sup>ことに言及している。

G. シュトルパーは「市場経済の第三の危機がやって来た【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・原料統制の再導入と一般の物価凍結の要求がなされた。それに対して中央銀行は金融の引締めによって景気の過熱を抑制しようとしたが、それはあまり効果を示さなかつた。外貨の保有状況は全く悪化した。殺到する買入れによって輸入はたちまち膨れ上がった。・・・(中略)・・・輸出を伸ばすためにも、まず以て原料が輸入され、その支払いがなされなければならなかつたのである。こうして、少しばかりの外貨保有も消え失せてしまった。それでもドイツがなおこれほどの規模で輸入が続けられたのは、ヨーロッパの近隣諸国がドイツに供与した信用のお蔭であつた【下線部分：本稿筆者追補】。しかしそれも無制限のものではなかつたから、1951年の春には、短期間ではあつたが再び輸入が統制されねばならなかつたのである。こうして通商の自由からの離脱が行われた後、はじめて輸出額が高まっていった。そしてここには、変化した世界情勢が、・・・(中略)・・・西欧諸国における軍備拡張と国内景気が、これらの国の輸入需要を強烈に刺激してい

た。西ドイツは、その工業に向けられた需要を単に比較的廉価に満たすのみならず、とりわけ迅速に満たすことができるという恵まれた状況にあつた。それ故朝鮮ブームに先行する時期の政策が、国内市場の先走つた拡大を慎重に拒否したのは、あとから見れば正しかつたのである【下線部分：本稿筆者追補】。ドイツの生産者は世界市場に目を向けさせられ、新たな俄景気のお蔭で、彼ら【=ドイツの生産者：本稿筆者追補】はそこ【=世界市場：本稿筆者追補】に販路を見出すこともできた。輸出による外貨の流入は一年間で二倍になり、通貨準備もそれ相応に集積された。世界市場への跳躍に成功した1951年以降、連邦共和国は通貨準備に関しては殆ど心配することがなくなつた【下線部分：本稿筆者追補】。もっとも最初のうちは外国為替といつても、その中には全世界の市場で自由に換金できないものがあり、特にアメリカのドルが不足していた。それ故ドル地域からの輸入は、他の地域からの輸入の場合よりも長く国家の統制に服さなければならなかつた」<sup>63)</sup>ことに言及している。

#### 4-3. 社会的市場経済体制の確立

G. シュトルパーは「市場経済はその第三の危機を乗り越えた【下線部分：本稿筆者追補】。それによってこの経済体制は十分な信望を得、その後の比較的問題の少ない期間には、次第に原則論争からも遠ざかることができた。その支持者は数を増した。・・・(中略)・・・第一次大戦後は、ソヴェト連邦を例外として、全ての国がその自明の経済体制としての市場経済に立ち返つた。第二次大戦後には、例えば米国は躊躇なくおなじことをした。もっともこの国は極めて富んだ国であつて、ここでは戦時中でも、ドイツほどの規模の国家統制経済はなかつたのだ。イタリア、ベルギー、オーストリアも、西ドイツがその決意を固める前に、早くも配給制を廃止し始めた。しかし他の国はその後も配給制に固執していた<sup>64)</sup>【下線部分：本稿筆者追補】。しかもその中には、経済力においてドイツを遥かに上回る国も含まれていたのである」<sup>65)</sup>ことに言及している。

62) G. シュトルパー 他著 坂井栄八郎訳『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.251～252

63) G. シュトルパー 他著 坂井栄八郎訳『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.252～253

64) 第二次世界大戦中に多くの国において実施されていた統制経済を第二次世界大戦後の復興が実現していない状況において継続すべきか否かに関しての議論が行われ、特に、G. シュトルパーが指摘しているように、第一次世界大戦後は、市場経済に立ち返ることになったが、第二次世界大戦後のドイツにおいては、資本主義陣営の属している米英仏の占領下にあるドイツの西部地域と社会主義陣営にあるソ連によって占領されているドイツの東部地域が併存していたころから、統制経済か市場経済かの論争が現れ

4-4. マーシャル・プラン[ここでは特に『見返勘定』について]

G. シュトルパーが「市場経済をめぐる争いは、・・(中略)・・新しい社会体制をめぐる争いでもあったのである。世論においては割合に早く決着がつけられた。ひ

とつには、人々は国家に嫌気がさしていたのである。どのような国家にせよ、ともかく国家はもう十分だ、【下線部分：本稿筆者追補】といったところであった。・・(中略)・・次いで復興の実績が人々を納得させた<sup>66)</sup>。・・(中略)・・最後に、多くの社会政策上、また経済的な救

たことに関して、

G. シュトルパーは「そもそも経済指導の全てを直ちに市場の力に任せればよいとは誰も考えてはおらず、他方、恒久的な国家統制経済に賛成する者も殆どいなかった。・・(中略)・・国家と市場の間で任務がどのように分担されるべきか、これは確かに極めて重要な問題であった。しかしドイツにおいては、この問題から、極端な教義的分裂のあらゆる徴候を伴った原則論争が生じたのである【下線部分：本稿筆者追補】。これは憂慮すべき事態であって、論争者にはやや現実感覚が欠けているのではないかとも思われた。しかしこれは、常により大きな国家権力を指向し、全ての政治的・経済的問題をイデオロギー化してきたドイツの数十年にわたる発展の帰結であった。それは原理的思考を要請していたのである。・・(中略)・・既に20・30年代に形づくられ、その後更に発展させられた二つの理念であった。ヒトラー時代には、これらの理念を中心に反対派が結集したものである。その一は、フライブルク大学のワルター・オイケン教授を中心とする学者グループによってつくられたもので、歴史的に認識可能な弱点を回避しつつ自由主義を更新するという綱領を内包していた。それは『新自由主義』、または『秩序自由主義』ともいわれていた【下線部分：本稿筆者追補】。

同じ頃、このグループとは別に、アルフレート・ミュラー＝アルマック教授は、国家と市場と利益集団の活動範囲の有機的均衡を探索していた。ミュラー＝アルマックは、この【＝国家と市場と利益集団の活動範囲のこと：本稿筆者追補】均衡を表現するものとして『社会的市場経済』という概念【下線部分：本稿筆者追補】をつくり出したが、この概念は、その有効性が証明された結果、創始者の思想から独立して、連邦政府の多くの政策を特徴づけるスローガンをしても用いられるようになった。それは精選された言葉がどんな力をもつか、その輝かしい例証である。新自由主義の学者【＝フライブルク大学のワルター・オイケン教授を中心とする学者グループ：本稿筆者追補】は、経済的自由がなければ政治的自由もありえない、という原則から出発した。独裁者を拒否する者は『計画経済』を拒否しなければならない。・・(中略)・・独占は禁止され、または公的機関の監督の下に置かれ、自由競争が国家的に保証されなければならない。こうすることによって人々は、経済の能率を高め、公正な所得の分配に向かって一段と前進できると期待したのであった。・・(中略)・・経済体制の問題を政治的民主主義の育成と結びつけることは - 他国では同じようなことが既に議論され、試されもしていたかもしれないが - ドイツでは今までになかったことであった。

新自由主義は、ドイツの伝統的な反資本主義的傾向 - これは我々が見たように、ワイマール民主主義にも禍した - を克服するのに適した教義であるように思われた。市場経済の教説は、通貨改革後、広く支持者を見出した。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.253～254

さらに、続けてドイツ連邦共和国が成立し、その連邦経財相ルートヴィヒ・エアハルトに対して真っ先に反対したのが、社会民主党(SPD)と労働組合であり、その状況に関して、G. シュトルパーは「彼ら【＝社会民主党(SPD)と労働組合：本稿筆者追補】は実験の失敗を恐れて反対し、国家が十分な統御手段を保持するのでもなければ復興できないと主張した。この点、彼ら【＝社会民主党(SPD)と労働組合：本稿筆者追補】は部分的には事実によって反駁された。しかし彼ら【＝社会民主党(SPD)と労働組合：本稿筆者追補】が自由主義体制に反対したのは、それだけの理由によるものではなかった。彼ら【＝社会民主党(SPD)と労働組合：本稿筆者追補】はまた、彼ら【＝社会民主党(SPD)と労働組合：本稿筆者追補】が数世代来それと戦って来たところの勢力、そしていまや多くのドイツ人の目に、罪を負ったままヒトラー時代を生き延びたように見えた、かの勢力が力を回復するのを恐れて、それに反対したのである。市場経済をめぐる争いは、・・(中略)・・新しい社会体制をめぐる争いでもあったのである。世論においては割合に早く決着がつけられた。ひとつには、人々は国家に嫌気がさしていたのである。どのような国家にせよ、ともかく国家はもう十分だ、【下線部分：本稿筆者追補】といったところであった。・・(中略)・・次いで復興の実績が人々を納得させた。・・(中略)・・最後に、多くの社会政策上、また経済的な救済措置が、この現に存在する体制を大衆に承認させるのに役立った。市場過程が損害をおよぼす場合、或いはそれが窮乏を緩和しえない場合には、いままでも通り国家がそれを修正するために干渉したのである【下線部分：本稿筆者追補】。・・(中略)・・社会民主党はなおも数年の間、市場経済に反対し続けた。しかし結局は彼ら【＝社会民主党(SPD)：本稿筆者追補】も市場経済の大綱を受入れ、『可能な限り自由競争を、必要な限り計画を』という原則を承認した【下線部分：本稿筆者追補】。このように一般的に定式化されたスローガンには、政府部局内の社会的市場経済の信奉者も同調することができた。何しろそれ【＝一般的なスローガン：本稿筆者追補】は、市場経済導入の事実経過をそのまま表現していたからである。消費物品の配給は1950年初頭に終わり、生産者相互の関係も既に大部分市場の力学に任せられていた。しかし石炭と鉄鋼、穀物とパン、また住宅と電力の価格統制は、1951年になってもまだ廃止されなかった。ドイツの対外貿易も自由化されておらず、外国為替取引は様々な制約を受けていた。国内の資本市場は・・(中略)・・、利率を制限された上、様々な国家援助を必要としていた。」

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.254～256

65) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.253～254

護措置が、この現に存在する体制を大衆に承認させるのに役立った。市場過程が損害をおよぼす場合、或いはそれが窮乏を緩和しえない場合には、いままで通り国家がそれを修正するために干渉したのである【下線部分：本

稿筆者追補】。・・(中略)・・社会民主党はなおも数年の間、市場経済に反対し続けた。しかし結局は彼ら【＝社会民主党(SPD)：本稿筆者追補】も市場経済の大綱を受入れ、『可能な限り自由競争を、必要な限り計画を』と

66) G.シュトルパーが指摘しているように、当時の、即ち、第二次世界大戦後の経済的な意味での復興を実現することが人々の願望であり、この目的を実現することに、大きな役割を果たしたもとしての「見返勘定」に関して、G.シュトルパーは「アメリカからの輸入品に関しては、米国に対して直ちに支払われなくともよかったのである。しかしそれらはドイツの個々の荷受人に贈与されたのではなかった。受取人はそれをドイツマルクで買ったのである。既にガリオア供与の場合がそうであったように、支払いの一つの口座、いわゆる『見返勘定口座』に記入された。払込まれる金額は、最初はアメリカのマーシャル・プランの管理局の協力の下に、ドイツ当局がこれを自由にしえたのである。当局はここからして、特に投資を目的とする低利の貸付を行った。とりわけ発電所、製鉄・製鋼工場、造船ならびに住宅建設がその融資を受けた。炭鉱や農業も優先された受益者であった。見返資金は国家の手中にあって、企業利潤や資本市場或いは国家予算の資金が不足するような特別の場合にはいつでも利用できる運用準備金になっていた」ことに言及している。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.258

そして、G.シュトルパーが指摘している経済部門において「見返勘定」が果たした内容に関して、鬼丸豊隆氏が当時の状況を詳細に示されている、即ち、G.シュトルパーが発電所と述べている経済部門については、鬼丸豊隆氏はエネルギー生産の拡張として、「27億9,000万キロワットの電源開発計画にたいして、その所要資金11億8,586万マルクのうち9億6,700万マルクが見返資金から支出された。これによってエネルギー生産は約22%増加した」ことに言及されている。G.シュトルパーが製鉄・製鋼工場と述べている経済部門については、鬼丸豊隆氏は鉄鋼生産の促進として、「49年の銑鉄生産高は714万トン、粗鋼は902万トンにすぎなかったが、鉄鋼業復興計画にもとづいて見返資金から1億6,770万マルクの設備投資資金が融資され、その結果、52年には前者【＝銑鉄生産高：本稿筆者追補】が1,288万トン、後者【＝粗鋼生産高：本稿筆者追補】が1,532万トンにまで上昇をみた」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.84

G.シュトルパーが造船と述べている経済部門については、鬼丸豊隆氏は海運の復興として、「ドイツは、戦前(1939年 9月 1日現在)約450万総トンの船腹(海運のみ)を保有していたが、49年末には約24万8,000総トン、戦前の約5.5%にすぎない状態であった。そこで、連邦政府も海運業界の再建には、とくに重点を指向してきた。52年12月末までに3億1,000万マルクの見返資金が投ぜられ、その結果、121万8,000総トン(360隻)の船舶が建造ないし購入された」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.84

G.シュトルパーが住宅建設と述べている経済部門には、鬼丸豊隆氏は住宅建築に対する信用供与として、「見返資金融資総額のうち、11%以上の資金が住宅建築に振り向けられた。見返資金はたんに他の資金源からの融資にたいする補てん資金としての役割しかはたさなかったが、52年末までに供与された見返資金は、一般公共社会住宅建築2億0,390万マルク、引揚者用住宅建築9,090万マルク、炭坑労働者用住宅建築1億6,867万マルク、開発事業に伴う住宅建築(このうち、65%は引揚者用住宅)3,700万マルクの合計5億0,047万マルクであり、12万5,000戸の住宅が建築された」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.85～87

G.シュトルパーが炭鉱と述べている経済部門については、鬼丸豊隆氏は石炭鉱業の生産力の増強として、「48年に石炭業界がたてた生産力増強計画にたいして、その所要資金26億3,600万マルクの約三分が見返資金によってまかなわれた。設備投資(坑内作業の合理化・機械化)5億5,730万マルク、炭坑労働者用住宅建築1億6,870万マルクの合計7億2,600万マルク」であったことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.84

G.シュトルパーが農業と述べている経済部門には、鬼丸豊隆氏は食糧供給の改善として、「オーデル・ナイセ川以東の穀倉地帯を失い、しかも1,000万人を超える引揚者・避難民の流入によって、終戦後数年間はげしい食糧難に見舞われた西ドイツにとっては、農業生産の向上は焦眉(しょうび)の急務であった。そこで49年から52年末までに見返資金から約4億マルクにのぼる農業信用が供与されたが、その結果、わずか三年間で生産は戦前の実績を10%も上回るにいたった。なお、農業部門にたいしては、このほかに1億1,490万マルクの交付金があたえられた。この資金は、個人的な融資の対象とならない農業関係の調査研究、農民の指導訓練、あるいは悪疫・有害動植物駆除などのために使用され、間接的に農業生産の増加を助けた」ことに言及され、更に「引揚者・避難民の農地入植事業にたいして3,300万マルクの資金が融資された\*。この資金は、その他の連邦および各州の財政資金とともに、約35,000戸の当該農家に貸付けられた。また、引揚者の経営する事業の設備資金ないし運転資金として、9,250万マルクの資金が見返資金から供与された」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.84～85

なお、鬼丸豊隆氏は「引揚者・避難民の救済については、別に即時援助ないし負担調整の制度があるため、見返資金からの融資は比較的小額であった」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.85

いう原則を承認した【下線部分：本稿筆者追補】<sup>67)</sup>とし、市場経済を導入することが米英仏の占領地域において成立したドイツ連邦共和国の経済体制の選択に繋がっていること、即ち、ドイツ連邦共和国が資本主義経済体制を選択したことになる。

経済部門への投資の役割を果たしたことに、G. シュトルパーが言及している「見返資金勘定」に関して、鬼丸豊隆氏はG. シュトルパーよりもより詳しく、「マーシャル・プラン援助によって輸入された食糧や原材料は、直接国民の生活をささえ、企業の再建をうながしたが、・・・(中略)・・・輸入食糧・原材料の国内売却代金はマルクで連邦中央銀行に積立てられ、いわゆる『ヨーロッパ復興計画(ERP)見返資金』を形成し、国民経済上重

要な投資計画の資金源として活用された。・・・(中略)・・・見返資金は、主として次の二つの目的に使用された。・・・(中略)・・・見返資金は、米独経済協力協定にもとづき、事前にアメリカ側の承認を得たうえで、主として復興金融金庫・ベルリン工業銀行・シュパイエル金融会社および負担調整銀行をとおして需要者に投融資された。このほか、一部は連邦各省をとおし、交付金(運用資金が見返資金特別勘定の資産となつて残る前者【= 復興金融金庫・ベルリン工業銀行・シュパイエル金融会社および負担調整銀行：本稿筆者追補】のような貸付・出資とはちがひ、このばあい【= 交付金：本稿筆者追補】は資金【= 見返資金：本稿筆者追補】が費消された資産として残らない)として支出された。

資金源	1949年		1950年		1951年		1952年
	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	
財政資金	26.0	28.8	20.4	29.1	34.0	37.0	
資本市場資金	22.7	23.0	21.9	21.9	19.3	19.2	
見返資金	3.8	17.5	12.8	5.0	5.6	3.3	
中央銀行組織からの前貸	1.3	4.5	5.1	1.2	0.7	—	
自己資金その他	46.2	26.0	39.8	42.8	40.4	40.5	
純設備投資	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

見返資金は、原則として一定の事業計画にたいして全額融資されたのではなくて、もっぱら他の融資減にたいする補てん資金として運用された【下線部分：本稿筆者追補】。したがって、見返資金だけの効果を分離して示すことは困難である。見返資金が資本市場の不振をおぎなつて、新規設備投資にもっとも大きな役割を果たしたのは50年で、この年には設備投資資金供給総額の15%という比率を占めた。

なお、50年から51年にかけては、多数の経済部門に比較的広範囲にゆきわたるよう配分されたのにたいして、

51年には石炭・鉄鋼・電力の三大基幹産業と工場地帯の社会住宅建築ならびに炭坑労務者用住宅の建築に重点がおかれた<sup>68)</sup>ことに言及されている。

鬼丸豊隆氏は「当時【= 鬼丸豊隆氏自身が言及しているように、また、本稿の脚注2)においてみたように『1945年6月5日、四ヶ国共同覚書をもってドイツ最高権限掌握を宣言するとともに、・・・(中略)・・・四地区に分割して米英仏ソ四ヶ国がそれぞれその占領を担当し、また、ベルリン地区も四つに分割することになった』時期と考えるべきである。：本稿筆者追補】の西ドイツはほ

67) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.254 ~ 256

68) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.81・83 ~ 84

※また、脚注24)において、鬼丸豊隆氏が「ガリオア(占領地救済)資金勘定」が「もっぱら占領地の困窮状態の救済を目的とする」である点を指摘されており、「マーシャル・プラン」が経済復興を目的としている点を指摘されていることを検討した。そして、この「マーシャル・プラン」に関連して、即ち、G. シュトルパーが言及しているようにアメリカからの食糧・原材料は個々の受益者に贈与されたものではなく、この食糧・原材料の代金の支払いをドイツの連邦中央銀行の口座に払い込むことによって完了するものであった。このように口座への入金された残高の支出がドイツ国内の産業部門への投資・融資・信用供与の形で活用されたと考えられることができる。

※※ 脚注19)を参照のこと。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.81 ~ 83



とんど輸出余力をもっていなかったため、連合国の軍政開始と同時に始まった援助輸入(ガリオア援助)が唯一のたのみであった。・・・(中略)・・・貿易は1945年9月20日の対独管理理事会布告によって原則として禁止されていたが、・・・(中略)・・・援助輸入にたいして、石炭・木材・スクラップといったような西ドイツの生産復旧にもっとも必要な原料または半製品が、連合国側からの指令によって強制的に輸出された。1947年に、『合同輸出入機関(JEIA)』がもうけられてから、強制輸出が廃止されるとともに貿易制限もいちじるしく緩和された。ドイツ人輸出業者は同機関【= 合同輸出入機関(JEIA)：本稿筆者追補】から事前に承認をえなければならなかったものの、ふたたび制限つきで外国貿易業者と直接契約を結ぶことが許されるようになった。・・・(中略)・・・こうした個々の輸出取引にたいする許可制度は48年11月までつづけられた。48年4月に合同輸出入機関(JEIA)は、輸出代金決済【下線部分：本稿筆者追補】について30セント【= 1マルク対30セントの交換比率の意味：本稿筆者追補】という単一換算比率をもうけたが、これによって貿易面での通貨問題正常化への道が開かれるにいたった。当時【= 上記のように、合同輸出入機関(JEIA)が、1948年4月に1マルク対30セントの単一換算比率が設けられた時期：本稿筆者追補】の西ドイツは、生産を急速に振興させるためにはまず輸入の増大をはかる必要があったが、この相場【= 1マルク対30セントの交換比率：本稿筆者追補】はそうした当時の環境によく適応した。・・・(中略)・・・1949年9月にはイギリスがポンド切下げを断行し、これを皮切りにヨーロッパ各国はあいついで平価切下げをおこなったが、この切下げのとき、これら各国

の大半が30%前後の切下げをしたのにたいして、西ドイツは20.6%の切下げにとどめた(従来の1マルク対30セントを1マルク対23.8セントに改めた)。このため、西ドイツ市場には、これまでよりも安くなった近隣諸国の財貨、主として消費財が大量に流入した【下線部分：本稿筆者追補】。しかし、西ドイツは、・・・(中略)・・・『輸出するためにはまず輸出する』という方針をとり、廉価な外国商品の流入はむしろ歓迎した。西欧諸国の多くがなおその実行に迷っていた時期に、いち早く貿易の自由化<sup>69)</sup>【下線部分：本稿筆者追補】の先鞭をつけたわけである。・・・(中略)・・・49年10月、連邦共和国の成立とともに合同輸出入機関(JEIA)は解体され、この時以後、貿易政策上の責任はいっさい連邦政府に委譲された<sup>70)</sup>71)ことに言及されている。

また、【本稿P.14で】でみたように、鬼丸豊隆氏が「イギリスはヨーロッパ諸国にたいして物資の輸入に必要な支払手段を提供し、ドイツは主として工業製品をこれに提供して、ヨーロッパ内の物資交流が保証されていたのである。・・・(中略)・・・第二次世界大戦後、ヨーロッパ諸国間の物資交流は、戦前のような三角調整がほとんどおこなわれなくなった」ことに言及されており、そして、こうした状態に関して、鬼丸豊隆氏は「戦時中に発生していたのであるが、それが戦後いっそうはげしくなり、その結果、各国の取引関係は必然的に双務決済制に追いこまれていった。・・・(中略)・・・1945年には、この制度【= 鬼丸豊隆氏が「戦前のような三角調整がほとんどおこなわれなくなったため、・・・(中略)・・・第一のグループは絶対的債権国で、スイス、ベルギーがこれに属し、第二のグループは部分的債務国で、フランス、スウェーデ

69) この「貿易の自由化」に関して、鬼丸豊隆氏は「東ドイツの分離、占領地域相互間の交流の不円滑、東西貿易の中絶、引揚者・避難民の流入による人口過剰といったような政治的・経済的困難から、西ドイツがヨーロッパ諸国およびその海外属領との貿易に多大の期待をよせたのは当然である。ことに、終戦後、西ドイツは必要な食糧の40%以上を輸入にあおがなければならなかった(もっともその大部分はアメリカの対外援助によってまかなわれた)ことと、西ドイツが国内で生産した製品の販売市場を確保するには、さしあたりその生産にもっとも必要な原料・半成品を輸入すると同時に、OEEC 参加各国の完成品にたいしても西ドイツの門戸を開放せざるをえなかったのである。・・・(中略)・・・このために、当初、輸入は大幅に増大したが、その反面、輸出がこれにとまわなかったため、貿易収支は多額の入超を示した。しかし、まもなく供給の増大によって国内物価は安定し、工業生産もしだいにふえて、かえって貿易収支は好転した」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.87

70) 鬼丸豊隆氏は、このような合同輸出入機関(JEIA)の解体と、貿易政策上の責任のいっさいが連邦政府に委譲されたことを「契機として連邦政府は、国際経済からの孤立状態を脱却するため、各国との通商協定締結」に向けられるようになったことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.88

71) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.87～88

ン、ノルウェーおよびオランダがこれに属し、これらの国々は、第一のグループにたいして債務国であるが、第三のグループにたいしては債権国であることを特徴とした」ヨーロッパ諸国間に成立している債権債務関係を意味していると考えられる。：本稿筆者追補】は戦争によって中断されていた各国間の正常な通商関係の回復に大きな貢献をした。各国は、これによって金準備や外国為替を節約しながら、貿易を拡大することができたのである。しかし、この制度は、まもなく、その根本的な欠陥をあらわすにいたった。というのは、ヨーロッパ経済にいちじるしい不均衡が内在していたからである。・・・(中略)・・・ドイツからの投資財輸入が途絶えたことによって、西ヨーロッパ諸国は、その緊急に必要とする復興資材とくに機械類の輸入をアメリカにもとめたが、一方、対米輸出がこれにともなわなかったので、たちまち深刻なドル不足に悩まされるようになった【下線部分：本稿筆者追補】。このため、46年にはヨーロッパ内貿易は、もはやこれ以上の発展の望み得ない状態<sup>72)</sup>となった<sup>73)</sup>ことに言及されている。

G. シュトルパーは「マーシャル・プランがとった第三のイニシアティブは、【脚注13】でみたようにG. シュトルパーは第一のイニシアティブとしては、ヨーロッパ復興、特に、ドイツの経済面での影響に関してのものであり、『1949年中期までの一年間だけで、西ドイツは6億ドル以上に相当する物資を受け取った。西ドイツが得たものは全部で約15億ドルに上り、それは住民当たり29ドルになった。かつての敵に援助が与えられたということは、政治的に極めて大きな意味があり、それは、これまで専ら負担金の徴発をこととしていた戦後処理の歴史を変えるものであった。物質的な影響も大きかった』物資面を挙げており、そして、第二のイニシアティブとして

『見返勘定口座』を挙げている。：本稿筆者追補】西欧諸国の統合と貿易の自由化」を挙げている。・・・(中略)・・・第二次大戦後は、自由な通商に対して国境が長い間閉ざされたままになっていた。・・・(中略)・・・ヨーロッパにおいてこそ、相互の遮蔽関係の続いたことが全ての国の復興を阻害していたのである。・・・(中略)・・・米国のマーシャル・プランとの関連でヨーロッパ諸国にある程度の圧力を加え、その輸入を『自由化』させようとした・・・(中略)・・・OEECはこの点にその主たる課題を見出し、その【= 欧州経済協力機構(OEEC)：本稿筆者追補】閣僚会議は1949年中頃に、相互の輸出品の約半分について行政上の障害を取除き、次いで一步一步対外貿易の自由化を押し進めることを決議した<sup>74)</sup>ことに言及している。

鬼丸豊隆氏は「1947年11月18日、パリにおいて、ベルギー、ルクセンブルク、オランダ、フランスおよびイタリアの五カ国で、戦後最初の多角清算協定が締結された。ついで翌48年10月16日に、OEEC 諸国のほとんど全部の国の中で『第一年度ヨーロッパ支払協定』が調印をみるにいたった。さらに、49年11月の自由化決議が実施に移されるにおよんで、いよいよ多角的な支払決済機構をもうけることが不可欠な要件となってきた。・・・(中略)・・・50年7月1日に『ヨーロッパ支払同盟(EPU)』が設置された。・・・(中略)・・・50年9月19日には、スターリング地域がこれに加盟して、・・・(中略)・・・従来の双務協定による二国間の貿易均衡主義は、西ヨーロッパの多角決済方式におきかえられ、西ドイツにとっても輸出増進のための広大な海外市場が開かれるとともに、輸入自由化の促進に刺激があたえられることとなった<sup>75)</sup>ことに言及されている。

そして、G. シュトルパーは「西欧における通商の自由

72) さらに、鬼丸豊隆氏は「ヨーロッパ内における債権国・債務国のグループ【= 鬼丸豊隆氏が「第一のグループは絶対的債権国で、スイス、ベルギーがこれに属し、第二のグループは部分的債務国で、フランス、スウェーデン、ノルウェーおよびオランダがこれに属し、これらの国々は、第一のグループにたいして債務国であるが、第三のグループにたいしては債権国である」ヨーロッパ諸国間に成立している債権債務関係を意味していると考えられる。：本稿筆者追補】別の対立は、いよいよ決定的なものとなり、弱い通貨はますます金・ドルにたいする非交換性の重圧に悩み、一方では必要な輸入が妨げられながら、他方では経済的に妥当でない輸出が強行されるという状態となってきた。ヨーロッパ内貿易の双務決済制度が、こうしたまったく行きづまりをみるにいたって、貿易の自由化と並行して支払取引の多角化が焦眉(しょうび)の急務となってきた」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.90～91

73) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.90

74) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.259

75) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.91

化は、国際的な支払関係がその足枷(あしかせ)<sup>76)</sup>から解放されなかったならば成功しなかった。(中略)これをを行うことが1950年7月1日に発足した『欧州決済同盟(EPU)』の課題であった。(中略)欧州決済同盟(EPU)の業務は諸国間相互の貸借関係の清算に尽きなかった。ある国が他の加盟諸国との取引において全体として売るよりも買う方多かったことが確定されると、直ちに多角信用の規定<sup>77)</sup>が発効した<sup>78)</sup>ことに言及している  
前述したように、平島健司氏は「初代連邦首相アデナ

ウアーが選んだ対外政策は、(中略)対等の立場を回復しながら西ドイツを西欧諸国との緊密な同盟を結びつけることであった。連邦共和国成立後、ルールを国際的に管理する機関への西ドイツの参加を条件として、(中略)アデナウアーは、ザールラントの石炭を求めるフランスの利害を配慮し、ザールラントとならんで西ドイツがヨーロッパ評議会に参加する(準加盟)決定を勝ちとった。この決定を歓迎してフランス側から示された歩みよりが(中略)シューマン・プラン<sup>79)</sup>の

76) G.シュトルパーがここで「足枷」と表現しているものに関してG.シュトルパー自身は「1950年までは全ての国が、その相手国の一つ一つに対して為替収支に均衡を保たせること、つまり相手国に売ると全く同じだけ相手国から買うこと(中略)そうでなければ金ないしドルによる支払いが必要であったが、これは手元になく、或いはあったとしても、これはアメリカから緊急に買う必要のある物資のためにとっておきたかったのである。金とドルだけが完全に通用し、どこの国でも購入に用いられるのであった。(中略)仕方なく個々の相手国全てと収支均衡を保とうとすれば【下線部分：本稿筆者追補】、物資の交流は極めて制限されたものにならざるをえなかった。仮に隣国がこちらにあるトマトを欲しがらないとすれば、こちらが欲しがっている機械を手に入れるわけにはいかないのである。またトマトを欲しがる国があったとしても、その国はトマト提供国が必要とする商品を提供しえないかもしれないのである。総じてこのような体制の下では、諸国は国際的分業の真の利益を与えることができない」ことに言及している。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.260

77) この「多角信用の規定」に関してG.シュトルパーは「ある国が貿易収支に赤字を出した場合、その国は本来その差額を現金で決済しなければならなかった。まさにこのことが授信業務によって回避されたのである。現金で支払うのは一部だけで、残りは欧州決済同盟(EPU)が一定の割当額の範囲内で信用を与えたのである。この措置の利点は、ヨーロッパ諸国間の取引で金とドルが一段と節約された点にあった」ことに言及されている。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.260

78) G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.260

79) このシューマン・プランに関して、平島健司氏は「フランスは、周辺の小国を含め、二度の大戦において敵国であったドイツと手を携えて石炭鉄鋼市場を共同管理するよう提案した」点に言及され、さらに「1952年には、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体が発足し、ルールの国際管理問題は、ヨーロッパ経済統合のかたちで決着がつけられた」ことに言及されている。50年6月に勃発した朝鮮戦争に関連して、「建国後もない西ドイツの NATO(北大西洋条約機構)加盟が日程にのぼった。(中略)アメリカは、ヨーロッパにおける軍事的介入にたいして消極化し、同盟国としての西ドイツの貢献に期待をいだくにいたった。これに対してアデナウアーは、西ドイツが西欧諸国の経済的復興ばかりでなく、安全保障を分担することによって軍事的同盟においても積極的な役割を担う用意があることを訴えた。しかし、国内では再軍備反対の声があげられたばかりでなく、フランスは、経済的強調はともかくも、再軍備した西ドイツの NATO(北大西洋条約機構)加盟にはなおも留保する態度をあらわにした」点に平島健司氏は言及されている。

木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.348 ~ 349

さらに、平島健司氏は「フランスは、西ドイツ軍の NATO(北大西洋条約機構)直接帰属を妨げ、西欧のレベルで一定のコントロールをおよぼすための枠組みとして西欧諸国による防衛共同体の設立を提案した(プレヴァン・プラン)。フランスのこの提案は、一方では石炭鉄鋼共同体に始まるヨーロッパ統合を、一挙に政治的、軍事的な次元にまでおよぼそうとするものであったが、他方では、ドイツ側に国家統一を当面は断念させることを意味した。しかし、対等と占領規約の解消を条件としてアデナウアーがこれに賛成し、西ドイツの NATO(北大西洋条約機構)加盟と防衛共同体の設立に向けた交渉が始まった。(中略)フランスが条約の批准に失敗したことによって防衛共同体は54年に挫折したものの、条約案の趣旨がいかされて西ドイツの NATO(北大西洋条約機構)加盟が実現した(パリ諸条約。一方、挫折した防衛共同体のかわりに、加盟国の軍備管理を目的とする西欧同盟への西ドイツ加盟が承認された)」点に言及されている。

木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.349 ~ 350

シューマン・プランの名称に関して、鬼丸豊隆氏は「欧州石炭・鉄鋼共同体(ECSC)は提唱者ロベール・シューマン(当時のフランス外相)の名をとってシューマン・プランとも呼ばれている。シューマンは1950年5月9日、独仏両国を中心としたルールの石炭とロレーヌの鉄鉱石の共同運営を低所、これにもとづいて1951年1月、フランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ・ルクセンブルクの六カ国会議が開かれ、1951年4月18日には早くも条約の調印を終えて、1952年7月25日に発効した」と言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.67 ~ 68

発表であった<sup>80)</sup>に言及されている。

G. シュトルパーは「1950年には、米、英、仏の政治家がはじめてドイツの再軍備を望む旨の発言をした。そして連邦首相アデナウアーの方もそれに応じた提案を行った。・・(中略)・・1950年8月にはウィンストン・チャーチルが、次いで10月にはフランス首相ルネ・プレヴァンが、ドイツもそれに加わる欧州軍の創設を提唱した。同時にプレヴァンは『欧州石炭鉄鋼共同体(ドイツでは普通『モンタン同盟』の名で呼ばれている)』に関する条約の成立を、フランスがドイツの再軍備に同意することの条件とした【下線部分：本稿筆者追補】。フランスは、ドイツの再軍備に同意する以上、是が非でもドイツの平和

意志の動産抵当を得ておかねばならないと考えたのである。これより先1950年5月に、フランスの外相ロベール・シューマンが『モンタン同盟』の形成を以て西ヨーロッパの統合の第一歩とすることを提唱していた。共同のモンタン市場をつくらうとするこの提案は、ドイツにとっても、ルール国際管理規約に対して一つの進歩を意味していた。こうなればもはやドイツだけが差別された管理<sup>81)</sup>に服すること【下線部分：本稿筆者追補】はなくなるのである。そして今度のばあいには、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ、フランスそしてイタリアも、加盟国としてその工業を同じ管理の下に置くことになり、各国は石炭と鉄鋼に関して国民的政策を放棄するのであ

80) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.344 ~ 346

81) 鬼丸豊隆氏は「ドイツの東西分裂が具体的なかたちをとってその第一歩をふみだしたのは、1947年1月1日から実施された米英占領地区の経済統合にはじまる。ポツダム協定に定められた全ドイツの経済単一化が、主としてソ連の反対によって実現をみるにいたらず、このため、食糧の不足によるほう大な占領費負担に苦しんだ米英両国は、ソ連とフランスの反対をおし切って両占領地域の経済統合を実現するにいたった。この経済統合は、一方においてアメリカの当初の対独政策が大きく変わって、ドイツ経済の自立と安定化を促進しようと決意したこと【下線部分：本稿筆者追補】を意味し、他方において欧州経済に占めるドイツ産業の地位を重要視し、これを長く跛行(ひこう)状態のままに放置しておくことに不安をいだくにいたった【下線部分：本稿筆者追補】米英両国の見解が一致したことから実現されたものである。これがやがて、経済的には西ドイツの復興を、政治的にはドイツ人自身による行政組織の確立【下線部分：本稿筆者追補】をうながす契機となった。・・(中略)・・経済復興への皮切りとして、まず第一次工業水準案の修正が具体化し、さらに、47年5月、48年2月とつぎつぎに経済統合の強化策が講ぜられた」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.65

さらに、鬼丸豊隆氏は「ロンドン外相会議がソ連と西欧側との対立によって決裂したため、全ドイツの統合と対独全面講和を早急に実現することが不可能と断定されるにいたり、・・(中略)・・米英仏三国はソ連をのぞく単独講和の準備を推進する決意を固めた。・・(中略)・・対独共同管理は事実上消滅して、・・(中略)・・英米仏三国は、ベネルックス諸国をもくわえて、48年2月から6月までロンドンで会談し、西ドイツ政府の樹立・対独安全保障・ルールの国際管理などにかんして対独基本政策を決定し、・・(中略)・・48年3月に米英統合地域の中央銀行として、西ドイツ中央銀行をフランクフルト・アム・マインに設立し、・・(中略)・・48年6月に西ドイツだけの通貨改革を断行した。西欧側のこうした動きに対抗して、ソ連は48年4月をはじめからしだいに西ドイツとベルリンとの交通制限\*を強化していたが、西ドイツの通貨改革と同時にすべての交通を完全に遮断した。・・(中略)・・西欧側は西ベルリン地区にすむ214万の人びとにたいして生活必需品の空輸を行い、・・(中略)・・西欧側の西ドイツ強化の決意を固めさせる結果となり、48年7月に西ドイツ11州の首相にたいして連邦国家の樹立を準備する憲法草案の作成を命じた。49年4月、米英仏三国外相は、ワシントンに会合して西ドイツ国家成立後の対独管理指導原則・占領法規・三国共同管理にかんする協定を結んだ。49年5月23日、西ドイツ連邦共和国基本法が公布され、8月10日にはこの基本法にもとづいて、連邦議会の議員を選出する最初の総選挙が行われた」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.65 ~ 66

鬼丸豊隆氏は「ドイツにたいして深い危惧の念をもっていたフランスおよびベネルックス諸国には、安全保障措置を講じて軍事安全保障局をもうけ、工業基地としてのルールについても、49年12月、石炭及び鉄鋼の管理をおこなうルール国際管理協定を締結して、ルール国際管理機構を設置するなどの西ドイツ強化政策推進の足固めをおこなった。・・(中略)・・ルール管理機構は欧州石炭・鉄鋼共同体の発足を機に、53年2月、最終的に解消をみた」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.66

※ 鬼丸豊隆氏は「ベルリン封鎖は、米英側の補給が成功したことと逆封鎖による東ドイツの経済的困難が増大したため、ソ連側の意図は完全に失敗し、49年5月12日に解除された。しかし、これよりさき49年4月4日には、アメリカを除く西欧12カ国による反ソ軍事同盟である北大西洋条約(NATO)が調印され、東西間の対立はいよいよ決定的なものとなった。・・(中略)・・欧州では西欧共同防衛問題が大きくクローズアップされ、・・(中略)・・その一環として西ドイツの再軍備問題がようやく表面化してきた。・・(中略)・・西欧陣営の対独生産制限緩和は一段と進み、51年4月には純軍事的生産の制限ないし禁止だけが残されることとなった。」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.66 ~ 67

る【下線部分：本稿筆者追補】。モンタン同盟に関する1951年4月18日のパリ条約は1952年に発効した<sup>82)</sup>ことに言及している。

G. シュトルパーは「1949年11月に欧州経済協力機構(OEEC)と欧州決済同盟(EPU)【= この欧州決済同盟そのものの発足は1950年7月1日：本稿筆者追補】への加盟が許され、更に二三の重要な工業が予定の解体を免除される【= このことに関して、G. シュトルパーはドゥイスブルクのアウグスト・テュッセン製鉄所、ベルリンのボルジヒ工場、ザルツギターの製鋼所を挙げている：本稿筆者追補】連邦共和国は、1948年に西側の連合国の間で結ばれたルール国際管理規約に加盟することに同意した。この規約によってルール国際管理機関が設置され、これが石炭、コークスおよび鉄鋼の生産と分配と管理したのである【下線部分：本稿筆者追補】。1950年～51年の間に造船、人造ゴム、合成ガソリン等について生産制限が更に緩和された。・・・(中略)・・・外国との貿易が自由に行われ、国内石油資源の開発が進んだことによって、独自の合成能力の開発はそれほど差迫った必要ではなくなった。・・・(中略)・・・造船業の解放はドイツ商船対の驚異的な復興に道を開くものであって、・・・(中略)・・・ザルツギターの製鋼所(元ヘルマン・ゲーリング国営工場)の解体が取消されたことを以て、施設撤去は1951年によろやく終了した。・・・(中略)・・・アメリカ労働総同盟(AFL)に属する労働組合は、会長ワルター・ロイターに率いられて世論や政府や議会に圧力をかけ、施設撤去を終わらせるよう働きかけたのである<sup>83)</sup>ことに言及している。

欧州経済協力機構(OEEC)と欧州決済同盟(EPU)にみられるような共同体に関して、鬼丸豊隆氏は「欧州統合思想の具体的なあらわれの一つで、石炭と鉄鋼の二大基幹産業について『かざられた分野での完全な統合』を目

標としたものであるが、条約成立にいたるまで各国の思惑はまちまちであった。フランスは西ドイツの重工業を共同管理化におくことによって、経済面からドイツ軍国主義の復活を阻止し、仏独間の均衡のとれた生産拡充をはかろうと意図した。これに対して西ドイツは、共同体を通じて、その当時重工業に課せられていた生産制限を修正ないし廃止させ、近い将来における国際市場進出のための競争力を貯えようとした。・・・(中略)・・・この共同体は、最初の出発点では、主として、宿命的な独仏間の抗争に終止符を打とうとする政治的意図を契機として結成されたのであったが、成立後は参加諸国にもっとも経済的な石炭・鉄鋼を供給しようという経済的な目的に重点が移っていた。・・・(中略)・・・53年に石炭・鉄鋼の共同市場が開設されたが、この共同市場内では(1)石炭・鉄鋼にかんする六ヶ国間の関税および輸入割当が撤廃され、(2)二重価格および差別運賃制度が禁止された。また、(3)補助金など国家の保護措置や欧州の石炭・鉄鋼業界で一般的となっていたカルテルないし独占行為が排除され、(4)競争条件の導入によって打撃を受ける企業・労働の合理化および再編成基金がもうけられた。この共同市場を運営するため、参加各国が主権の一部を共同体の執行機関である最高機関に委譲するという画期的な試み【下線部分：本稿筆者追補】がおこなわれた<sup>84)</sup>ことに言及されている。

以上の西ドイツの再軍備へいたるプロセスに関して、鬼丸豊隆氏は「1948年3月17日、イギリス、フランス、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの五ヶ国は、ブラッセル条約に調印して西欧連盟を結成した。西欧連盟は、既存の英仏同盟とベネルックス三国同盟を土台とするもので、そのねらいはドイツの侵略政策の復活を阻止することにあつたが、現実には東西対立の激化に対処【下線部分：本稿筆者追補】しようとする性格が強かった。こ

82) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.265

83) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.264～265

84) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.68～69

石炭・鉄鋼共同体が当時のヨーロッパにおける政治状況から防衛共同体が一体化された形で独仏間のそれぞれの異なる思惑から、特に、政治家のドイツ連邦共和国の首相アデナウアーとフランス外相ロベール・シューマンとの間で「1952年にドイツ条約(ドイツ連邦共和国と三国との関係に関する条約)が調印された。これを以て、ドイツ連邦共和国に関しては、占領状態は事実上終わりを告げた。もっともこの協定が発効したのはよろやく1955年5月5日のことであつた。それが最初欧州防衛共同体(EDC)に関する条約と組み合わされていた<sup>85)</sup>ことにG. シュトルパーは言及しており、更に、「フランス議会在1954年に後者【= 欧州防衛共同体(EDC)に関する条約：本稿筆者追補】の批准を拒否した・・・(中略)・・・協定の精神はいち早く実を結び、ドイツの同権化が進捗するとともに、連邦共和国ならびに西ヨーロッパにおける政治的関係が平常化した<sup>86)</sup>ことにG. シュトルパーは言及している。

うした気運が高まって、ブラッセル条約締結国とアメリカ、カナダとの間に共同防衛の話がもち上がり、1948年12月に、ワシントンで、北大西洋条約草案の検討がはじめられた。この会議の席上で、はじめて西ドイツを西欧の防衛に直接参加させること【下線部分：本稿筆者追補】について、軍事的・政治的検討がおこなわれたのである。北大西洋条約は翌49年4月4日、ワシントンで、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、ベネルックス三国など12カ国によって調印されたが、当時のヨーロッパの情勢は、まだ西ドイツをこの条約機構に加盟させるまでになっていなかったため、結局、西ドイツの参加は見送られた。49年4月13日には、米英仏三国協定によって、工業水準の大幅な改訂がおこなわれた。その年の9月21日に、ドイツ連邦共和国が成立すると同時に、米英仏三国は占領管理の方式を軍政から民政に切り換え、連邦政府に広範な自治権を与えたが、この時までには軍備については依然として禁止の方針が堅持された。しかし、朝鮮動乱の勃発によって、事態は一変した【下線部分：本稿筆者追補】。西欧各国は、共同防衛の強化を痛感するとともに、ようやく西ドイツの再軍備を要望する声【下線部分：本稿筆者追補】が高まってきた。これにこたえてアデナウアー首相もまた、国際的なヨーロッパ防衛軍の枠内で、一定の寄与をなす用意があることを明らかにした。こうして、50年9月18日にニューヨークで開催された米英仏三国外相会議の席上で、西ドイツの再軍備が確認【下線部分：本稿筆者追補】され、欧州防衛共同体の枠内で再武装することに決定をみた。アデナウアー首相は、こうした情勢に対応して、50年8月、国防問題の研究機関をもうけ、事前準備を開始するにいたった。その後、幾多の紆余曲折をへて、52年5月27日、欧州防衛共同体(EDC)条約が、パリで正式調印をみた。これ【= 欧州防衛共同体(EDC)条約：本稿筆者追補】によって、西ド

イツはその【= 欧州防衛共同体(EDC)：本稿筆者追補】一員となることが認められ、いよいよ再軍備が開始される運びとなった。ところがこの条約【= 欧州防衛共同体(EDC)条約：本稿筆者追補】は、ソ連の平和攻勢による東西間の緊張緩和という国際情勢の変化と、ドイツ軍国主義の復活をおそれる伝統的なフランス国民の対独不信感によって、54年8月、フランス国民議会が批准(ひじゅん)拒否したため、ついに流産に終わってしまった。しかし、西ドイツ連邦議会はこれ【= 54年8月のフランス国民議会の欧州防衛共同体(EDC)条約の批准拒否：本稿筆者追補】よりさき、この【= 欧州防衛共同体(EDC)：本稿筆者追補】条約への加入を見こして、再軍備を合法的に開始するための下準備として、連邦基本法の改正案を可決した。一方、フランス国民議会の欧州防衛共同体(EDC)条約の批准拒否は、西欧各国の軍事・外交政策に大きな打撃をあたえたが、その後、イギリス外相イーデンの努力が実を結んで、54年10月2日のロンドン会議をへて、同年10月23日、パリ協定が調印された。同協定調印後、各国は早期批准に努力した結果、55年5月5日、ようやくその発効をみるにいたった。かくして、西ドイツの再軍備がいよいよ本格的にはじめられることとなった<sup>85)</sup>ことに言及されている。

#### 4-5. 「社会的市場経済と社会政策」

アデナウアー政権が取り組むべき国内政治の課題について、平島健司氏は「被追放民や難民にたいしては、1949年に発効した緊急援助法が、雇用、住宅<sup>86)</sup>、教育、年金などのかたちで援助を提供し、続いて失われた貯蓄についても埋合せをする措置がとられた。追放された1,400万人にもものぼる人々のうち、50年の段階で790万人が西ドイツ地域にたどり着いており、そのおよそ三分の一の人々がなんらかの意味で被害者に該当したのである。

85)・86) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.264

87) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.69～70

88) 平島健司氏が、緊急援助法によって住宅への援助が行われ、そして、連合軍の住宅の著しい不足に対する措置がとられていたことに関して、当時の住宅不足の状況に関して、G. シュトルパーは「戦争で破壊され、或いは失われた住宅の数は正確にはわからない。しかし西側の地区に、西ドイツまたは西ベルリンで被災し、家と共に家財をも失った540万の人間がいたことを思えば、その住宅難の程も察せられるだろう。それに加えて約600万の引揚者と難民が家を求めていたのであり、しかも彼らの数はその後の15年間に、何よりもソヴィエト地区からの人口の流入によって倍増したのである。1946年になお存在していた住宅は900万戸で、住民に戦前の状態に相応する住宅事情が保証されるべきものとすれば、まだおよそ600万戸が不足していると見積もられた」に言及している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.223

さらに、通貨改革の施行によって生じた不均衡については、補償原則をいかにして定めるかについて与野党が激しい対立をみせたのちに、52年、負担調整法が可決された。SPD(社会民主党)が主張したような社会的な負担調整にはおよばなかったものの、補償の原資とされた資産課税の規模は無視できないものであり、社会的統合への寄与も大であった<sup>89)</sup>ことに言及されている。

平島健司氏は「住宅の著しい不足 88) にたいして、連合軍は、賃料水準の凍結や賃貸人の保護などの措置を早くからとっていたが、住宅の絶対数は50年でなお450戸も不足していた、といわれる。連邦政府は、新設した住宅建設省に権限を集中し、50年に第一次住宅建設法を制定して低所得者層を配慮する社会住宅の建設を進めた。

建設会社への助成金と貸付けによって、厳格な建築基準にそった社会住宅を年間ほぼ30万戸供給することに成功したのである<sup>90)</sup>ことに言及されている。

平島健司氏は「通貨改革の執行にたずさわりの、西ドイツの初代経財相となったエアハルトは、『社会的市場経済<sup>91)</sup>』というスローガンを強調し、市場への国家介入とみられる政策には異を唱えつづけたが、通貨改革によって経済統制が一挙に撤廃されたわけではなかったし、朝鮮戦争直後には自由化に逆行する政策がとられた<sup>92)</sup>りもした。当時は、アメリカの要請にしたがって、消費材生産を抑制し、原材料、エネルギー部門の生産をあげるために経済団体による生産調整がおこなわれた。実際、『社会的市場経済』のイデオログであった経財相次官ミュラ

89) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.351

90) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.352

91) 鬼丸豊隆氏は、連邦経財相ルートヴィヒ・エアハルトが属している「キリスト民主同盟はキリスト教的社会観に立って、経済の職能は奉仕することにあると説く。個人も自主的な社会組織も、さらにまた国家も、すべて一体となって共同利益のために働くことを要求する。・・・(中略)・・・全国民のために最大限の自由と社会保障とをつねに調和させることを政策の基本とし・・・(中略)・・・この目標を達成する手段こそ社会的市場経済にほかならないとして、党の基本的目標とその経済政策の一致を強調している」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.97

そして、鬼丸豊隆氏は、連邦経財相ルートヴィヒ・エアハルトは・・・(中略)・・・基本的構想【＝全国民のために最大限の自由と社会保障とをつねに調和させる手段こそ社会的市場経済であるという考え方：本稿筆者追補】に立って、1948年 6月 いろいろ、つぎつぎと彼独特の経済政策をおし進めてきた。・・・(中略)・・・彼が通貨改革につづいて統制を撤廃するとき、・・・(中略)・・・生産は急速に回復しつつあったものの、国民の消費財にたいする需要がほとんど無制限であったので、需給間のアンバランスから、たちまち、インフレ化の危険に見舞われるにいたった。このため、ドイツ労働総同盟は、統制の復活【下線部分：本稿筆者追補】をとえ、ゼネストをもって彼【＝ルートヴィヒ・エアハルトのこと：本稿筆者追補】の退陣を要求した。・・・(中略)・・・彼【＝ルートヴィヒ・エアハルトのこと：本稿筆者追補】は明春には物価はかならず下がると予言し、頑として政策を変えようとはしなかった。・・・(中略)・・・エアハルト経財相は、・・・(中略)・・・『自由な競争の制限は原則として害悪である。ただし、国民経済のため必要な若干の例外(合理化カルテル・不況カルテル・輸出カルテルの三つ)をみとめる』という原則にしたがって、最初のカルテル制限法案を起草し、52年 3月、第一期連邦議会に提出した。しかし、西ドイツ工業連盟によって代表される産業界では『カルテルが産業合理化の必然的産物で、それ自身はすこしも害悪でない。ただカルテルにもとづく支配力の濫用から弊害が生じたばあいだけ、これを取締ればよい』という考えが強く、与党議員すらその大半がエアハルト構想に真向から反対した。このため、第一期連邦議会では、審議未完了のまま見送られてしまった。・・・(中略)・・・54年 3月 21日、第二期連邦議会に再提出したが、このエアハルト案に反対する勢力は依然として強く、・・・(中略)・・・エアハルトは『このカルテル法案が成立しなければ、経財相を辞任する』とまで言明して、・・・(中略)・・・ようやく57年 7月 19日に上下両院を通過し、58年 1月 1日から施行されることとなった」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.98～99

92) 鬼丸豊隆氏は「集中排除ならびにカルテル禁止政策は、戦前、ドイツのカルテルやトラストが、軍事的脅威の主たる根源をなしたとするアメリカ国内の思想に由来するもので、第一次大戦後ドイツの軍事的潜在力が復活したかげに、こうした組織が基本的な役割を果たしたとみたからである。したがって、西ドイツのトラストやカルテルを解体することが、将来の国際的な安全保障手段であると考えたのである。・・・(中略)・・・イー・ゲー・ファルベン・合同鉄鋼をはじめ石炭・映画会社などの大会社が解体された。また、ライヒス・バンクを解散して新しい中央銀行制度を導入するとともに、ベルリンに本店のあったいわゆる三大銀行の解体・再編がおこなわれた」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.142

さらに、鬼丸豊隆氏はこの集中排除ならびにカルテル禁止政策の実施に関して、米英仏三国間に意見の対立があったとし、「アメリカがその伝統的な独占禁止政策を基調として、徹底的な分権化を主張したのと、フランスが強力なドイツ国家の再現に反対する立場からこれ【＝集中排除ならびにカルテル禁止政策の実施：本稿筆者追補】に同調したのにたいして、イギリスはむしろ消極的で現実を無視した理想の強制が結局は徒労に終わることを主張した。もっとも最後には、イギリスも米仏両国の意見に同意

イー・アルマックは、『社会的市場経済』を、国家によって『社会的にコントロールされた市場経済』と説明している<sup>93)</sup>ことに言及されている。

G. シュトルパーはポツダム協定での「ドイツの国民経済は可及的速やかにその中央集権体制を解かれ、それによって現行のカルテル、シンジケート、トラストその他の独占的な合同の形態に表現されているところの経済力の過度の集中が排除されなければならない」箇所を指摘し、「この規定の趣旨は、四占領国において同じでなかった」ことを指摘しており、そして、「米英両国は、その本国でも絶えず論じられている問題に即応して、一方における大企業家とコンツェルンの総裁、他方ヒトラー体制下の軍部の権力者、この両者の間に結託関係があったと信じていた。フランスは、ドイツの災厄の裏にあるこのような政治的背後関係はあまり気にしなかったが、・・・(中略)・・・ドイツの国力の一切の発展を恐れ、それ故ドイツの国家・経済生活を寸断することを要求した<sup>94)</sup>」ことに言及している。

鬼丸豊隆氏は、「合同製鋼をはじめ、ルール大鉄鋼企業は、従来の経済力の主要な基礎をなしていた石炭鉄鋼業の所有を大幅に制限されたうえ、・・・(中略)・・・共同販売・購入組織も解散を命ぜられた。・・・(中略)・・・合同製鋼は、戦前アメリカの U・S・スチールにつぐ世界最大のコンツェルンであったが、17社に分割された。化学トラスト、イー・ゲー染料も 5 社に分割された。こう

した大企業の解体は、一応の再編成を終わったのが52年で、これが、その間、西ドイツ経済を少なからず不安定なものとした。アデナウアー政府は、産業界と手を結んで、このような連合国の経済政策にたいしても巧妙な抵抗を行った。すなわち、連合国の細分化政策、石炭・鉄鋼分離政策にたいして強硬に反対しつづけ、・・・(中略)・・・炭鉱と製鉄業とを兼営する小コンツェルンをいくつかつくりだすという形式に音つかせることに成功した<sup>95)</sup>」ことに言及している。

G. シュトルパーは「大企業の経済的権力を破壊するために、西側の三地区では、ドイツ経済界内部における金融上・法律上の連累関係の調査が長々に行われ、コンツェルン、カルテル、またカルテル類似の団体を監督するための管理局が設置された。徹底的な準備の後、財閥解体措置は、三部門の大機構に集中された。イー・ゲー染料コンツェルン、石炭鉄鋼業の諸コンツェルン(合同製鋼その他二、三)そして三大銀行(コメルツ銀行、ドイツ銀行、ドレスデン銀行)である。イー・ゲー染料工業、この巨大な企業は従来ドイツで支配的な地歩を占めて来た。・・・(中略)・・・殆ど見渡すこともできないほどの規模をもち、戦時中ヒトラーとその協力者によって犯罪的行為のために悪用されたイー・ゲー・コンツェルンに対し、最もきびしい非難が浴びせられた。・・・(中略)・・・清算委員会はイー・ゲー染料工業に対する裁決を下し、四つの後継会社 - バーデン・アニリン＝ソーダー工業、

---

して集中排除・独占禁止を指令したのであるが、このような改革が純粋な経済的考慮からというよりも、むしろ強い政治的意図にもとづいてなされたため、・・・(中略)・・・その後の西ドイツ経済の復興に大きな障害となった\*。・・・(中略)・・・ドイツ人は当初からこれ【= 集中排除ならびにカルテル禁止政策の実施：本稿筆者追補】にしつような抵抗をつづけ、・・・(中略)・・・このような西ドイツ側の抵抗をいっそう効果的なものとしたのが、米ソ間の対立という大きな国際政局の変化であった・・・(中略)・・・西欧諸国が西ドイツを有力な西欧陣営の一員として迎え入れることとなってからは、現実の具体的な経済的必要から、連合国の内部でも一度解体した企業\*\* ないし銀行\*\*\* をふたたび統合し、あるいは編成しなおさなければならないといった気運が醸成されるにいった」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.143

※ 集中排除ならびにカルテル禁止政策の実施が西ドイツ経済において障害となる根拠がとして、鬼丸豊隆氏は、「この思想【= 集中排除ならびにカルテル禁止政策の実施：本稿筆者追補】はポツダム協定の中に『ドイツ経済は、現存する経済力の過度の集中を排除するために分散されなければならない』とうたわれている。・・・(中略)・・・これと同じ趣旨の文言が1947年2月のアメリカ軍政府の集中排除・カルテル禁止令の前文中にもうたわれている。・・・この政策【= 集中排除ならびにカルテル禁止政策：本稿筆者追補】は、エアハルト経財相のとなえる社会的市場経済政策の一環としてのカルテル禁止構想と根本的に相いれないものではなかったが、連合国側の政策が・・・(中略)・・・西ドイツ経済の要請を無視する強制的なものであったことと、その意図するところが西ドイツ経済の弱体化ということにあった」ことを指摘されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.142 ~ 143

93) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.352。

94) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.213 ~ 214

95) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.146



カッセラ染料工業、バイエルン染料工業、ヘヒスト染料工業 - の設立を定め、これらは西側の地区に残っていた大部分の工場を引継ぐことになった」<sup>96)</sup>ことに言及している。

そして、G. シュトルパーは「石炭鉄鋼コンツェルンの解体も困難な、長期にわたる仕事であった。その大部分は同族所有であって、清算者は、一方において結合諸産業を生存能力のある肢体に解体し、他方では所有関係が維持されるように全資産を分割するという二重の課題を負わされたのであった。その結果、製鋼の約90パーセント、また石炭鉱業の半分以上を支配していた12の巨大石炭鉄鋼会社から28の、相互に独占した企業が生まれることになった。イー・ゲー染料工業の場合、その四分割はドイツの国民経済によってあらゆる点で幸いな結果になったのであるが、鉱山と製鋼所の行過ぎた解体に関しては、それが生産技術上の。また組織上の不利益をもたらすのではないかと危惧する者も多かったのである。ルール地方に特徴的な採炭と製鋼の連結【下線部分：本稿筆者追補】は、連合国が講じた規制によって制限された。同時に連合国自身が石炭の生産と販売を、彼らによって監督されるシンジケート的な組織である北ドイツ石炭管理機関において統括した。その主たる課題は、需要の多いルール炭の採掘と分配、特にフランスに対する供給を

確保する」<sup>97)</sup>ことに言及している。

鬼丸豊隆氏は、「ライヒス・バンクの地位が、・・・(中央)・・・終戦と同時にアメリカのイニシアティブのもとに、従来の独占的なライヒス・バンクを解体し、これ【= ライヒス・バンク：本稿筆者追補】をアメリカの連邦準備制度にならって改組することとなった。占領初期には、英米仏の三カ国がそれぞれ各州ごとに州領域を限界とする『銀行の銀行』として中央銀行をもうけていたが、これらの地域が『統合経済地域』にまとめられた後、48年に金融政策の統一的決定および銀行券の独占的発行機関として各州中央銀行の出資により、西ドイツ領域を限界とする『中央銀行の中央銀行』として、西ドイツ中央銀行が設立された\*。そして、連邦共和国成立後も、連合軍のテで設立されたこの二段階制の中央銀行組織が存続した。・・・(中略)・・・戦後12年目に、はじめて基本法に基礎をおく西ドイツ独特の中央銀行組織【下線部分：本稿筆者追補】が確立された」<sup>98)</sup>ことに言及されている。

鬼丸豊隆氏は「西ドイツが連邦主義の政治形態をとることになった以上、それに見合った連邦主義的中央銀行制度<sup>99)</sup>が生まれるのは当然であったが、それだからといって、ただちにアメリカ式の連邦準備制度がドイツにとってもっとも適しているということにはならない。西ドイツの領域はアメリカにくらべてあまりにも狭く、その

96) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.215～216

97) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.216

98) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.144～145

99) G. シュトルパーは、「大銀行も、多くの部分に解体された。三大銀行の強みはなによりもその強力な信用創出力と、産業企業に対する影響力に基づいていた。これらの銀行【= 三大銀行(コメルツ銀行、ドイツ銀行、ドレスデン銀行)：本稿筆者追補】は、全国を覆う支店網を利用し、その授信業務を通じて、貨幣流通の少なからざる部分をみずから創出することができた。顧客が国内のどこかで銀行に振替送金を依頼したとする。その場合、受取人がその銀行に口座をもち、送金はその口座に貸記されるとすれば、その限りにおいて銀行は、帳簿の単なる書き換えを通じて、いわばみずから創出した金で支払っているのである。この通貨創造力【下線部分：本稿筆者追補】は、・・・(中略)・・・いわゆる静かな戦時金融を容易にしたのであった。その外に銀行は多くの企業に対し、ドイツ経済史に根差すところの直接の影響力をもっていた。この力は二本の支柱【下線部分：本稿筆者追補】に支えられていた\*。・・・(中略)・・・連合国はこのような実情を前にして、大銀行を多数の小銀行に分割することを必要と考えた。米国におけると同様に、銀行の活動範囲は地域的な制限を受け、支店の設置は一つの州の境界内でのみ許された。西側の三地区は政治的には更に個々別々の州に細分されていたから、かつてのベルリン支店は計算に入れないとしても、三大銀行が30の後継銀行に分解することになった。四年の後、結局のところ完全に独立するには至らなかった大銀行の破片が、差当り三地区各々の内部で再び合同した。更にその五年後に、三大銀行は古来の威容と昔ながらの名称のもとに復活して」ことに言及している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.216～217

G. シュトルパー「まず寄託議決権【下線部分：本稿筆者追補】であるが、これによって銀行は、株式会社の株主総会でその影響力にものをいわせることができた。というのは、大抵の小株主は総会に際して投票を銀行に代行させたから、銀行は、自分では一票ももたなくとも、自分の利益のために大きな票決力を行使することができたのである。第二の支柱となったのは監査役の委任【下線部分：本稿筆者追補】であった。銀行が寄託議決権を通じてあらかじめこのような役職を手に入れている場合、株式会社は銀行の重役に監査役の座を提供した。大抵の場合、こうした姻戚関係は、両者の利益を約束した」ことに言及している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.216～217

G. シュトルパーが言及している三大銀行の解体とその再統合に関しては、鬼丸豊隆氏は「ライヒス・バンクを中心とするドイツ

上、民族性、社会的・経済的環境・伝統を異にしているからである。したがって、アメリカの制度を西ドイツにそのままあてはめようとしてことには非常な無理があった」ことを指摘され、更に、続けて「そこで連邦基本法(第88条)に、あらためて中央銀行として連邦銀行を設立するという規定がもうけられた。かくしてアデナウアー政府は発足後ただちに占領の遺物である二段階制の中央銀行組織を改正する準備に着手し、・・・(中略)・・・57

年7月に新中央銀行法が成立し、8月1日から施行された」<sup>100)</sup>ことに言及されている。

1958年1月1日から施行されたカルテル制限法に関して、鬼丸豊隆氏は、「議会での審議過程で修正がくわえられたため、でき上がったカルテル制限法はエアハルト原案とはかなり異なったもの<sup>100)</sup>となった。・・・(中略)・・・彼【＝ ルートヴィヒ・エアハルトのこと：本稿筆者追補】の主張する三つの例外【＝ 合理化カルテル・不況カルテ

---

エ・バンク、ドレスドナー・バンク、コムメルツ・バンク【＝ 三大銀行は G. シュトルパーの表記ではドイツ銀行、ドレスデン銀行、コムメルツ銀行となっている：本稿筆者追補】の三大銀行と、合同製鋼、マンネスマン鋼管、クルップ、イー・ゲー・ファルペンといった一群の巨大コンツェルンとの密接な結びつきは、戦前のドイツにおけるいわゆる独占資本の一体系であって、この体系こそは、ナチスを支持して第二次大戦を遂行させたドイツ経済の基盤をなすものであった。したがって、ドイツがふたたび強大な国家として復活し、世界平和に脅威をあたえることのないよう、連合国が、これら金融独占資本を解体しなければならないと考えたのは当然である」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.144～145

更に、鬼丸豊隆氏は三大銀行に関して、「ベルリンに本店を置き全国的に支店網をもっていたこれら三大銀行は、1948年に銀行業務の集中排除法にもとづいて、全部で30の小銀行に分割され、しかも、これらのいわゆる継承銀行は、それぞれ所在州の領域内にその営業区域を限定されることとなった」ことに言及され、そして、「三大銀行の解体と相前後して通貨改革が断行されたが、通貨改革によって、流通通貨量が一挙に十分の一に切り下げられたため、各企業はどうしても生産・取引を拡大して資金を獲得しなければならないハメに負いこまれた【下線部分：本稿筆者追補】。しかし、その当時、三大銀行の解体などによって金融機関の力はいちじるしく弱体化してしまっていたため、これ【＝ 企業の資金に関する需要：本稿筆者追補】にこたえて十分な資金を提供しえない状態であった【下線部分：本稿筆者追補】。こうした事態に対処して、西ドイツ政府はとりあえず租税上の措置をもって自己資本の蓄積を促進する政策【下線部分：本稿筆者追補】をとったが、その後、経済復興がしだいに軌道に乗ってきからは、産業界から、金融機関の強化、とくに旧三大銀行の復活を要請する声が高まってきた。・・・(中略)・・・西ドイツに自主権が認められると、アデナウアー政府は、52年3月29日施行の大銀行法によって、一地域にある同一系統10行を1行にまとめることを許可した【下線部分：本稿筆者追補】。その結果、三行とも自己系統の銀行を全国に三行ずつ合計九つの継承銀行をもつことになった。さらに、57年4月にはドイッチェ・バンク、ドレスドナー・バンク【＝ G. シュトルパーの表記ではドイツ銀行、ドレスデン銀行：本稿筆者追補】の両大銀行系のそれぞれ三行がいずれも一行に統合され、ついに戦前の状態に復活するにいたった」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.145

100) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.144

101) 1958年1月1日から施行されたカルテル制限法の内容に関して、鬼丸豊隆氏は、以下の九つのカルテル協定を示し、

- 一、条件カルテル：価格または価格構成要素にかんする規則をふくまないかぎり、営業条件・引渡条件・支払条件を統一する協定を認める。
- 二、払戻カルテル：商品を引渡す際におこなう払戻契約であって、その払戻が履行にたいする純粋な報酬であり、購入者に不当な差別待遇をあたえないものであるばあいにかぎり認める。
- 三、構造的な不況カルテル：一時的な不振でなく、経済構造に由来する持続的な売行き不振に際して需給能力を計画的に調整するため、必要があるばあいに業者・製造業者・加工業者にたいして認める。
- 四、規格標準化カルテル：たんに規格または型の統一的採用だけを目的とするばあいに認める。
- 五、合理化カルテル：合理化が企業の能率・経済性を技術的にも経営的にもいちじるしく高め、需給の充足を改善するのに必要な場合に認める。
- 六、特別合理化カルテル：価格を協定しなければ合理化をはかることができないばあいであって、しかも合理化が公共の利益のため望ましいばあいに認める。
- 七、輸出カルテル：輸出を確保・促進するものであって、海外市場での競争のみを規制するものである場合に認める。
- 八、国内市場を規制する輸出カルテル：エアハルト原案は、国内市場に影響を及ぼさない条件で輸出カルテルを認めるものだったが、ここでは輸出促進のために国内市場に影響を及ぼさざるをえないばあいにも、その協定を認めるというのである。
- 九、輸入カルテル：たんに国内への輸入にかんするもので、しかもドイツの輸入業者が購入申込者間に競争させ、これを制限しないばあいに協定を認める。

さらに、鬼丸豊隆氏は『一般原則』という条項がくわえられてことで、連邦経済大臣は、経済全般または一般の福祉のため例外的に競争を制限する必要があるばあいには、競争制限行為に許可をあたえることができることとなった」ことに言及されている。鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.99～100

鬼丸豊隆氏が「大幅な後退を余儀なくされる」を指摘しているエアハルトが52年3月、第一期連邦議会に提出したカルテル制限法案に関連して、脚注・・・で検討したように通貨改革が実施された1948年6月20日に「通貨改革後の統制および物価政策の要綱」に関する法律が「機の熟した経済部門ではできるだけ早く国家統制を廃止しようとする連合地区経済会議の意志が宣明」されたことをG.シュトルパーは指摘しており、そして、1948年7月には「物価規制の90パーセントが廃止され、1936年以来の一般的物価凍結が廃棄された。・・・(中略)・・・国家による物価の統制と物資の分配の全てが終わったわけではない。特に重要な分野では、従来の関係がそのまま残ったのである」ことにG.シュトルパー自身が言及しており、この1948年6月20日から1958年1月1日にカルテル制限法が施行されるまで、鬼丸豊隆氏が言及されているように連邦経財相としてのルートヴィヒ・エアハルトがたとえルートヴィヒ・エアハルト自身の所信からは後退したカルテル制限法が「1957年7月27日に公布された時には、当初の理念はもう殆ど影をひそめてしまったのである。実際この結果は何人をも満足させなかった。ある者は同法はあまりにも弱腰であると考え、他の者は同法に経済的自由の暴力的侵害を見たのであった」ことにG.シュトルパーは言及している。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.277

そして、G.シュトルパーは「通貨改革後九年もたってから『自由競争制限禁止令』が出され、市場経済はようやくのことで、その本来の原則たるべきところのものにたどり着いた。・・・(中略)・・・1947年の連合国の反カルテル諸法令の前文では、カルテルの解体が何よりもまずドイツ経済を弱体化させるという目的によって理由づけられていた。・・・(中略)・・・この法律【=自由競争制限禁止令：本稿筆者追補】は、1923年の古いカルテル法と比べれば、遥かに急進的であった。それ【=自由競争制限禁止令：本稿筆者追補】はカルテル権力の濫用防止を主眼とするようなものではなく、カルテルから法の保護を取上げ、その【=カルテルの協定：本稿筆者追補】禁止をいい渡すものだったのである。ところが同法【=自由競争制限禁止令：本稿筆者追補】は、実は多くの例外【=詳細は鬼丸豊隆氏によって示されている九つのカルテルを参照のこと：本稿筆者追補】を認めていたのである。条件カルテル、割引カルテル、合理化カルテルは認められていた。構造危機カルテルと輸出・輸入カルテルも、場合によっては許可されるのであった。更に前経済界と公共の福祉のためにそれ【=カルテルの協定：本稿筆者追補】が必要ならば、経財相はどんなカルテルでも認可することができた。その上同法【=自由競争制限禁止令：本稿筆者追補】は、銘柄品に限って生産者が小売業者に対し製品の販売価格を強制指定することを許していた」ことに言及している。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.276～278

そして、G.シュトルパーは「自由競争制限禁止令」が1957年7月19日に上下両院を通過し、1957年7月27日に公布され、1958年1月1日に施行する以前の状況に関して、「連合国のカルテル法は1957年まで効力をもっていた。米軍政府は、その地区内で営業開設の完全な自由化を試みたが、この試みは比較的短命に終わった。店舗を開くための資格証明と需要審査は、ドイツの手工業と商業の歴史の中で様々な役割を果たして来た。ナチズムの下においては、認可にきびしい条件が付された。1948年秋【=通貨改革が実施された1948年6月20日以降であることに留意すべきである：本稿筆者追補】、アメリカ地区でこれらの規定が全て廃止された時、それは自由主義の原則によってばかりでなく、難民に職を与える必要からも正当化されたのであった【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・古い営業法による認可手続はあまりにも長たらく、それでいて結果は不確かなものであったろう。・・・(中略)・・・ドイツの国内事情は、ドイツの手工業法と比較しうものも存在しない米国の事情とは全く異なっていた。それ故1953年9月17日の手工業令によって、手工業開業のための資格証明制が再び施行され、それに対応して1957年には小売業に関しても『専門知識』と『信頼性』の証明【下線部分：本稿筆者追補】が必要になった。営業の自由が改めて制限されたその主な理由は、一世継来そうであったように、中産階級を保護する必要があるということであった。・・・(中略)・・・連邦憲法裁判所は、一般に需要審査が遠方違反であるという判例を示した。それによって1958年まで伝統的に守られて来た免許薬局の独占的な地位は、以後消え失せることになった。薬局の数は一挙に跳ね上がった。これまで免許制の保護の下で得られた法外な利益に、いまやできる限り多くの人が与(あずか)ろうとした」ことに言及している。

G.シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.278

1958年以降の状況に関して、G.シュトルパーは「市場支配力をもつ企業は、その権力の濫用防止のための監督を受けることになった。しかし当該の条項は極めて曖昧なものであって、同法【=自由競争制限禁止令：本稿筆者追補】発効後の数年間、それが重要な事例で発動されたことは一度もなかったのである。もちろん、このような対象を法律で規制することは困難なことには違いない。・・・(中略)・・・独占権の濫用に対する効果的な闘争は、法律の形式よりも、監督官庁と裁判所の仕事如何にかかるところが大きいのである。カルテル法【=自由競争制限禁止令：本稿筆者追補】によって創設された連邦カルテル局はその本拠をベルリンに置き、原則として自由競争擁護の見地を代表しようとした。それに対し、この官庁を監督する立場にある裁判所は、二三の事例において、むしろカルテルの伝統を重んずる態度を示した。カルテル局は、発足早々裁判所の判決によって活動分野を狭められてしまうような危険をおかすまいとして、これまでのところ思い切った決断をひかえて来ているのである。カルテル法【=1957年7月19日に上下両院を通過し、1957年7月27日に公布された自由競争制限禁止令であると同時に、この時期に留意することに意義があると考えられる：本稿筆者追補】成立の前にも後にも、・・・(中略)・・・実際には届出済【=申請され認可されたことを意味する：本稿筆者追補】のものよりも更に多くのカルテルがあったと考えなければならないだろう(カルテルの数は1930年に3,000に達していたといわれている)。こうして秘密カルテルの可能性はなくならなかったのだから、輸入品に対してドイツの国境が速やかに開放されたことこそ、全体として疑いもなくカルテル法以上に自由競争体制の助けになったのである【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・ドイツのカルテルはつとに19世紀の末期、関税に保護されつつ成長したのであった。その後為替管理と輸入統制がカルテルの力を更に強化したのである。従って、逆にドイツの市場が外国との競争に晒されることになると、カルテルは再び収縮せざるをえなかった【下線部分：本稿筆者追補】。秘密カルテルがあったとしても、それはもう危険な存在で

ル・輸出カルテルの三つ：本稿筆者追補】のほかに多くの例外が認められることとなった。・・・(中略)・・・カルテル制限法の立法化にかんするかぎり、エアハルトの所信は大幅な後退を余儀なくされる結果となったようである。しかし、19世紀末いらい、ドイツが先進国に追いつくため国家の独占助長政策を中心としてその経済を發展させてきたこと、また1930年代の半ばには、ドイツ産業界には約2,000ものカルテル協定が結ばれていたことなど

を思いうかべるとき、このカルテルの本場である西ドイツ【下線部分：本稿筆者追補】が、他の西欧諸国に先がけて・・・(中略)・・・カルテル制限法を可決したことは、まさに画期的な出来ごと<sup>102)</sup>として指摘されている。

平島健司氏は『『社会的市場経済』の現実は、さらに石炭鉄鋼部門における共同決定制度<sup>103)</sup>によっても制約された。西ドイツは51年、同部門の従業員1,000人以上の大企業における監査役会を労使代表同数によって構成し、取

はなくなる」ことを指摘している。

G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.277～278

102) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.99～100

103) この共同経営制度に関して、鬼丸豊隆氏はドイツの国民性として「ドイツは、今度の大战では、第一次世界大戦のときよりもはるかに大きな痛手をこうむった。領土・国富の喪失、人口の損失、鉦工業生産設備のうけた損害、・・・(中略)・・・東西両ドイツの分割と1,000万人にのぼる引揚者・避難民の西ドイツへの流入は、今次大战後だけにみられた特殊事情であり、また同時にもっとも大きな痛手であった。このようにその損失は、前の大戦のときにくらべはるかに大きかったが、それにもかかわらず、これがかえって国家再建の熱意と努力を高める結果となったほどである。また、伝統に誇りをもち、これを守りぬこうとするドイツ人の気骨は、・・・(中略)・・・経済政策の面でも鉄鋼業や銀行業の細分化にしように反対をとねえ、その結果、いったん解体された機構を徐々に再統合して、その伝統的強みを維持することに成功したことである。さらにまた、合目的性と合理主義に徹する精神も見逃すことができない。たとえば、53年ころまでは、西ドイツに旅行した外国人は、駅の建物がどこをみても爆撃のあとも生々しく、プラットホームの天井は抜け落ちたままのところが多いのにまず驚かされ、ついで汽車に乗ってみて鉄道輸送の復旧があまりにもめざましいのに二度びっくりさせられたという。・・・(中略)・・・ドイツ人は、西ドイツの復興のためにはなにをいってもまず産業の再建が必要であり、そのためには物資の輸送が先決問題であると考えた。だから、まっ先に道路を直し、レールや鉄橋を復旧し同時に自動車を作り車輻を造った。しかし、プラットホームの屋根は、この目的のためにはかならずしも急ぐ必要がない。・・・(中略)・・・この国民性は、復興の初期においては、まず、労使間の協調となってあらわれた。戦災によって破壊され、あるいは、賠償の一部として連合軍に解体撤去された工場を前にして、国民は、明日からの生活を立てていくために、さしあたって、働くための職場を確保することからはじめなければならなかった。一部では工場を復活させたのは、経営者ではなく、そこで働いていた労働者たちであったともいわれている。・・・(中略)・・・工場が活動を開始してからは、経営者はその経営についても積極的に労働者の協力をもとめた。これを制度化し立法化したものが『経営参加法』であり、『共同決定法』である。この法律そのものには、なお、かなりの問題点がのこされているものの、その底に流れる精神は、西ドイツ経済の復興、国民生活水準の向上という労使共同の目標からでているものである」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.5～7

さらに、鬼丸豊隆氏は「西ドイツの戦後再建期におけるめざましい復興のもっとも根本的な原因の一つは労使間の協調、・・・(中略)・・・にあった」ことに言及されており、続けて「西ドイツにおいては、終戦直後から通貨改革実施直前まで『賃金ストップ令』が布かれていたため、ストができない状態にあったが、実際にはインフレーションの高進にともなって労働者の生活がおびやかされ、各地でストがおこなわれた。しかし、他の国にくらべて比較的少なかったことも事実である。・・・(中略)・・・今次大战後、西ドイツの労働組合が、政治的偏向をもつことを厳に戒めて、大同団結をはかったことが今日の大をみるにいたった主要な原因であると同時に、この政治的偏向のなくなったことが一大特徴である。・・・(中略)・・・西ドイツでは超企業的・超経営的で、法律上でも『労働組合は超経営的組織でなければならない』ということになっている。すなわち、一定の工場・事業場をもってしてはならないというのであって、賃金も州別・地区別の委員会が協約締結の当事者となって決定するので、企業別あるいは工場別の格差がない【下線部分：本稿筆者追補】。要するに、西ドイツの労組はきわめて強力な力をもっており、ストの少ない理由をこの点に見いだすことは不可能」であると結論されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.119～121

そして、鬼丸豊隆氏は「連邦共和国の成立(1949・9)直後に労使双方が協調し、『労働争議は、社会自治にまかせるべきで、国家干渉を排除して労働協約において決めるべきである』として、ついに調停制度は立法化されるにいたらず・・・(ちゆ)・・・連邦政府は、・・・(中略)・・・労働争議についてはなんら法律上の権限をもっていないのである。・・・(中略)・・・西ドイツの労働組合は、ストをやろうと思えばいつでもできる状態にあるといえる。・・・(中略)・・・西ドイツ労組のスト綱領をみると、『ストは最後の手段である。他にとるべき手段があるときはおこなうべきではない』と明記している。労組は、ストの産業全体におよぼす影響を考え、かつ、大衆に損害をおよぼさないよう慎重に考慮した上で、組合の中央機関がこれを決定する(電力・ガス・水道・運河・葬式・交通・石炭部門のストは、西ドイツ労働総同盟の事前承認を必要とする)。また、ストは労働協約を結ぶためにおこなうのであるから、協約締結に役立たないようなストは違法であるとしている。・・・(中略)・・・職場を破壊するようなストをおこなうことができないとして、厳にこれ【＝協約締結に役立たないようなスト：本稿筆者追補】を戒めている。西ドイツのストは、ほ

締役に労務担当重役を設ける趣旨の法律を可決し、すでにイギリス占領軍によって製鉄鋼業<sup>104)</sup>に導入されていた制度を受け継ぐ決定をくださった。もっとも、法案の可決そのものは、当事者の利害が錯綜(さくそう)する政治状況のなかで可能となった。シューマン・プランの発足を前にして、アメリカは石炭鉄鋼業カルテルの一層の再編を望んで企業側とのあいだで対立一方、再軍備にたいする支持をえることを目的とするアデナウアーは、労組側の要求を最大限尊重しようと行動した。したがって、同じく労使関係にかかわる法律とはいえ、その翌年に可決された経営組織法は、個々の職場における労使による共同決定の対象を、職場の労働環境や人事配置上の案件にとどまった。また、同法は、石炭鉄鋼業以外の業種について共同決定制度を拡大したが、対象企業は従業員500人以上に限定され、被用者側にとってより一層不利となる権利を定めたにすぎない。・・・(中略)・・・労働運動が掲げた目標にはおよばなかったものの、共同決定制度は、労使間に協調をうながし、のちには高品質の製品輸出を

拡大する原動力ともなり、西ドイツの根幹をなす制度のひとつとして定着していった<sup>105)</sup>ことに言及されている。

鬼丸豊隆氏は「ドイツで労働者が経営の一部に参加しようと希望した・・・(中略)・・・最初は、従業員の苦情を取扱うことからはじめられたようであるが、はっきりした形をとってあらわれたのは、第一次世界大戦でドイツがやぶれたから後である。労働者が経済活動の面で企業家にたいし同一条件で協力するという、いわゆる経済民主主義がワイマール憲法に具体化され、これにもとづいて、1920年2月4日、『工場協議会法』が公布された。しかし、1933年、ナチス政権成立とともに労働組合は壊滅し、この法律も抹殺されてしまった<sup>106)</sup>ことに言及されている。

1933年、ナチス政権成立とともに労働組合は壊滅し、この法律も抹殺されてしまった共同決定法が1952年10月1日に『経営組織法』<sup>107)</sup>として公布され、同年11月11日から施行されたが、その特徴として鬼丸豊隆氏は「監査役会は三ヶ月に一回開催されることになっており、会議

とんど全部が賃金ストで、・・・(中略)・・・52年におこなわれたストの99.9%がそれ【= 賃金スト：本稿筆者追補】であった。国民経済上のバランスを考えつつ実質賃金を上げることをもって、労組の要求の全部であるとしている」ことに言及されている。  
鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.122

104) 上記において、平島健司氏が言及されている石炭鉄鋼部門における共同決定制度に関して、鬼丸豊隆氏は「1945年、ドイツが二度目の敗戦を喫するとともに、労働組合はただちに復活し、工場協議会法の復活がとりあげられた。その後いくたの紆余曲折を経て、1951年5月1日、『ドイツ連邦共和国における炭坑・鉄鋼業の労使共同決定法』が公布され、52年1月1日から全面的に施行された。この法律の適用範囲は、石炭および鉄鋼業関係の単一会社で従業員1,000人以上の企業となっている。共同決定法の主内容は、つぎの通りである。

(1) 監査役会 労働者代表が役員としてこれに参加する。監査役会は、企業経営の方針を決定する最高機関である。所有者すなわち株主と労働者から同数ずつ役員が選出される。監査役会は、11人の監査役で構成されるが、このうち5人は株主代表、5人は労働者代表、1人は『11番目の人』と呼ばれる中立の人である。

(2) 取締役会 取締役会は監査役会により任命され、監査役会で決定された方針にもとづき、その企業の日常業務を運営する任務を負っている。この法律によると、労務担当取締役を任命し他の取締役と同等の権限をあたえることを規定しているが、通常は労務者代表1人、技術者代表1人、業務(販売・購買)代表1人となっている」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.123

105) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.353 ~ 354

106) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.123

107) 鬼丸豊隆氏は経営組織法に関して、「1952年10月1日に『経営組織法』が公布され、同年11月11日から施行されたが、本法は常時5人以上の従業員を有する全企業に適用される。この法律の主な点は、次のとおりである。

(1) 常時5人以上の選挙権を有する従業員を雇い、そのうち3人が被選挙権をもっている企業はかならず工場協議会を組織する。

(2) 雇主との工場協議会は、毎月一回開催し、紛争があれば和解につとめなければならない。

(3) 企業内では、いかなる政党活動もおこなってはならない(工場協議会は、労働者だけの協議会であるが、労働組合とはなんらの関係もない。)

(4) 工場協議会の任務は、(a)経営全体または従業員全体に役立つ方策を経営者に提案する。(b)従業員の利益をはかるため、この法律ならびに労働協約の正当な運営につき監視する。(c)従業員の苦情を処理する。(d)経営者は要求にもとづき必要な資料を提供しなければならないが、委員はその職務上知り得た経営上の秘密を洩らしてはならない。

(5) 工場協議会は、次の事項について共同議決する。(a)日常労働時間、(b)賃金支払にかんすること。(c)雇用・職場配置・解雇にかんすること。(d)従業員全体またはその大部分に大きな影響を及ぼす事項(経営変更・事業休止・合併など)。

・・・(中略)・・・この制度実施後のもっとも大きな成果としては、労働者の経営にかんする知識が養成され、企業への関心が高まり、いわば西ドイツの資本主義に新生命があたえられたことである。また、労働者の経営にたいする発言権が高まり、企業の社

は、時間的に制限されるので、・・・(中略)・・・たいして実権をもっていないようである。したがって、経営上の実験は取締役が牛耳っている。ある労働者代表取締役は、・・・(中略)・・・『私は労働者の出身であるが、ひとたび選出されて経営者の椅子をあたえられたときは、経営者の立場で判断する。だから、これまでに労働者からの要求をしりぞけたこともある。要するに、会社をよくするという点では、株主も従業員もその立場は終局的には一致すべきものである』と。こうした態度こそこの法律の精神を裏打ちするものである<sup>108)</sup>ことに言及されている。

## 5. おわりに

鬼丸豊隆氏が指摘しているように、「敗戦によって経済力を破壊された国が、もっぱら他国からの救援援助なしに戦後の経済再建をすすめることは、ほとんど不可能であることはいうまでもないが、戦勝国であるイギリス、フランス、中国、その他の西欧諸国も、はげしい近代戦によって甚大な被害<sup>109)</sup>を蒙ったのが第二次世界大戦後の戦勝国と敗戦国の状況でありそして、G. シュトルパーが「ドイツはいまや国家のない地域、・・・(中略)・・・自分の法律も裁判所もたず、行政も公的秩序もないままに、戦勝国に引き渡されたのである。・・・(中略)・・・領土は

その四分の一を失い、人口の十分の一は死んでしまった。住民は飢えに晒され、数百万の人間が宿も財産もなかった。外国との連絡は断ち切られていた。鉄道、郵便、電話は不通、新聞は発行不能、ドイツは声を立てる術さえ失ってしまった<sup>110)</sup>と述べている[本稿 P.114]ような状態であり、平島健司氏は「戦災によって瓦礫と化した社会があった。・・・(中略)・・・同じく損壊が著しかったのは寸断された輸送・交通システムであった<sup>111)</sup>と指摘されている[本稿 P.116]。しかしながら、ドイツ国民が「敗戦後の過酷な運命に対する覚悟は出来ていた<sup>112)</sup>」ことを G. シュトルパーが指摘している[本稿 P.118] が、鬼丸豊隆氏が指摘しているような「終戦と同時に西ドイツは飢餓の脅威にさらされるにいたった。・・・(中略)・・・このような現実直面したアメリカ・イギリス占領軍は自己防衛の立場上、騒乱と疾病の発生を防止するため、ただちに食糧の供給を開始した。当初は両国の援助は別々におこなわれたが、46年12月に『ガリオア(占領地救済)資金勘定』として一本にまとめられ、その後は均等に配分されることとなった。一方、フランス占領地域ではほとんど援助があたえられず、連邦共和国成立後、ようやくこのガリオア計画に参加した<sup>113)</sup>」ことを端緒として[本稿 P.119]、第二次世界大戦後の戦後処理が第一次世界大戦後の戦後処理とは異なる内容で実施されることとなった。そして、この点に関して、G. シュトルパーは「ヨーロッ

---

会化が促進されたこともみのがしてはならない。・・・(中略)・・・共同決定法は51年に石炭・鉄鋼労働組合がゼネストをもって勝ち取ったものであり、経営者側には多大の不満を残している【下線部分：本稿筆者追補】、一方、経営組織法については、・・・(中略)・・・労働組合側に多くの不満をもたれている【下線部分：本稿筆者追補】というのが実情で、この二つの法律だけで労使間のバランスがとられていると考えることは無理である。・・・(中略)・・・西ドイツにおける労使間の協調につきその根拠をもとめるならば、

(1) ドイツの国民性に負うところが大きいこと 過去において、ドイツ国民は歴史上多くの試練を克服して独特の国民性を形成してきた。この国民性こそ、困難な時代にはもっともよく発揮される共同体の精神【下線部分：本稿筆者追補】にほかならない。今次大戦に敗れて、国民が疲労困憊の極にあったとき、とくに通貨改革前後に、労使が丸丸となって生産復興に目ざし、文字どおり昼夜兼行で働いたのはよくこの事実を裏書している。このさい特筆すべきことは、この時期にはむしろ労働者が完全にインシアティブをとって懸命に努力をつくしたことである。

(2) 戦後における労働組合の指導方針によること 戦後いち早く立上がった西ドイツ労働総同盟は、思想や政治的立場を超えて国民生活の合理化・向上を目標とし、これを指導方針としてきた。また、『労働者の所得は生産から生まれる』という原則を、終始、堅持して活動してきた。

要するに西ドイツにおいては、労使が一体となって、生産第一主義に徹して戦後の再建にまい進してきた」ことに言及されている。

鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.125

108) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.123 ~ 124

109) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.74

110) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.194

111) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.338

112) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 1月30日 P.197

113) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年 3月 5日 P.79

パの復興に対する道義的な義務を真剣に受け取っていたアメリカでは、ドイツの永続的貧困化がアメリカ国民の道義観に反し、また賠償にも自国の利益にも役立たないことを、多くの人がいち早く見通したのであった。占領軍が、その支配下にあるヨーロッパの真ん中で人間を飢え死にさせ、或いは疫病に倒れさせたという汚名を着たくないならば、ドイツ国民の生きるのを助け、彼らを再び働けるようにしてやらなければならない。米国軍政府はこの結論を既に1945年に引出し、それを食糧および原料のためのいわゆる『ガリオア資金』において具現化したのである<sup>114)</sup>ことに言及している[本稿 P.119]。

このような道義的な意味から、特に、アメリカの対独政策の転換として、平島健司氏は「アメリカ地区での工場の解体と生産設備の押収を中止し、フランスとソ連にも占領方針を転換するようながしたのである。ドイツにたいする報復ではなく、その復興を助けるべし、と説いて他占領地区に経済的合意を呼びかけたバーンズ国務長官のシュトゥットガルト演説<sup>115)</sup>ことに言及している[本稿 P.120]。このことは、同義的な意味での対独政策の変更が行われたのではなく、第二次世界大戦後の戦後処理が政策を構成することになったことを意味しているものと考えることが可能である。そして、平島健司氏は「バーンズ演説のさらなる帰結は、翌年に成立した米英経済合同地区であった。・・・(中略)・・・合同占領区は、分断国家成立への展開を決定づけるものではなかった<sup>116)</sup>ことを指摘されている[本稿 P.121]。しかしながら、平島健司氏は「ヨーロッパ全体では冷戦の輪郭が明らかになりつつあった。1947年3月、トルーマン大統領がソ連に対する『封じ込め』政策を打ち出したのに続き、6月、マーシャル国務長官は、ヨーロッパ経済を再建するためにアメリカが経済援助をおこなう用意があることを発表し、援助の受入れを希望する国々は、配分された援助を活用して生産を回復し、相互に貿易を自由化し、支払いを円滑におこなうための体制を整えるように求めた<sup>117)</sup>ことに言及されている[本稿 P.121]」。

経済援助であるマーシャル・プランに関して、鬼丸豊隆氏は「マーシャル・プラン援助は、西ドイツの復興にたいして二重の効果をもたらした。援助によって輸入された輸入された食糧や原材料は、直接国民の生活をささえ、企業の再建をうながしたが、これと同時に、その輸入食糧・原材料の国内売却代金はマルクで連邦中央原稿に積立てられ、いわゆる『ヨーロッパ復興計画(ERP)見返資金』を形成し、国民経済上重要な投資計画の資金源として活用された<sup>118)</sup>ことに言及されている[本稿 P.122]。加えて、鬼丸豊隆氏は「(一) 通貨・財政の安定、(二) 経済の再建の二つの目的に使用された<sup>119)</sup>ことに言及されている[本稿 P.122]。特に、鬼丸豊隆氏は、この(二) 経済の再建に関しては、「この目的のために見返資金を運用する方法は、主として公私企業にたいする投融資である<sup>120)</sup>ことに言及されている[本稿 P.122]。このことは、第二次世界大戦後の戦後処理が占領国から、特に、アメリカからの援助ではなく、企業活動を行う場合に不可欠な資金供給の源泉を与えたことを意味しているものと考えることが可能であり、そして、このことは西ドイツの復興の担い手として企業がクローズ・アップされることをも意味しているものと考えることが可能である。

マーシャル・プランの実施が開始された1948年という時期に関して、G. シュトルパーは、「1948年には、世界の政治情勢がドイツの西側の地区に有利に変化していた。占領軍はドイツを敗戦国としてではなく、パートナーとして、最後には同盟国として扱い始めた。・・・(中略)・・・失われた生活水準を取戻すために一生懸命働こうという気構えが一般にみなぎっていた。・・・(中略)・・・1948年におけるドイツの工業生産は、・・・(中略)・・・第一次大戦の直後に等しい状態であった。・・・(中略)・・・あらゆる破壊にも拘らず、生産・分配機構の基本的な骨組みは残っていた。大体においてそれを修理し、部品を取替えさえすれば、全体を再び正常に利用することができたのである。全体としてみれば1948年の工業施設の生産能力は決して戦前を劣るものではなかった。そして労

114) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.218

115) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.341

116) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.342

117) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P.343

118) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.81

119) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.82

120) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.83

働力は、1948年にはあり余っていたのである。工業生産がそれにも拘らず戦前の半分にしかならなかったとしても、その原因になっている欠陥は、本来速やかに取除きうるのであった<sup>121)</sup>ことを指摘している[本稿 P.132]。

そして、1948年6月20日に断行される通貨改革前の状況に関して、鬼丸豊隆氏は「戦争の進展にともなって、その戦費の調達を、主として公債発行・通貨増発に依存したのは交戦国のすべてが歩んだ道であり、・・・(中略)・・・終戦時において、・・・(中略)・・・開戦の時にくらべて、公債発行残高は約13倍、銀行券流通高は約7倍に達していた。このような通貨状態にたいして、生産は振わず、終戦直後は一時、開戦時の5%程度にまで低下し、翌46年に入ってから、米英占領地区ではようやく30%ないし40%に回復をみた程度でしかなかった。その後、生産は徐々に回復していったが、通貨改革の前年(1947年)においても、なお、総合生産指数は1936年を100としてわずか68にしかすぎなかった。こうした事情のもとにおいて、物価・賃金などは強力な統制により戦前と大差ない水準に維持され、配給制度もつづけられていたが、大量の物資がヤミ市場に流れ、ヤミ市場価格は公定価格の50倍ないし100倍とも、あるいは120倍ないし240倍ともいわれる状態であった。通貨は、賃金・租税の支払い、配給物資の購入など限られた分野だけで使用され、物々交換が全取引の65%を占めるといった状態であった。このため、コーヒー・タバコなどが価値基準として利用され、いわゆる『貨幣なき経済』を現出していた<sup>122)</sup>ことに言及されている[本稿 P.123]。同様に、ヤミ市場に関して、G. シュトルパーは、「当時の賃金からすると、熟練工でもタバコ1本のために約3時間、バター1ポンドのためには2週間から3週間も働かなければならなかったのである。闇市場でタバコ1箱を売れば、その金で1人当りの食料品配給の1月分が楽に支払えたのである。闇取引によって、普通に働くよりもずっと容易に、しかもより多くの金をかせぐという誘惑に、ますます多くの人が陥っていった【下線部分：本稿筆者追補】。ライヒスマルクが交換手段として額面通りの働きをしな

かったから、人々は代用通貨を求め、タバコ - 大抵はアメリカの - をそれに当てた。闇市場ではタバコが、価値を失ったライヒスマルクを追い出してしまった<sup>123)</sup>ことに言及している[本稿 P.124]。

闇市場が横行して闇の配給制度の状況に関して、鬼丸豊隆氏は「配給券ではとても品物は手にはいかない。配給券にかわる配給券でもあらわれてこないかぎり、一般市民は、新しいズボンはおろか靴下一足も買えない、・・・(中略)・・・実際、商品の出回りはこの1,2週間で今までの三分の一の量に落ちてしまった。・・・(中略)・・・配給食糧は1,000カロリーに落ち、まったく餓死線をさまよっていたのである。110回目の配給リストから、今までのチーズの月間配給量62グラムが消されていた。純乳の脂の含有量はわずか2%半しかなかった。自転車をもとめているミュンヘンの人の数は5万人だったが、入手できた者はわずかに1,800人そこそこであった。ルール地方では2万足の靴の需要にたいして、配給されたのは880則でしかなかった。ベルリンでは、2,600人の赤ん坊が生まれたが、1,700人が乳がないために死んだ。ルール地方では、10万人の労働者が絶望のあまりストライキをおこした<sup>124)</sup>ことに言及されている[本稿 P.124]。

G. シュトルパーは「労働者の労働意欲を支えるために、経営者は労働者に対し、製品の一部を交換市【=物々交換が行われる市場であり闇市場を意味するものではない：著者追補】に回すための現物給与として提供しなければならぬ事態になった。・・・(中略)・・・貨幣は価値の尺度としての、また生産の指針としての意味を失ってしまった。公定の価格とコストで計算され、金庫や銀行の口座に積み上げられるような企業利潤は、実は実質的損失を意味していた<sup>125)</sup>ことに言及している[本稿 P.124]。

第二次大戦後のドイツの経済上の破局から、そして、米英仏ソの四か国に分割された占領地区の内、米英仏の三か国の地域から構成される西ドイツの経済を救済させるためには、統制経済体制の改革に関して、鬼丸豊隆氏は「一つは、過剰購買力を吸収してインフレーションの

121) G. シュトルパー 他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.243～244

122) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.101～102

123) G. シュトルパー 他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.227～228

124) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.103

125) G. シュトルパー 他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.228～229



根源を断ち切る通貨改革であり、他の一つは、統制を解除して自由市場経済を復帰することであった。通貨改革が実施されたのは、48年の6月20日であるが、その事前準備はすでにそれより二年ばかり前からはじめられていた。これ【＝通貨改革：本稿筆者追補】と平行して経済機構の改革についても、国内では活発な議論が戦わされていたのである。・・・(中略)・・・統制の解除、公定価格制の廃止が、ヤミ市をなくし、経済の正常な機能回復のきめ手であるということは、一部では主張されていたが、一方で、これ【＝統制の解除、公定価格制の廃止：本稿筆者追補】が賃金・物価・所得分配にどのような影響を及ぼすかということが確実につかめなかったことと、そのためにかえってインフレを高進させて賃金・物価の悪循環をひきおこすことになりかねないというおそれをいだく者が多かった・・・(中略)・・・占領軍当局は、通貨改革後も統制を持続すべきかどうかについて、最後の断を下さなければならないこととなってきた。当時、米英統合経済地域の労働組合や社会民主党は、厳重な統制をひきつづき実施するよう要求し、米英占領軍当局の関係者も、その大半がかれらの見解を支持するという有様であった。・・・通貨改革後、直ちに統制を解除するよう強く要望するグループがあった。そのグループの代表者こそ、現在【＝鬼丸豊隆氏が『ドイツ経済の二つの奇蹟』を著した時期の1958年当時の意味：本稿筆者追補】の連邦経済相ルートヴィヒ・エアハルト(Ludwig Erhard)にほかならない。当時、彼はフランクフルト・アム・マインにあった米英統合経済地域行政部経済審議会の経済長官として、通貨改革案の起草に従事していた。彼をもっとも強く支持したのは、審議会の諮問機関でありフライブルク学派に属する人びとで構成されていた『経済諮問委員会』で、この委員会は48年4月(通貨改革の二ヵ月前)に統制解除を要請する意見書を提出している<sup>126)</sup>ことに言及されている[本稿 P.124]。

G. シュトルパーは「彼【＝ルートヴィヒ・エアハルト：本稿筆者追補】は、パン、ミルク、食肉、脂肪、穀物、石炭、電力、鉄、鋼鉄等、生活に直接必要な食糧や原料だけは今後とも公定価格で供給されるべきであるが、それほど基本的でない生産物は直ちに自由市場の気流に

晒されなければならない、としたのであった。配給制度の廃止によって巨大なエネルギーが解放され、これが生産を促進し、また労使双方の刺激を与え、彼等が市場のために以前よりも多く働くようになることは、・・・(中略)・・・経験されたところであった。生産がより豊富になり、収入が増加すれば、それによってやがて貧困は克服され、配給制も無用の長物となる・・・(中略)・・・。1948年の後半期だけで工業生産は約50%も急増し、次の年には、もう一度たっぷり25%は増加した。もはや購入券を求めて立ち並ぶ必要はなく、官庁との交渉に頭を悩ますこともなく、各人が自分自身の能力を頼みとすることができる、これによって誰にとっても救済と感じられた。その成果、即ち国家による後見の束縛からの解放は、ドイツ人に自分自身への信頼を取戻させ、この自由主義経済体制の正しさを、それが西側地区の大抵のドイツ人にとって一つの政治的信条となるほどに深く確信させた【下線部分：本稿筆者追補】<sup>127)</sup>ことを指摘している[本稿 P.126]。

また、1948年6月20日に断行される通貨改革の前に、即ち、1947年11月18日、パリにおいて、「ベルギー、ルクセンブルク、オランダ、フランスおよびイタリアの五カ国で、戦後最初の多角清算協定が締結された。ついで翌48年10月16日に、OEEC 諸国のほとんど全部の国の間で『第一年度ヨーロッパ支払協定』が調印をみるにいたった。さらに、49年11月の自由化決議が実施に移されるにおよんで、いよいよ多角的な支払決済機構をもうけることが不可欠な要件となってきた。・・・(中略)・・・50年7月1日に『ヨーロッパ支払同盟(EPU)』が設置された。・・・(中略)・・・50年9月19日には、スターリング地域がこれに加盟して、・・・(中略)・・・従来の双務協定による二国間の貿易均衡主義は、西ヨーロッパの多角決済方式におきかえられ、西ドイツにとっても輸出増進のための広大な海外市場が開かれるとともに、輸入自由化の促進に刺激があたえられることとなった<sup>128)</sup>ことに鬼丸豊隆氏は言及されている[本稿 P.121]。このことは、上記のベルギー、ルクセンブルク、オランダ、フランスおよびイタリアの五カ国間では、貿易取引が行われていることを意味していること同時に、この1947年11月18日の

126) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.94～95

127) G. シュトルパー他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.233～234

128) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P.91

時点では、ドイツ、特に、通貨改革を断行したドイツの米英仏占領地域は、海外取引を行うという経済状況でなかったことを併せて意味しているものと考えることができる。そして、G. シュトルパーは「西ドイツは1949年に『欧州経済協力機構(OEEC)』に加盟した。これは復興を促進し、このため特に加盟国間における通商の自由化を実現しようとするものであった【下線部分：本稿筆者追補】。他のヨーロッパ諸国と同様に、西側の三地区【= 第二次大戦後にドイツを占領した米英仏のそれぞれの軍政府によって統治された地区のこと：本稿筆者追補】は輸入の数量制限を部分的に撤廃した。・・・(中略)・・・1949年秋、ドイツマルクの平価切下げが行われた【下線部分：本稿筆者追補】。連合国によって定められていた3.3対1の対ドル・レートは、輸出にとって極めて不利なことが証明されていた。1ドル=4.20マルクという新レートは、外国でドイツ商品を安くし、輸入品は逆に高くなった【下線部分：本稿筆者追補】。しかし時を同じくして、世界市場でドイツと競争している多くの国もおなじようにその通貨の平価を切下げ、しかも一部ではドイツ以上に切下げを行ったから、これらの国に対しては、事態は悪化さえしたのであった。1949年の年末には国際収支の赤字が大きくなり、それがドイツ当局をして、失業に対する国内政策上の強力な措置をとることを尻込みさせたのである【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・1950年初頭には終わったように思われた。なるほど、生計費指数は再び通貨改革当時の水準にもどり、この点では事態は好転していた。しかし誕生後間もない連邦政府は、大量失業のもつ社会的政治的危険に無抵抗に身を晒しているわけにはいかなかった。雇用創出計画と住宅建設計画が立案され、このために中央銀行が融資することも計画に入れられた【下線部分：本稿筆者追補】。・・・(中略)・・・短期間に事態を大幅にかえることは到底できなかったであろう。ところが実際にはそうなかった。そしてそれは全く別の、予見しえなかった出来事、つまり1950年6月の朝鮮戦争勃発【下線部分：本稿筆者追補】のお蔭であった。強烈な俄景気が湧き起こった。それは最初、原料に対する投機的需要に支えられ、需要の手は次いで投資財、食料、繊維にも伸びていった。

国の内外を問わず、人々は何でも買えるものを買ひ溜めた。物価はどんどん上がったから、早く買えば買うほどいいのであった」<sup>129)</sup>ことに言及している[本稿 P.140]。

即ち、第二次世界大戦後の米英仏に占領されていたドイツの西部地域において、[本稿 P.50 ~ 50] でみたような経過を辿って連邦共和国として成立し、その当時、アデナウアー政権における連邦経財相ルートヴィヒ・エアハルトが『『社会的市場経済』というスローガンを強調し、市場への国家介入とみられる政策には異を唱えつけたが、通貨改革によって経済統制が一举に撤廃されたわけではなかったし、朝鮮戦争直後には自由化に逆行する政策がとられたりもした。当時は、アメリカの要請にしたがって、消費材生産を抑制し、原材料、エネルギー部門の生産をあげるために経済団体による生産調整がおこなわれた」<sup>130)</sup>ことを平島健司氏は言及されている。

そして、鬼丸豊隆氏は、連邦経財相ルートヴィヒ・エアハルトは・・・(中略)・・・基本的構想【= 国民のために最大限の自由と社会保障とをつねに調和させる手段こそ社会的市場経済であるという考え方：本稿筆者追補】に立って、1948年6月いらい、つぎつぎと彼独特の経済政策をおし進めてきた。・・・(中略)・・・彼が通貨改革につづいて統制を撤廃してとき、・・・(中略)・・・生産は急速に回復しつつあったものの、国民の消費財にたいする需要がほとんど無制限であったので、需給間のアンバランスから、たちまち、インフレ化の危険に見舞われるにいたった。このため、ドイツ労働総同盟は、統制の復活【下線部分：本稿筆者追補】をとまえ、ゼネストをもって彼【= ルートヴィヒ・エアハルトのこと：本稿筆者追補】の退陣を要求した。・・・(中略)・・・彼【= ルートヴィヒ・エアハルトのこと：本稿筆者追補】は明春には物価はかならず下がると予言し、頑として政策を変えようとはしなかった。・・・(中略)・・・エアハルト経財相は、・・・(中略)・・・『自由な競争の制限は原則として害悪である。ただし、国民経済のため必要な若干の例外(合理化カルテル・不況カルテル・輸出カルテルの三つ)をみとめる』という原則にしたがって、最初のカルテル制限法案を起草し、52年3月、第一期連邦議会に提出した。しかし、西ドイツ工業連盟によって代表される産業界で

129) G. シュトルパー 他著 坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年1月30日 P.251 ~ 252

130) 木村靖二(編)：『ドイツ史』山川出版社 2004年 P. 353 ~ 354

は『カルテルが産業合理化の必然的産物で、それ自身はすこしも害悪でない。ただカルテルにもとづく支配力の濫用から弊害が生じたばあいだけ、これを取締ればよい』という考えが強く、与党議員すらその大半がエアハルト構想に真向から反対した。このため、第一期連邦議会では、審議未完了のまま見送られてしまった。・・(中略)・・54年3月21日、第二期連邦議会に再提出したが、このエアハルト案に反対する勢力は依然として強く、・・(中略)・・エアハルトは『このカルテル法案が成立しなければ、経財相を辞任する』とまで言明して、・・(中略)・・ようやく57年7月19日に上下両院を通過し、58年1月1日から施行されることとなった<sup>131)</sup>ことに言及されている[本稿 P.151]。

このことは、「集中排除ならびにカルテル禁止政策は、戦前、ドイツのカルテルやトラストが、軍事的脅威の主たる根源をなしたとするアメリカ国内の思想に由来するもので、第一次大戦後ドイツの軍事的潜在力が復活したかげに、こうした組織が基本的な役割を果たしたとみただからである。したがって、西ドイツのトラストやカルテルを解体することが、将来の国際的な安全保障手段であると考えたのである。・・(中略)・・イー・ゲー・ファルベン・合同鉄鋼をはじめ石炭・映画会社などの大会社が解体された。また、ライヒス・バンクを解散して新し

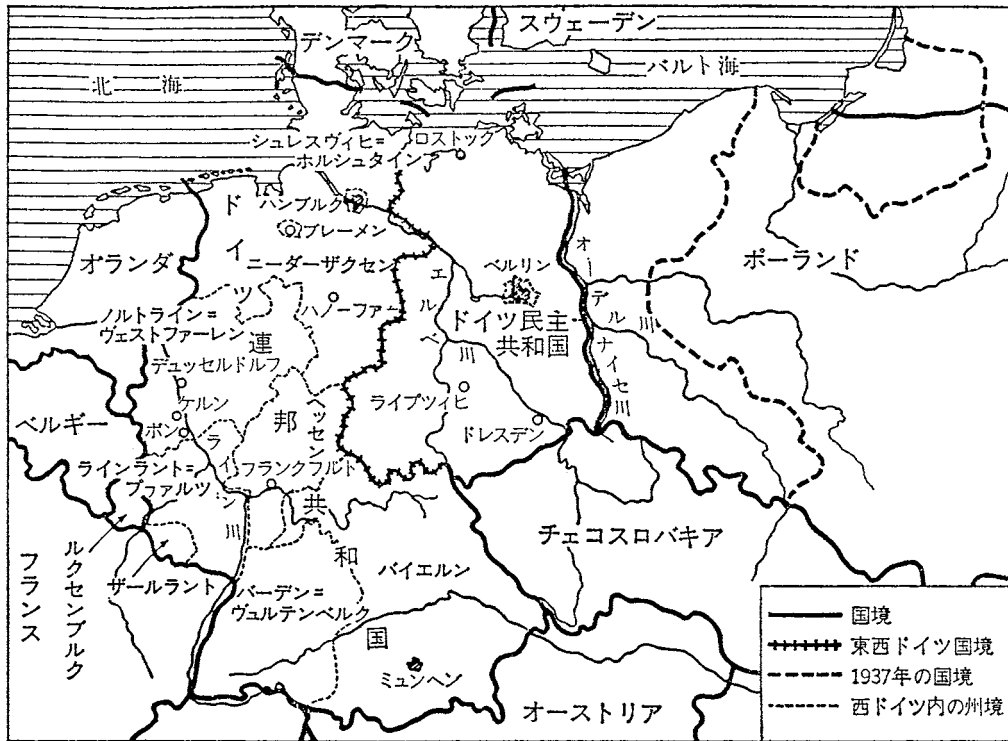
い中央銀行制度を導入するとともに、ベルリンに本店のあったいわゆる三大銀行の解体・再編がおこなわれた<sup>132)</sup>ことに鬼丸豊隆氏は言及されている[本稿 P. 152]。

1958年1月1日から施行されたカルテル制限法に関して、鬼丸豊隆氏は、「議会での審議過程で修正がくわえられたため、でき上がったカルテル制限法はエアハルト原案とはかなり異なったものとなった。・・(中略)・・彼【= ルートヴィヒ・エアハルトのこと：本稿筆者追補】の主張する三つの例外【= 合理化カルテル・不況カルテル・輸出カルテルの三つ：本稿筆者追補】のほかに多くの例外が認められることとなった。・・(中略)・・カルテル制限法の立法化にかんするかぎり、エアハルトの所信は大幅な後退を余儀なくされる結果となったようである。しかし、19世紀末いらい、ドイツが先進国に追いつくため国家の独占助長政策を中心としてその経済を発展させてきたこと、また1930年代の半ばには、ドイツ産業界には約2,000ものカルテル協定が結ばれていたことなどを思いうかべるとき、このカルテルの本場である西ドイツ【下線部分：本稿筆者追補】が、他の西欧諸国に先がけて・・(中略)・・カルテル制限法を可決したことは、まさに画期的な出来ごと<sup>133)</sup>として指摘されている[本稿 P.152]。

131) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P. 98～99

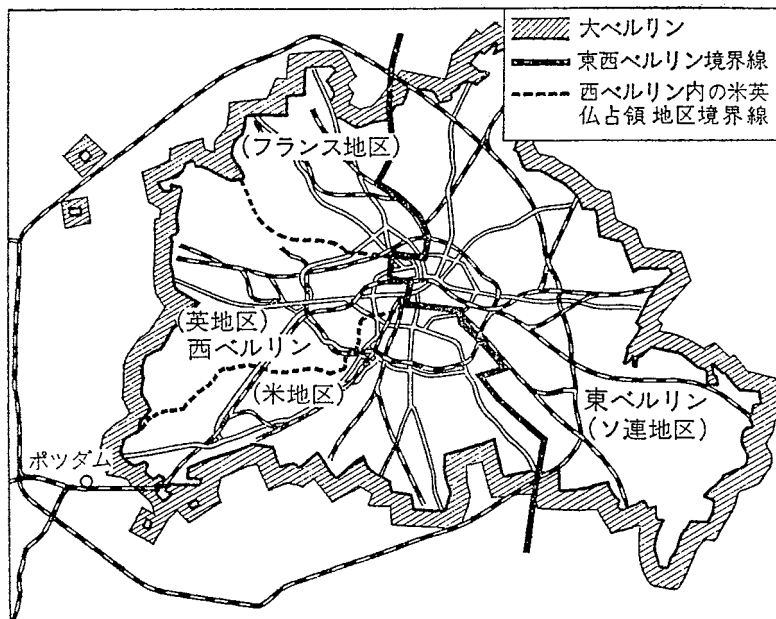
132) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P. 142

133) 鬼丸豊隆：『ドイツ経済の二つの奇蹟』平凡社 1958年3月5日 P. 99～100



第I図：1945年以降のドイツ

(出所：林健太郎編，「ドイツ史 [新版]」 P.462 山川出版社 1978年 6月20日)



第II図：分断されたベルリン

(出所：林健太郎編，「ドイツ史 [新版]」 P.461 山川出版社 1978年 6月20日)